運行管理
ガイドブック



一般社団法人 京都府トラック協会
京都府貨物自動車運送適正化事業実施機関

はじめに

貨物自動車運送事業者は、荷主からの依頼のあった荷物を安全、迅速かつ正確に輸送する使命があります。その上、国民生活や経済産業活動に欠くことのできないライフラインとしての重要な位置づけにあり、極めて公共性の高い事業であるといえます。

このため、輸送の安全を確保することは、事業者や従業員に課せられた絶対的な条件であり、社会的責務でもあります。このため法令を遵守しないと、貨物自動車運送業界全体の社会的信頼を失墜することとなり、企業の存続はもちろんのこと、事業者にとって重大な影響を与えることとなります。

しかし近年、貨物自動車の関係する重大事故が続発し、国民の貨物自動車運送事業に対する安全・安心の信頼は薄れてきております。当業界にとっては信頼を回復することが喫緊の課題となっております。

このガイドブックでは、適正化巡回指導での全38項目を法令に沿って解説し、事業者が現場で使用する帳票を挿入し、コピーすることでご利用出来る構成になっており、近畿運輸局京都運輸支局のご協力を得て作成致しました。

日々の運行管理や安全確保のため、輸送に従事する方々にとって適正な事業運営の一助としてこのガイドブックを効果的にご活用いただければ幸いと存じます。

令和2年6月

一般社団法人 京都府トラック協会
京都府貨物自動車運送適正化事業実施機関

目　次

Ⅰ	事業計画等	8
Ⅱ	帳票類の整備、報告等	10
Ⅲ	運行管理等	20
Ⅳ	車両管理等	45
Ⅴ	労基法等	55
Ⅵ	法定福利費	58
Ⅶ	運輸安全マネジメント　その他業務内容一覧	59

区分	Gマーク40点	法令項目	重点項目	No.	調査事項	頁
Ⅰ 事業計画等	必須	※		1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	8
	必須	※		2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	8
	必須	※		3	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	8
	必須	※		4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	8
	1			5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	8
	必須	※		6	届出事項に変更はないか。（役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等）（本社巡回に限る。）	8
				7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	9
				8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	9
Ⅱ 帳票類の整備 報告等	1			1	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	10
	必須	※		2	自動車事故報告書を提出しているか。	12
	1			3	運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	16
	1			4	車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	17
	必須	※		5	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る。）	18
Ⅲ 運行管理等	1			1	運行管理規程が定められているか。	20
	必須	※	○	2	運行管理者が選任され、届出されているか。	20
	1			3	運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	20
	1			4	事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	23
	3		○	5	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	24
	3			6	過積載による運送を行っていないか。	29
	3		○	7	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	31
	3			8	乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	35
	1			9	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	36
	1			10	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	37
	3		○	11	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	39
	1		○	12	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	41
	2		○	13	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	44
Ⅳ 車両管理等	1			1	整備管理規程が定められており、これに基づき適正に整備管理業務がなされているか。	45
	必須	※	○	2	整備管理者が選任され、届出されているか。	45
	1			3	整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	45
	1			4	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	47
	3		○	5	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	49
Ⅴ 労基法等	1	※		1	就業規則が制定され、届出されているか。	55
	1	※		2	３６協定が締結され、届出されているか。	56
	1			3	労働時間、休日労働について違法性はないか。（運転時間を除く）	56
	1		○	4	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	57
Ⅵ 福利法定費	必須			1	労災保険・雇用保険に加入しているか。	58
	必須			2	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	58
安マネ	3				運輸安全マネジメント方針、目標、目標に基づく計画、公表しているか	59

※印は法令に基づき、適正な認可申請、届出、報告をしなければなりません。
必須は「法に基づく許可申請、届出、報告事項」及び「社会保険等の適性加入」が適正でなければ認定されませんので手続きを行って下さい。

適正化機関巡回指導事項　自己診断シート

（注）このシートは、あくまで適正化巡回項目において法令要求を自己診断できるものとして簡略化したものです。
法令の根拠、詳細は、「運行管理ガイドブック」の記載項目をご参照下さい。

No.	調査事項	確認書類	保存期間	判定
Ⅰ-1.	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	認可申請書・届出書	永久	○・×
	①名称、位置に変更はないか　②変更の場合、所定の手続きをしているか【認可申請書・届出書確認】			
Ⅰ-2.	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	届出書	永久	○・×
	①営業所における配置車両数について、事業計画変更事前届出書等に記載の内容と一致しているか ②届出せず、自社の他営業所又は他社間に置いて配置車両を移動させていないか			
Ⅰ-3.	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	認可申請書	永久	○・×
	①車庫について、事業計画変更認可申請書等に記載の内容と一致しているか【現地確認】 ②認可車庫以外での荷主先、関連会社等に常時駐車したり、運転者自宅へ車両の持ち帰り等ないか、車両保管が適切か			
Ⅰ-4.	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	認可申請書	永久	○・×
	①休憩・睡眠施設について、事業計画変更認可申請書等に記載の内容と一致しているか【現地確認】			
Ⅰ-5.	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	認可申請書	永久	○・×
	①休憩・睡眠施設は、有効に保守、管理されているか【現地確認】			
Ⅰ-6.	届出事項に変更はないか。（役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等）	役員変更届	永久	○・×
	①登記簿、役員変更届等に記載の内容と一致しているか　②役員改選等変更により届出内容と一致しているか			
Ⅰ-7.	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	車両台帳、運転日報		○・×
	①運送事業者以外の者の使用する車両、個人名の自家用自動車が、営業行為を行っていないか			
Ⅰ-8.	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	運転者台帳、経費明細簿、運転日報、車両台帳		○・×
	①名義貸し行為の判断基準の行為をしていないか(基準：雇用、経理、運行管理、車両管理、事故処理)			
Ⅱ-1.	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	事故記録簿（原因、再発防止対策）	3年（事故後）	○・×
	①法定項目記載の事故記録があるか(原因・再発防止対策)　②記録は3年保存しているか			
Ⅱ-2.	自動車事故報告書を提出しているか。	行政提出の事故報告書		○・×
	①自動車事故報告規則に定められた事故を行政当局に、期日内に提出しているか			
Ⅱ-3.	運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	運転者台帳	3年（退職、転任後）	○・×
	①法定項目記載の運転者台帳があるか　②運転者が転任、退職等した場合、運転者台帳を3年間保存しているか			
Ⅱ-4.	車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	車両台帳／車検証写し		○・×
	①車検証、自賠責保険証明書の写し等、車両台帳があるか			
Ⅱ-5.	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社営業所巡回に限る。）	最新の報告書 2種		○・×
	【本社営業所に限る】①事業報告書は、決算後100日まで　②事業実績報告書は、7月10日までに提出しているか			
Ⅲ-1.	運行管理規程が定められているか。	運行管理規程	変更の都度更新	○・×
	①運行管理規程には、職務権限及び組織図を定めているか　②最新の法令を反映した規程であるか			
Ⅲ-2.	運行管理者が選任され、届出されているか。	運行管理者選任届	選任期間中保存	○・×
	①法定人数に応じて、資格を有する運行管理者を選任しているか ②複数の場合、統括運行管理者を選任しているか ③選任運行管理者は、運行管理業務に真に従事し、または退職等で不在になっていないか			

適正化機関巡回指導事項　自己診断シート

No.	調査事項	確認書類	保存期間	判定
Ⅲ-3.	運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	運行管理者等 指導講習手帳		○・×
	①選任運行管理者は、２年に１回、基礎講習又は一般講習を受講しているか			
Ⅲ-4.	事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	運転者台帳（人数）		○・×
	①運転者に日々雇い入れられる者、２か月以内の者、１４日以下の試用期間の者が含まれていないか			
Ⅲ-5.	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これが適正に管理されているか。	運転日報／タコチャート紙 ／拘束時間管理表	１年	○・×
	①労働時間等の改善基準告示を遵守しているか【拘束時間･休息期間･連続運転等】 ②過労につながるような運行指示をしていないか (休憩・休息の取得) ③適正な運行計画を策定しているか (所要時間 / 交通規則 / 休憩､休息時間･場所 / 気象他)			
Ⅲ-6.	過積載による運送を行っていないか。	運転日報／受注伝票	１年 （運転日報）	○・×
	①過積載運行が行われていないか (運行計画･過積載指示) ②過積載運行を容認、奨励する歩合給制度がないか③荷主等による過積載運行の強要はないか			
Ⅲ-7.	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	点呼簿	１年	○・×
	①法定項目記載の点呼簿を適正に記録し、保存しているか (項目：運転者の疾病、疲労、睡眠不足等) ②乗務開始・終了が営業所の場合、対面点呼をしているか　③運行上やむを得ない場合、電話による点呼を行っているか ④アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認しているか　⑤アルコール検知器は、正常に作動するか (検知器の点検) ⑤電話点呼の場合、乗務員にアルコール検知器を携行させているか　⑥点呼執行者の資格はあるか (補助者を含む) ⑦選任運行管理者による点呼は、少なくとも3分の１以上、実施しているか			
Ⅲ-8.	乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	運転日報	１年	○・×
	①法定項目記載の運転日報を適正に使用し、保存しているか 【注】１) 休憩、睡眠した場合、その日時、地点の記載。 ２) 車両総重量８トン､積載量５トン以上の車両：積載状況、荷主都合３０分以上の荷待ち時間を記載しているか			
Ⅲ-9.	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	タコチャート紙／ 指導記録	タコチャート紙1年 指導記録３年	○・×
	①車両総重量７トン､積載量４トン以上の車両等に運行記録計を装着しているか ②乗務後のチャート紙を見て労働時間超過、連続運転、速度超過､急加速等がないか確認し、指導しているか			
Ⅲ-10.	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	運行指示書	１年	○・×
	①2泊3日以上の運行の場合、運行指示書を作成、乗務員に携行させているか ※本通は運行後回収し営業所の写しともに保管しているか ②同じ運行指示書の写しは、営業所にあるか ③運行途中に計画が変更した場合、乗務員に指示し、その内容を営業所・運転者双方にその内容を記載・保存させているか。			
Ⅲ-11.	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	乗務員教育記録 （安全､告示 1366 号）	３年	○・×
	①乗務員に対する安全教育計画を立てているか　②指導指針 (国交省告示 1366 号) に基づく安全教育を実施しているか ③教育記録は３年間保存しているか			
Ⅲ-12.	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	乗務員教育記録 （安全､告示 1366 号） 運転記録証明書	３年	○・×
	①初任運転者には､運転記録証明書等により事故歴の把握をしているか ②事故惹起者､初任・高齢運転者には､指導指針 (国交省告示 1366 号) に基づく安全教育を実施しているか ③教育記録は３年間保存しているか			
Ⅲ-13.	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	初任／適齢／特定 診断結果	乗務員教育記録簿と併せて保存することが望ましい	○・×
	①初任運転者には、初任診断を受診させているか　②高齢運転者には、適齢診断を受診させているか ③重大事故惹起者には、特定診断を受診させているか　④適性診断の受診結果を安全教育に活用しているか			

適正化機関巡回指導事項　自己診断シート

No.	調査事項	確認書類	保存期間	判定
Ⅳ-1.	整備管理規程が定められているか。	整備管理規程	変更の都度更新	○・×
	①整備管理規程には、職務権限などが定められているか　②最新の法令を反映した規程であるか			
Ⅳ-2.	整備管理者が選任され、届出されているか。	整備管理者選任届	選任期間中保存	○・×
	①５両以上配置の営業所において資格を有する整備管理者を選任しているか ②整備管理者は、自社従業員により選任しているか ③選任整備管理者は、整備管理業務に真に従事し、また、退職等で不在になっていないか			
Ⅳ-3.	整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	選任後研修の証明		○・×
	①選任整備管理者は、２年に１回、整備管理者選任後研修を受講しているか			
Ⅳ-4.	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	日常点検記録簿	法的な保存義務はなく任意であるが、日報等に準じた扱いが望ましい	○・×
	①法令に基づく日常点検基準を作成し、運行前に点検を行っているか【注】大型車：ディスク・ホイールの取付状態 ②点検結果に基づき整備管理者が、運行可否の決定をしているか ③日常点検実施について運転者に指導徹底しているか			
Ⅳ-5.	定期点検基準を作成し、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	定期点検整備記録簿 年間計画／実施表	１年	○・×
	①法令に基づく定期点検基準を作成しているか ②定期点検計画等により点検・整備が行われているか ③定期点検整備記録簿が、車両に備えつけ、写しが営業所に保存しているか			
Ⅴ-1.	就業規則が制定され、届出されているか。	就業規則 （労基監督署提出）		○・×
	①従業員が常時１０人以上の事業所は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届出しているか ②内容変更の場合、変更届を監督署へ提出しているか。　③最新の法令を反映した規則であるか			
Ⅴ-2.	36協定が締結され、届出されているか。	36協定 （労基監督署提出）	３年	○・×
	①法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させる場合または、法定休日(1週1日の休日)に労働させる場合には、労使で書面による協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届出しているか			
Ⅴ-3.	労働時間、休日労働について違法性はないか。（運転時間を除く）	出勤簿、運転日報、 タイムカード	出勤簿３年 日報１年	○・×
	①所定労働時間、時間外労働、所定休日、休日労働等が法令等に従い、適正に行われているか			
Ⅴ-4.	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	健康診断受診記録簿	５年	○・×
	①乗務員に年１回健康診断を実施しているか【注】深夜業(22時～5時)は、半年に１回実施 ②乗務員採用時に健康診断を実施しているか			
Ⅵ-1.	労災保険・雇用保険に加入しているか。	保険の加入状況がわかる書類の写しを営業所に保存		○・×
	①加入義務のある労働者を１人以上雇用の場合、事業所は適用対象			
Ⅵ-2.	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	保険の加入状況がわかる書類の写しを営業所に保存		○・×
	①法人事業所は、加入義務のある労働者を１人以上、常時雇用の場合、適用対象 ②個人事業所は、加入義務のある労働者を５人以上、常時雇用の場合、適用対象			
Ⅶ	運輸安全マネジメント：方針、目標、目標に基づく計画、公表しているか	方針／数値目標・計画／公表		○・×
	①方針、数値目標・数値計画を定めているか ②公表(方針、目標、目標達成状況、事故報告規則に定める事故の統計)しているか			

事業者、運行管理者、乗務員が遵守すべき法令：貨物自動車運送事業輸送安全規則より

【1】事業者が遵守すべき事項

□過労運転の防止（安全規則第３条）

①事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任
②選任運転者として不可の要件→日々雇入れの者、2か月以内の運転者、試用期間中の運転者(14日を超える継続雇用を除く)
③乗務員の休憩・睡眠施設の確保、適切な管理・保守。
④適切な勤務時間及び乗務時間を設定し、運転者に遵守させる。
⑤酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務禁止
⑥乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させない。
⑦長距離運転又は夜間運転に従事する場合、疲労等により運転継続出来ない場合、交替する運転手の配置

□過積載の禁止、防止対策(安全規則第４条)

①過積載運送の引受けや過積載による運送を前提とした運送計画の作成や運送指示の禁止
②日常的な指導・監督

□その他の事項(安全規則第５条～第２３条)

①貨物の積載方法（偏荷重、荷崩れ、落下の防止措置をしているか。）(規則第５条)
②自動車車庫の確保（路上放置等をしていないか。)(規則第６条)
③点呼等（乗務の前後の対面点呼で、酒気帯びの有・無、疾病、疲労、睡眠不足等により安全な運転ができないおそれはないかの確認等。）(規則第７条)
※点呼回数：　選任運行管理者が、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上。
補助者資格：「運行管理者資格者証の交付を受けている者」又は「基礎講習修了者」
④乗務等の記録（運転時間、拘束時間等に問題はないか。）(規則第８条)
⑤運行記録計による記録（運行記録計による記録を正確に行っているか。）(規則第９条)
⑥事故の記録（事故の概要、事故の原因、再発防止対策等。）(規則第９条の2)
⑦運行指示書による指示（指示書の作成、運転者への指示及び携行）(規則第９条の3)
⑧輸送安全の為、荷主と密接に連絡、協力して適正な取引を確保(規則第９条の4)
⑨運転者台帳（選任年月日、運転免許証の種類・有効期限等を記載し備え付けているか）(規則第９条の5)
⑩従業員に対する指導及び監督（運行の安全確保、法令の遵守事項等。）を継続的・計画的に実施するための基本的計画の策定と計画的・体系的実施。(規則第１０条)
⑪従業員に対する指導及び監督の記録（日時、場所、資料、指導監督実施者、受講者)と営業所での保存(3年間)
⑫異常気象時等における措置（暴風警報等の伝達、避難箇所指定等。）(規則第１１条)
⑬安全の確保のための服務規律（特別積合せ貨物運送を行う事業者。）(規則第１２条)
⑭点検整備（点検及び整備の実施とその記録の保存。）(規則第１３条)
⑮点検のための施設(点検等のための施設の設置)(規則第１４条)
⑯整備管理者の研修(規則第１５条)
⑰運行管理者等の選任(規則第１８条)
⑱運行管理規程(運行管理者等の職務及び権限等に関する規程を定める)(規則第２１条)
⑲運行管理者の指導及び監督(規則第２２条)
⑳運行管理者の講習(規則第２３条)

【2】事業者として禁止されている事項

①過積載による運送の引き受け及び過積載による運送計画又は運転者等に対して過積載による運送の指示はしてはならない。(法第１７条第３項)
②利用する運送を行う貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為をしてはならない。(法第２２条の2)
③荷主に対し、不当な運送条件を求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。(法第２５条)
④運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。(法第２５条第２項)
⑤特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。(法第２５条第３項)
⑥名義を他人に貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。(法第２７条第１項)
⑦事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。(法第２７条第２項)
⑧有償で旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第８３条)

法：貨物自動車運送事業法

【3】運行管理者の業務（安全規則第20条等）

①事業者により運転者として選任された者以外の者に、事業用自動車を運転させない。
②乗務員が休憩又は睡眠のために利用できる施設を適切に管理する。
③事業者によって定められた勤務時間・乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従って運転者を乗務させる。
④酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させない。
④－2　乗務員の健康状態(1年ごとに1回、深夜乗務のある者は、6か月ごとに1回健康診断)を把握し、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させない。
⑤長距離運転又は夜間運転の場合で、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがある場合は、あらかじめ交替運転者を配置する。
⑥運転者その他従業員に対し、過積載運送の防止についての指導や監督を行う。
⑦従業員に対し貨物の積載方法(偏荷重が生じないように積載すること。運搬中に荷崩れ等による落下防止のためのロープやシートがけ、コンテナ緊締装置の確認を行うなど)について、指導や監督を行う。
⑧運転者に対して乗務の前後(乗務途中点呼)点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を1年間保存する。 並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
⑨運転者ごとに対して乗務記録を記録させ、その記録を1年間保存する。
⑩運行記録計を管理し、その記録を1年間保存すること。
⑪運行記録計が記録することのできないものを運行の用に供さない。
⑫事故が発生した場合、事故の概要を記録し、その記録を3年間保存すること。
⑬運行指示書(2泊3日以上運行)を作成し、適切な指示を行い、運転者に携行させその記録を1年間保存。
⑭運転者ごとに写真を貼りつけた運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
⑮乗務員に対し、指導、監督を行い、その記録を営業所に3年間保存すること。
⑯特定の運転者に対して適性診断を受診させ、その後その運転者に対して特別な指導を行う。(記録は3年間保存)
⑰異常気象時において、乗務員に対する適切な指示及び輸送の安全確保のための必要な措置をとる。
⑱事業者により選任された運行管理者の補助者に対して指導及び監督を行うこと
⑲自動車事故報告規則第5条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行う。
※特別積合せ貨物運送を行う事業者の運行管理者は、乗務基準を作成し、基準の遵守について乗務員に対する指導及び監督を行う。
⑳運行管理者は、事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる。
※統括運行管理者は、運行管理者の業務を統括する。

【4】乗務員が遵守すべき事項

□**乗務員　運転者及び運転等補助者（安全規則第16条）**
①酒気を帯びて乗務しないこと。
②過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
③貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載すること。落下することを防止するためロープ又はシートを掛ける等により積載すること。
④事業用自動車が故障等により踏切内で運行不能なったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

□**運転者　乗務員が遵守するべき事項に加え、さらに次の事項も遵守しなければならない。(安全規則第17条)**
①酒気を帯びた状態、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。
②運行前点検を実施し、又はその確認をすること。
③貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、規定による報告をすること。
④乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、事業用自動車、 道路及び運行の状況について通告すること。
⑤交替した運転者は、通告を受け、事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検をすること。
⑥乗務等の記録をすること。（運行記録計による記録も含む。）
⑦2泊3日以上運行の場合、運行指示書を携行し、運行に変更があれば、運行指示書に当該変更の内容を記載すること。
⑧踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

運転者、運行管理者、整備管理者の職務と権限

1. 運転者の選任



ポイント

●次の者は、運転者として選任してはならない。
・日々雇い入れられる者
・2月以内の期間を定めて使用される者
・試用期間中の者

2. 運行管理者の選任

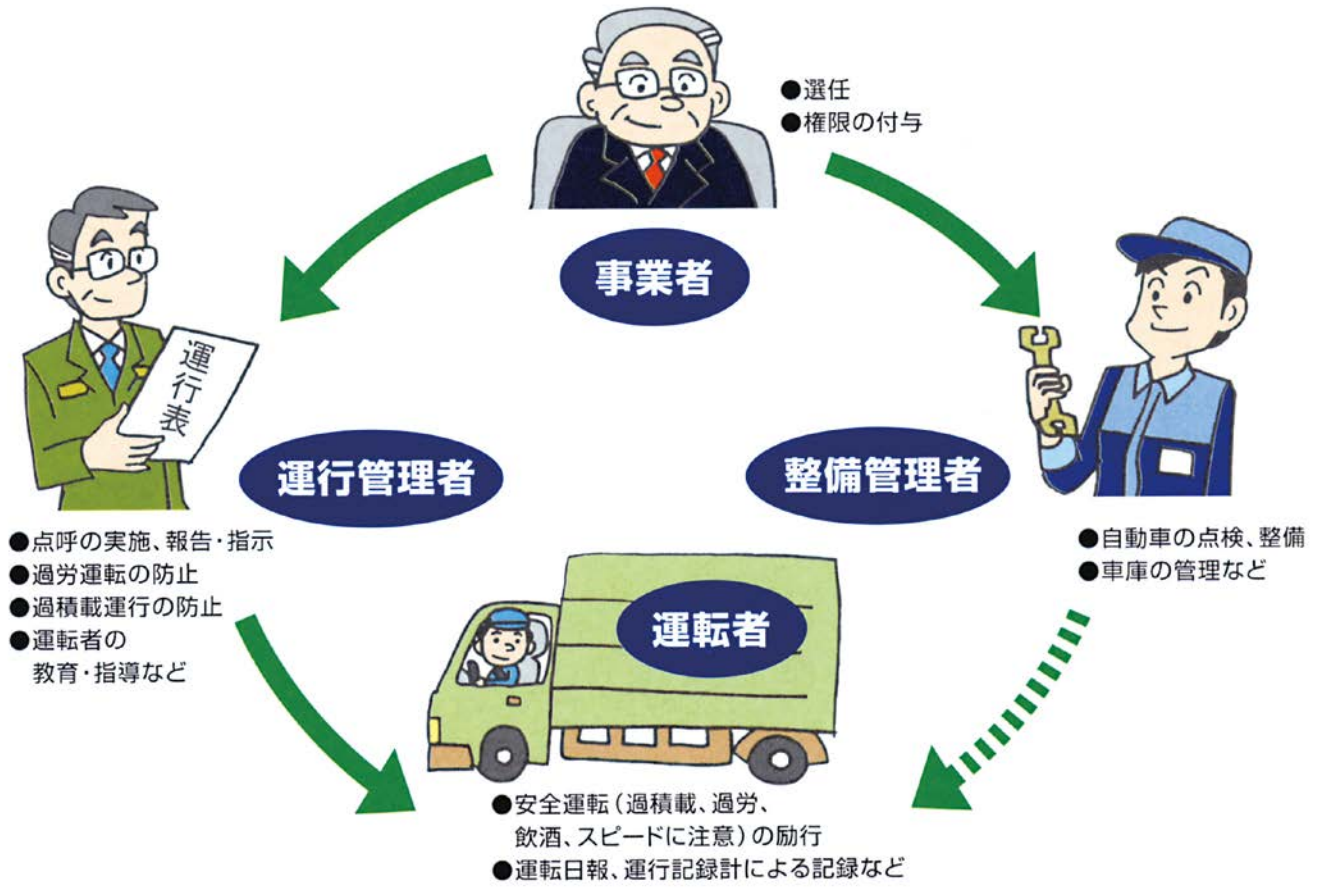


ポイント

●運行管理者を選任又は解任したときは、遅滞なく（遅くとも１週間以内）その旨を国土交通大臣に届けなければならない。

3. 整備管理者の職務と権限





Ⅰ 事業計画等

貨物自動車運送事業者は、守るべきルールが貨物自動車運送事業法で定められています。業務を行うためには、あらかじめ各々の事業計画等に沿った適正な事業遂行が求められます。事業者は、事業計画が一定の基準を満たしていることを条件として許可を受けた者です。また事業を経営していく過程において、所用の手続きが必要とされます。まず、許可の基準等を紹介し、様々な手続きについて説明致します。

【許可基準】

① 事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するために適切なものであること。
② その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
③ その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

1 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。

2 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。

営業所

①使用権限を有すること
自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は概ね契約期間が概ね二年以上の賃貸契約により使用権限を有するものとする。賃貸借の期間が概ね二年に満たない場合、契約満了時に自動的に 更新される場合に限り使用権限を有するものとみなされる。
②都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
都市計画法等関係法令(農地法、建築基準法等)については宣誓書の添付が必要。
③規模が適切であること。

3 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。

自動車車庫

①原則として営業所に併設するものであること。併設できない場合は、平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合すること。
営業所と車庫との直線距離(併設出来ない場合)
10km：京都市　宇治市　城陽市　京田辺市　向日市　長岡京市　八幡市　乙訓郡　久世郡
それ以外の市町村は、5km
②車両と車庫の境界及び車両相互の間隔が50㎝以上確保され、かつ、計画車両すべてを収容できるものであること。
③他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
④使用権限を有するものであること。
⑤都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
⑥前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

4 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。

5 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。

休憩・睡眠施設

①原則として営業所又は車庫に併設するものであること。
②乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、睡眠施設が必要な場合は少なくとも同時睡眠者一人当たり2.5㎡以上の広さを有するものであること。
③使用権限を有するものであること。
④都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

6 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等) (本社巡回に限る)

事業者の氏名、名称、住所又は社員に変更があった場合は届出が必要です。

①事業者の氏名、名称、住所の変更…変更の都度遅滞なく提出
②代表権を有しない役員又は社員の変更 (前年7月1日～6月30日の期間)の変更は毎年7月31日までに提出。
③役員又は社員の変更の際に新たに役員に選任された場合は関係法令の欠格事由に該当しない旨の宣誓書の添付が必要です。
④書類の提出先は事業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸支局になります。

7 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。

8 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。

貨物自動車運送事業法に基づき、トラック事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととなっております。

いわゆる「名義貸し行為」は、貨物自動車運送事業法第27条により禁止されています。このことは、運送事業者の責務を実質的に第三者に負わせる行為であり、貨物自動車運送事業法の許可制の趣旨に反することとなるため、このことを禁止されています。以下、名義貸し行為の判断基準であります。

名義貸し行為の判断基準

①雇用関係
- ・運転手との雇用(派遣)契約が締結されていない。
- ・運転手について、固定給又は保障給等一定の保障された給与の支払いがない。
- ・運転手について、社会保険料及び雇用保険料控除や源泉徴収が行われていない。
- ・就業規則が定められていない。

（就業規則は、従業員が10人以上の事業所については、所轄の労働基準監督署へ届出義務がある。）

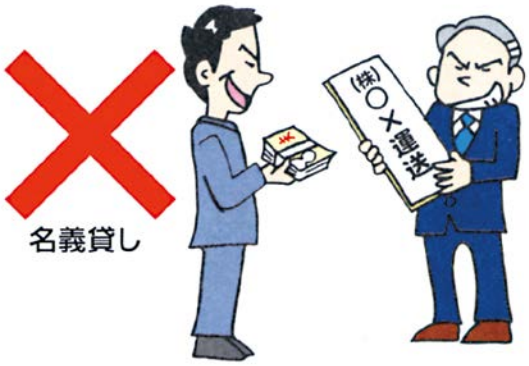
②経理処理関係
- ・乗務における運賃・料金収入の全額が、事業者収入に計上されていない。
- ・許可事業者の支出の一部が運転手の事業所得と思われる支払いに充てられている。
- ・車庫使用料、事業用自動車に係る諸経費、一般管理費等事業運営に必要な経費を事業者が負担していない。

③運行管理関係
- ・乗務割りが作成されておらず、適切な勤務及び乗務管理が行われていない。
- ・運行前及び運行後点呼が適切に実施されておらず、点呼内容が適切に記録されていない。
- ・運転者に対する指導及び監督が適切に行われていない。

④車両管理関係
- ・事業用自動車等の事業施設の管理(保管)を許可事業者が行っていない。
- ・事業用自動車の定期点検等を行っていない。
- ・事業用自動車の車両購入(リース)を許可事業者が行っていない。

⑤事故処理関係
- ・事故発生後の交渉を許可事業者が行っていない。
- ・事故の損害賠償を許可事業者が行っていない。

以上の項目が、名義貸し行為に該当する可能性を推認させる要素です。
実際にはこれらの行為を総合して判断されます。



Ⅱ 帳票類の整備、報告等

1 事故記録が適正に記録され、保存されているか。

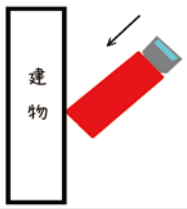
貨物自動車運送事業者は事業用自動車に係る事故が発生した場合は必要事項(下記事項)を記載した事故記録を作成し、その事業用自動車を管理する営業所において３年間保存しなければなりません。

○主な記載項目
①乗務員の氏名
②事業用自動車登録番号、当該事業用自動車を識別できる表示
③事故の発生日時
④事故の発生場所
⑤事故の当事者の氏名(乗務員を除く)
⑥事故の概要(当時の状況、事故の種類、道路等の状況当時の運行計画、損害の程度を含む)
⑦事故の原因
⑧再発防止策

○作成時期：　事故発生後３０日以内
○記録の保存期間：　事故発生後３年間

○事故記録簿例

事故の記録

乗務員の氏名	○村　○朗	自動車登録番号	京都○○あ○○○○
事故発生日時	○○年　○○月　○○日　午前・午後　○時　○○分		
事故の発生場所	○○産業構内		
事故種別	□車対人(　　)　□車対車　□車対二輪　☑車対物　□その他		
相手方の氏名			
相手方けが人の有無	□有　□無	けが人の処置	□救急搬送(病院:　　)　□その他
相手方車両番号			
警察への届出	□有　☑無　(年　月　日　(扱)□人身　☑物損　□その他　警察署)		
事故の種類	☑接触　□追突　□衝突　□転落　□火災　□車両故障　□健康		
事故の概要(損害の程度含む)	○○産業の構内にて車両を停止する際に建物に車両の左端を当ててしまい建物、車両の両方を変形させてしまいました。	(略図)	
事故原因	バックで建物に横着けする際にバックアイカメラに頼りきりになり、自分の目で確認しなかったことが原因です。また、ぎりぎりまで着けようとしたことも原因になりました。 □運転操作(速度・後退・脇見・追越・車間距離・確認不足・急停止)　□車両点検(日常・定期) □運行管理(点呼の実施・確認・運行計画・過積載・速度下命容認・安全教育) □労務管理(過労・疾病・疲労の管理)　□健康状態・心理　□その他		
再発防止対策	バックアイカメラに頼るのではなく1度車から降りて自分の目で確認する。また余裕を持った位置で停車するよう心がける。		

○事故の初期対応
①けが人の救護、救急車の手配　　④相手を確認
②二重事故の防止　　⑤事故状況と目撃者の確認
③警察へ連絡　　⑥会社へ連絡
（１）事故発生の日時・場所　（２）死傷者数・負傷の程度　（３）物損状況

事故の記録

乗務員の氏名		自動車登録番号	
事故発生日時	年　月　日　午前・午後　時　分		
事故の発生場所			
事故種別	□車対人（　　）　□車対車　□車対二輪　□車対物　□その他		
相手方の氏名			
相手方けが人の有無	□有　□無	けが人の処置	□救急搬送（病院：　　）　□その他
相手方車両番号			
警察への届出	□有　□無　年　月　日（扱）□人身　□物損　□その他（　　警察署）		
事故の種類	□接触　□追突　□衝突　□転落　□火災　□車両故障　□健康		
事故の概要（損害の程度含む）		（略図）	
事故原因	□運転操作（速度・後退・脇見・追越・車間距離・確認不足・急停止）　□車両点検（日常・定期） □運行管理（点呼の実施･確認・運行計画・過積載・速度下命容認・安全教育） □労務管理（過労・疾病・疲労の管理）　□健康状態・心理　□その他		
再発防止対策			

※重大事故は、事故報告書を行政当局へ提出する必要があります。
記録作成：事故発生後30日以内。　保存期間：３年間　(当該自動車の運行を管理する営業所で保存)
根拠法令：貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の２、貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用第９条の２

2 自動車事故報告書を提出しているか。

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車について下記の事故があった場合には、３０日以内に、事故の種類、原因その他必要な事項を自動車事故報告書に記載して運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出する必要があります。

○報告期限：30日以内

【提出義務がある事故の種類】

①-１転覆：　自動車が道路上において路面と３５度以上傾斜した場合。
①-２転落：　自動車が完全に道路外に転落した場合でその落差が０.５メートル以上の場合。
①-３火災を起こしたもの：　自動車又はその積載する物品が火災を起こした場合。
①-４鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触した場合。
②１０台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
③-１死者を生じた場合：自動車の関係する事故で、事故発生後24時間以内に死亡したものをいう。
③-２重傷者を生じた場合：自動車の関係する事故で、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害（１４日以上病院に入院する傷害)を受けた者をいう。
④１０人以上の負傷者を生じたもの
⑤自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
イ．消防法第2条第7項 に規定する危険物
ロ．火薬類取締法第2条第１項 に規定する火薬類
ハ．高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
ニ．原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
ホ．放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
ヘ．シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
ト．道路運送車両の保安基準第４７条第１項第3号に規定する品名の可燃物
⑥自動車に積載されたコンテナが落下したもの
⑦操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
⑧酒気帯び運転（道路交通法第65条第１項に違反の行為）、無免許運転（道交法第64条に違反の行為）、大型自動車等無資格運転（同法第85条第5項から第9項までに違反の行為）又は麻薬等運転（道交法第１１７条の2第3号の罪に当たる行為）を伴うもの
⑨運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
⑩救護義務違反（道路交通法第１１７条に当たる行為をいう）があったもの
⑪自動車の装置（道路運送車両法第４１条各号に掲げる装置）の故障により、自動車が運行できなくなったもの
⑫車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
⑬橋脚、架線その他の鉄道施設（軌道施設を含む）を損傷し、３時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
⑭高速自動車国道又は自動車専用道路において、３時間以上自動車の通行を禁止させたもの
⑮前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

※以下に挙げるものは事故報告の中でも緊急連絡が必要な事故です。

○速報期限：２４時間以内

【事故速報】　**事故速報を行う事故の種類。**

１．２名以上の死者を生じた事故
２．５名以上の重傷者を生じた事故
３．１０名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
４．自動車に積載された危険物が漏洩したもの(自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)
５．酒気帯び運転による事故
６．報道機関による報道又はそのための取材があった場合及び社会的影響が大きいと認められる場合

○報告事項：　①事業者名　②発生日時　③発生場所　④事故車の登録番号
⑤死者及び重傷者数及び負傷者数(危険物等の種類・積載量・漏洩の状況)　⑥事故概要
⑦情報入手先　⑧その他事項　⑨緊急連絡担当者名及び連絡先

【緊急連絡・報告書提出先】京都運輸支局(整備部門)　℡０７５－６８１－９７６４　Fax０７５－６８１－１８５０

記入様式は、近畿運輸局のホームページをご覧照願います。

別記様式（第３条関係）　　（表）

自　動　車　事　故　報　告　書

国土交通大臣　　殿

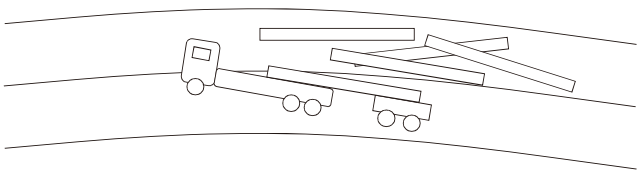
自動車の使用者の氏名又は名称　**株式会社○○運送**
住　　所　**大阪市中央区○○**
電話番号　○○－○○○○－○○○○
平成　**２６**年　**２**月　**１４**日　提出

☆発生日時	平成　**２６**年　**１**月　**３０**日　**１３**時　**３４**分	☆路線名又は道路名	**国道○○線**
天　　候	(1)晴れ　2曇　3雨　4雪　5霧　6その他		
☆発生場所	**大阪**　都道(府)県　**大阪**　区(市)郡　**中央**　(区)町村　○○番地		
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		☆自動車登録番号又は車両番号	
大阪市中央区○○		**トラクタ なにわ　１１　か　○○○○** **トレーラ なにわ　１１　か　○○○○**	

☆当時の状況

当該道路を約８０ｋｍ／ｈで走行中、左カーブを曲がりきれずに横転。
積荷の鋼材約２０ｔが対向車線に散乱した。

☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）



☆当時の処置	**非常電話により警察等に連絡**
☆事故の原因	**スピードの出し過ぎ**
☆再発防止対策	**制限速度の厳守及び脇見運転の防止について乗務員に指導**
※備　　考	

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏）

事故の種類

区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通傷害	15 その他
☆発生の順	1														

☆転落の状態　落差　　m　　水深　　m

衝突等の状態　1 正面衝突　2 側面衝突　3 追突　4 接触　5 物件衝突

当該自動車の概要

☆車名	☆型式	☆車体の形状	☆初度登録年又は初度検査年
○○	○ー○○	トラクタ	平成２４年
○○	○○○	トレーラ	平成９年

事業用　1 乗合旅客　2 貸切旅客　3 乗用旅客　4 特定旅客　5 一般貨物（イ特別積合せ貨物　ロその他）　6 特定貨物　7 特定第二種

自家用　1 有償貸渡し（レンタカー）　2 有償旅客運送　3 その他

種別　1 普通　2 小型　3 その他

☆乗車定員　2 人　　☆当時の乗車人員　1 人

☆最大積載量	☆当時の積載量
（第５輪荷重）８５００ kg	８０００ kg
２８０００ kg	２００００ kg

許可等の必要性	制限外許可	1 有	2 無
	特殊車両通行許可	1 有	2 無
	保安基準の緩和	1 有	2 無
許可等の取得状況	制限外許可	1 有	2 無
	特殊車両通行許可	1 有	2 無
	保安基準の緩和	1 有	2 無

貨物の内容　1 土砂等　2 長大物品等　3 コンテナ　4 生コンクリート　5 危険物等　6 冷凍、冷蔵品　7 原木、製材　8 引越　9 その他

積載危険物等
- 運搬の有無　1 有　2 無
- 種類　1 危険物　2 火薬類　3 高圧ガス　4 核　5 RI　6 毒劇物　7 可燃物
- ☆品名及び積載量又は放射能の量　品名（　　）kg、I（　　）Bq
- イエローカードの携行状況　1 有　2 無

道路等の状況

種類	1 道路（イ高速自動車国道　ロ自動車専用道路等　ハその他）　2 その他の場所
☆道路の幅員	１５ m
こう配	1 平たん　2 上り　3 下り
道路の形態	1 直線　2 右曲り　3 左曲り　4 交差　5 つづら折り
路面の状態	1 乾　2 湿　3 積雪　4 氷結
警戒標識の設置	1 有　2 無　☆当該道路の制限速度　６０ km/h
踏切の状態	1 遮断機付き　2 警報機付き　3 その他

◆営業所及び運行等の状況

☆当時の運行計画（発地・経由地・着地）
１／３０　１０：００　大阪府○○出発
１／３０　２０：００　愛知県○○経由
１／３１　１４：００　大阪府○○着

☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）

安全性優良事業所の認定（貨物のみ）　1 有　2 無

運送形態　1 下請運送　2 その他

☆荷送人の氏名又は名称及び住所　株式会社○○　大阪府大阪市○○区○○

☆荷受人の氏名又は名称及び住所　○○建設株式会社　大阪府大阪市○○区○○

当時の状況

☆危険認知時の速度	８０ km/h
☆危険認知時の距離	３０ m
☆スリップ距離	２７ m

当該自動車の事故時の走行等の態様　1 直進（加速）　2 直進（減速）　3 直進（定速）　4 後退　5 追越　6 右折　7 左折　8 駐車　9 停車　10 転回　11 合流　12 その他

道路上での事故の場合には事故発生地点　1 車道　2 歩道　3 横断歩道　4 路側帯　5 路肩　6 交差点　7 バス停留所　8 トンネル　9 その他

死傷事故の場合には死傷者の状態　1 左側通行　2 右側通行　3 信号無視　4 車道通行　5 歩道通行　6 横断歩道歩行　7 車の直前横断　8 斜横断　9 飛び出し　10 酩酊　11 路上作業　12 路上遊戯　13 乗降中　14 安全地帯　15 自転車運転　16 その他

車両の故障に起因する場合には故障箇所　1 原動機（速度抑制装置を除く）　2 速度抑制装置　3 動力伝達装置　4 車輪（タイヤを除く）　5 タイヤ　6 車軸　7 操縦装置　8 制動装置　9 緩衝装置　10 燃料装置　11 電気装置　12 車枠及び車体　13 連結装置　14 乗車装置　15 物品積載装置　16 窓ガラス　17 騒音防止装置　18 ばい煙等の発散防止装置　19 灯火装置及び指示装置　20 反射器　21 警音器　22 視野を確保する装置（後写鏡、窓ふき器等）　23 計器（速度計、走行距離計等）　24 消火器　25 内圧容器及びその附属装置　26 運行記録計　27 その他

◆乗務員

運転者

☆氏名	○○　○○
☆年齢	○○　才
☆経験年数	○○　年　○○月

自動車の運転を職業とする者にあっては勤務状況

本務・臨時の別	1 本務　2 臨時
☆事故日以前１ヶ月間に出勤しなかった日数	５ 日
☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離	３．０ 時間　５０ km
☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計	勤務日数　１ 日　乗務距離　１２０ km

損害の程度	1 死亡　2 重傷　3 軽傷
シートベルトの着用状況	1 着用　2 非着用　3 非装備
☆交替運転者の配置	1 有　2 無（交替後の乗務時間及び乗務距離）　時間　km
☆過去３年間の事故の状況	（過去３年間の事故件数）１ 件　（最近の事故年月日）２４年１０月２５日
☆過去３年間の道路交通法の違反の状況	（過去３年間の違反件数）０ 件　（最近の違反年月日）　年　月　日
☆過去３年間の適性診断の受診状況	1 有　2 無　（最近の受診年月日）２５年５月１０日　（適性診断受診場所）大阪・事故対
☆最近の健康診断の受診年月日	（最近の受診年月日）２５年８月２０日

車掌

本務・臨時の別	1 本務　2 臨時
損害の程度	1 死亡　2 重傷　3 軽傷
シートベルトの着用状況	1 着用　2 非着用　3 非装備

☆◆運行管理者

	運行管理者	統括運行管理者
氏名	○○　○○	○○　○○
運行管理者資格者証番号	近大貨物第○○○号	近大貨物第○○号

☆損害の程度

◆死亡	人（うち乗客　人）
◆重傷	１ 人（うち乗客　人）
軽傷	人（うち乗客　人）

※事業者番号

※再発防止対策

事　故　速　報

事　業　者　名	年　月　日　午前・午後　時　分		
事故発生日時			
事故発生場所			
事故車の登録番号			
死　傷　者　数	（死者）　名	（重傷者）　名	（軽傷者数）　名
危険物等の種類		危険物等の積載量	
漏洩の状況			
事　故　概　要			
情　報　入　手　先			
その他判明している事項			
緊急連絡担当者名及び連絡先 担当者名：　　TEL			

京都運輸支局(整備部門) FAX075−681−1850　TEL075-681-9764　携帯080-1511-8696

○速報期限：24時間以内

3 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか

一般貨物運送事業者等は、運転者ごとに、運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければなりません。

○記載事項

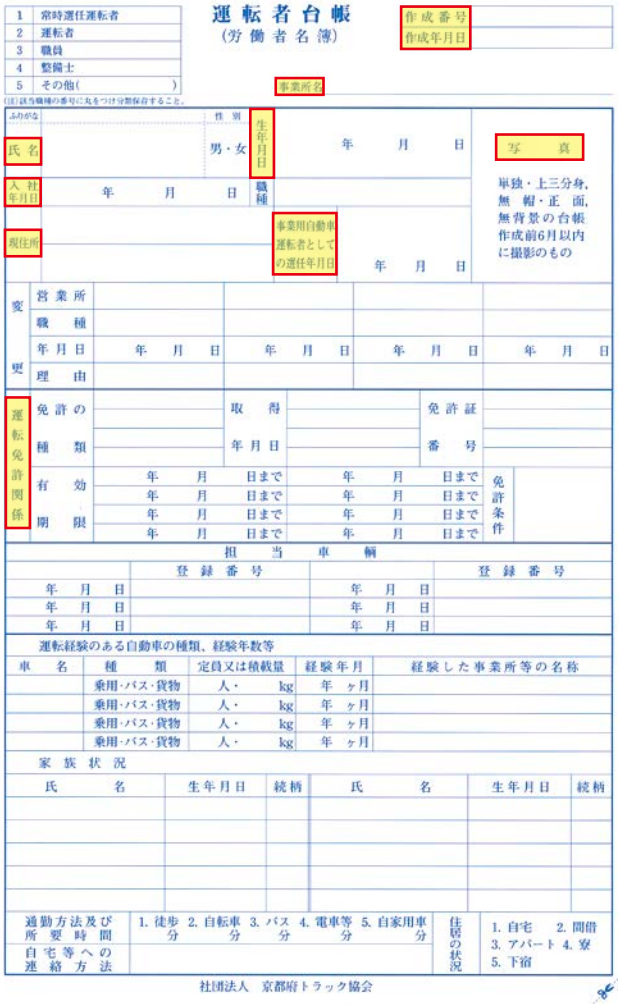
①作成番号及び作成年月日
②事業者の氏名又は名称
③運転者の氏名、生年月日及び住所
④雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
⑤道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
　イ　運転免許証の番号及び有効期限
　ロ　運転免許の年月日及び種類
　ハ　運転免許に条件が付されている場合は当該条件
⑥事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要
　※「事故を引き起こした場合」とは、第一当事者をいい、第二当事者は記入する必要はない。
　　記載項目：事故の発生日時、発生場所、事故の概要
⑦運転者の健康状態
⑧運行の安全の確保のために遵守すべき事項に関する特別な指導及び適性診断の受診状況
⑨運転者台帳の作成前6ヶ月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真
※ ⑧に該当する方は 事故惹起者、運転者として新たに雇い入れた者、高齢者(65歳以上)をいいます。

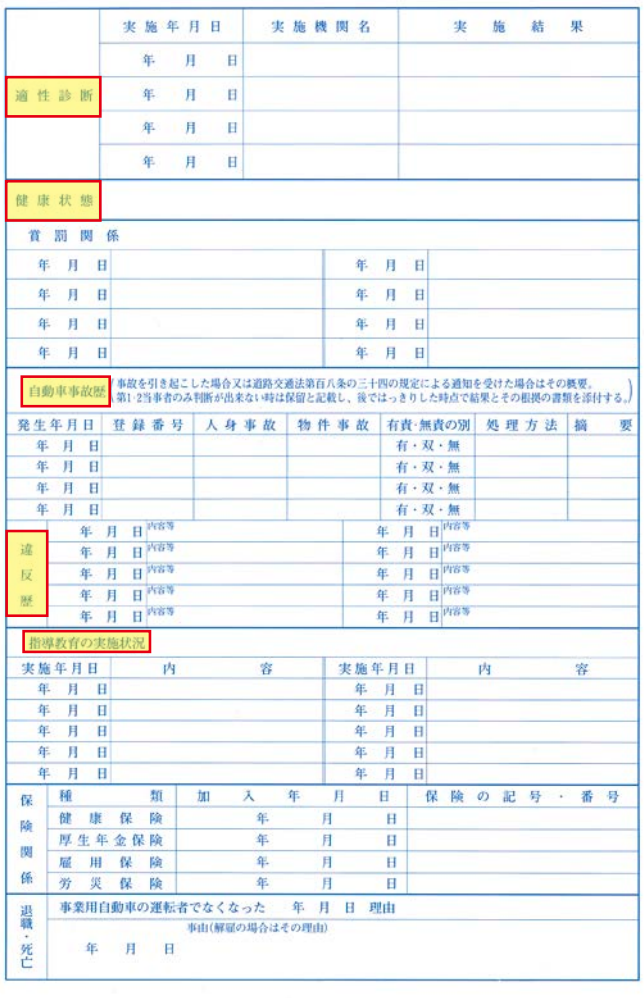
○保存期間

運転者が、転任、退職等の理由で運転者では無くなった日から3年間。

○台帳記載の運転者の範囲：正社員、短時間(パート・アルバイト)、出向・派遣社員

○運転者台帳記載項目(例)　黄色表示は記載事項


運転者台帳
（労働者名簿）
作成番号
作成年月日
事業所名
氏名
性別 男・女
生年月日
写真
単独・上三分身、無帽・正面、無背景の台帳作成前6月以内に撮影のもの
入社年月日
職種
現住所
事業用自動車運転者としての運転年月日
変更
営業所
職種
年月日
理由
運転免許関係
免許の種類
取得年月日
免許証番号
有効期限
免許条件
担当車輛
登録番号
運転経験のある自動車の種類、経験年数等
車名
種類
定員又は積載量
経験年月
経験した事業所等の名称
乗用・バス・貨物
家族状況
氏名
生年月日
続柄
通勤方法及び所要時間
自宅等への連絡方法
住居の状況
1. 自宅　2. 間借　3. アパート　4. 寮　5. 下宿
社団法人　京都府トラック協会
退職の場合


適性診断
実施年月日
実施機関名
実施結果
健康状態
賞罰関係
自動車事故歴
事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合はその概要。（第1・2当事者のみ判断が出来ない時は保留と記載し、後ではっきりした時点で結果とその根拠の書類を添付する。）
発生年月日
登録番号
人身事故
物件事故
有責・無責の別
処理方法
摘要
有・双・無
違反歴
内容等
指導教育の実施状況
内容
保険関係
種類
加入年月日
保険の記号・番号
健康保険
厚生年金保険
雇用保険
労災保険
退職・死亡
事業用自動車の運転者でなくなった　年　月　日　理由
事由(解雇の場合はその理由)

4 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。

車両台帳は、所属車両の諸元や点検整備の記録などを車両ごとに記載してこれを会社に保管し、各車両の状況の把握及び保守管理上の資料として必要です。また車両台帳の代わりに自動車検査証と自賠責保険証明書の写しを綴じ保管しても結構です。

車　両　台　帳

登録番号	登録／交付年月日	初年度登録年月	自動車の種別	用途	自／営の別	車体の形状
車名	型式		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
			人	kg	kg	kg
車台番号	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量	燃料の種類
		cm	cm	cm	ℓ	

所有者	氏名又は名称		前前軸重	kg
	住所		前後軸重	kg
使用者	氏名又は名称		後前軸重	kg
	住所		後後軸重	kg
使用の本拠の位置				

有効期限	自賠責保険				配置営業所		
年　月　日まで	加入年月日	期限	契約先	保険証番号	配置年月日	営業所名	転出先
年　月　日まで							
年　月　日まで							
年　月　日まで							
年　月　日まで					(備考)		
年　月　日まで							

5 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る）

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則により２種の報告書を提出をしなければなりません。

○事業報告書
毎事業年度での営業活動報告をするもので各社決算時期により提出期限が異なります。

以下、報告書類により構成されます。
①事業概況報告書
②一般貨物自動車運送事業損益明細表
③一般貨物自動車運送事業人件費明細表
④損益計算書（※）
⑤貸借対照表（※）
を所定の様式に記入し、提出しなくてはいけません。
（※）損益計算書、貸借対照表は独自に作成したものでよい。

○事業実績報告書
前年４月1日から本年３月３１日までの1年間の輸送実績を報告するものです。
以下、記入方法については下記の通りです。
①延実在車両数　　車両数×３６５日（うるう年は３６６日）
※年途中の増減車両はその在籍日数を加算する。
※営業所が複数ある場合はその所在地の運輸局ごとに記入して下さい。
②延実働車両数　　車両の稼働日数を合計する。
③走行キロ　　前年4月1日から本年３月３１日までの1年間の自車車両の総走行キロ数
④輸送トン数
実運送…自車車両で輸送した取扱トン数（霊柩は体数を記入）
利用運送…協力会社等（傭車）による取扱トン数
⑤営業収入　　実運送と利用運送の合算による売上額

○事業実績報告書については事業内容及び事故件数について忘れずに記入して下さい。

○提出期限
【事業報告書】　決算後１００日以内
【事業実績報告書】　決算期にかかわらず毎年７月１０日まで

貨 物

事業者番号

年　　月　　日

住　　所
事業者名
代表者名

提出先			
		国土交通大臣	殿
	○	近畿運輸局長	殿

（提出先該当欄に○印を記入すること。）

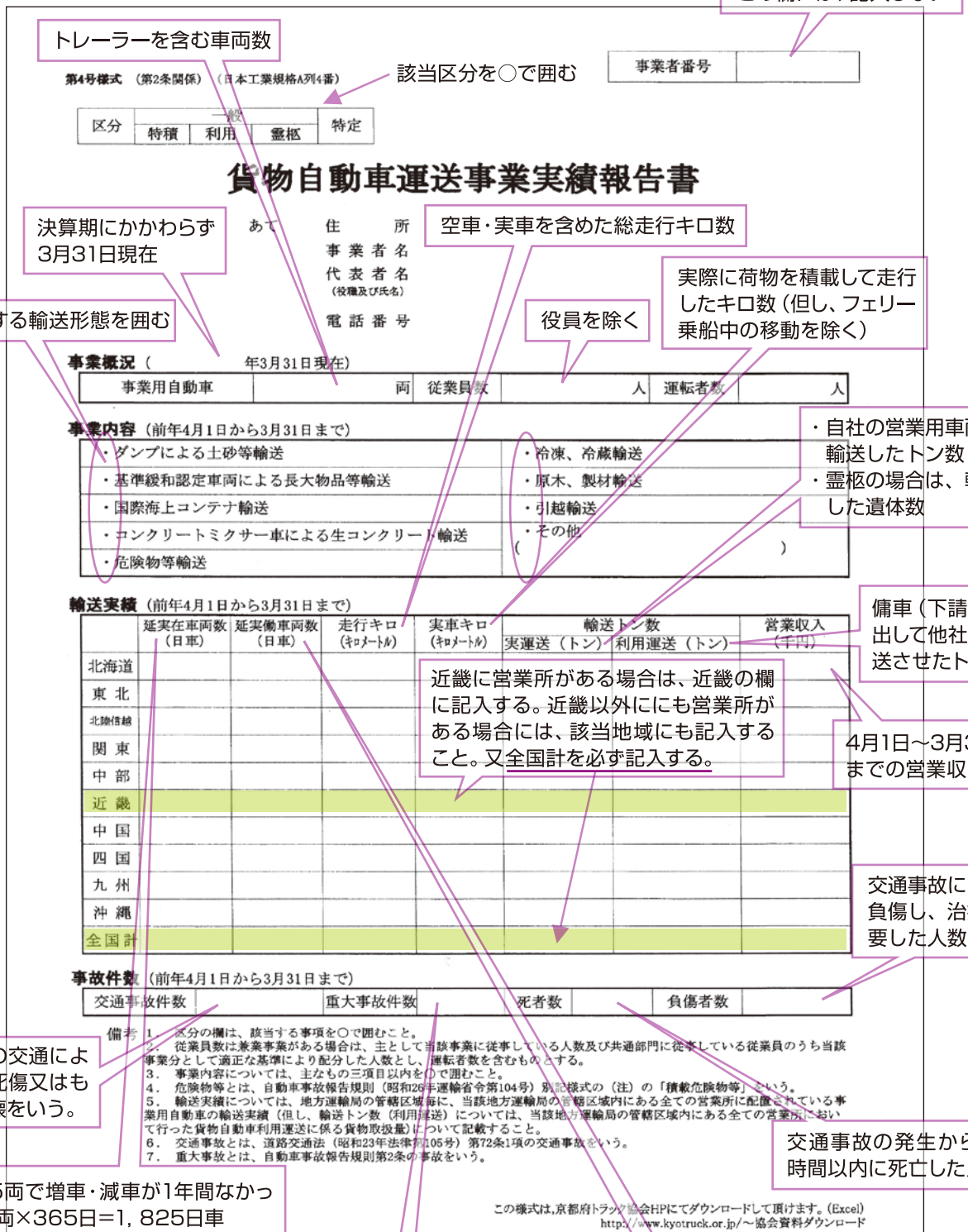
一般貨物自動車運送事業事業報告書
貨物利用運送事業事業報告書

年上・下・全期
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

事　業　種　類

貨物自動車運送事業実績報告書の記入要領について

貨物自動車運送事業報告規則に基づき7月10日までに提出することが義務づけられています。
下記要領に基づきご記入いただき、トラック協会までご提出をお願いします。



第4号様式 （第2条関係）（日本工業規格A列4番）

事業者番号

区分：一般（特積／利用／霊柩）／特定

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住所
事業者名
代表者名
（役職及び氏名）
電話番号

事業概況（　　年3月31日現在）

事業用自動車	両	従業員数	人	運転者数	人

事業内容（前年4月1日から3月31日まで）

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミクサー車による生コンクリート輸送	・その他（　　）
・危険物等輸送	

輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）

	延実在車両数（日車）	延実働車両数（日車）	走行キロ（キロメートル）	実車キロ（キロメートル）	輸送トン数 実運送（トン）	輸送トン数 利用運送（トン）	営業収入（千円）
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

事故件数（前年4月1日から3月31日まで）

交通事故件数		重大事故件数		死者数		負傷者数	

備考 1. 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2. 従業員数は兼業事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。
3. 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。
4. 危険物等とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）別記様式の（注）の「積載危険物等」をいう。
5. 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域毎に、当該地方運輸局の管轄区域内にある全ての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績（但し、輸送トン数（利用運送）については、当該地方運輸局の管轄区域内にある全ての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量）について記載すること。
6. 交通事故とは、道路交通法（昭和23年法律第105号）第72条1項の交通事故をいう。
7. 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

この様式は、京都府トラック協会HPにてダウンロードして頂けます。(Excel)
http://www.kyotruck.or.jp/～協会資料ダウンロード

この欄には、記入しない

トレーラーを含む車両数

該当区分を○で囲む

決算期にかかわらず3月31日現在

空車・実車を含めた総走行キロ数

該当する輸送形態を囲む

役員を除く

実際に荷物を積載して走行したキロ数（但し、フェリー乗船中の移動を除く）

・自社の営業用車両で輸送したトン数
・霊柩の場合は、輸送した遺体数

傭車（下請）に出して他社に輸送させたトン数

近畿に営業所がある場合は、近畿の欄に記入する。近畿以外ににも営業所がある場合には、該当地域にも記入すること。又全国計を必ず記入する。

4月1日～3月31日までの営業収入

交通事故により負傷し、治療を要した人数

車両等の交通による人の死傷又はものの損壊をいう。

車両数が5両で増車・減車が1年間なかった場合、5両×365日＝1，825日車
途中から1両増車した場合（6月1日に増車した場合）
5両×61日+6両×304日＝2，129日車

重大事故とは、転覆・転落・火災（積荷も含む）・踏切事故・死者又は重傷者（およそ14日以上入院治療を要する傷害、全治30日以上の傷害）

延べ実在車両数から休車、休みを引いて実際に稼働した車両の総数（1年間に移動した車両の延べ車両数
例　車両数が5両で、休日が100日、4両動く日が235日、5両動く日が30日の場合、
4両×235日+5両×30日＝1,090日車

交通事故の発生から24時間以内に死亡した人数

Ⅲ 運行管理等

1 運行管理規程が定められているか。

事業者等は、運行管理者が的確かつ円滑に事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者の職務や権限に係る組織、職務及び選任方法等並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準等を定めた運行管理規程を作成 しなければなりません。

運行管理規程の作成にあたっては、少なくとも運行管理者及び統括運行管理者が当該業務を行うに足りる権限を規定し、 個々の事業者が自社の実態を十分考慮 して、実施すべき業務等を加え、運行管理の実施に支障が生じないように しなければなりません。

運行管理規程
（表紙）

年　　月　　日　制定

一般貨物自動車運送事業者等
運　行　管　理　規　程

事業者名

営業所名

2 運行管理者が選任され、届出されているか。《重点指導項目》

3 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。

一般貨物自動車運送事業者は、貨物の安全確実な輸送について万全を期するため営業所ごとに定められた人数以上の運行管理者を選任し、その業務を遂行させることが義務付けられています。また、管理者の選任等をした場合には、選任届を提出しなければなりません。

また選任運行管理者は、運行管理に関する知識の維持に努めるとともに関係及び関係法令の改正を熟知する為、研修を義務づけられています。以下、制度について紹介致します。

①運行管理者の資格

運行管理者として選任できる者は、国土交通大臣から運行管理者資格者証の交付を受けている者でなければなりません。

この運行管理者資格者証は、運行管理者試験に合格した者、または運行の安全の確保に関する業務について一定の実務経験その他の要件を備える者（※）について申請により交付されます。

（※）一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の運行管理に関し５年以上の経験を有し、その間に運行管理者基礎講習１回、一般講習４回以上受講した者。(一般講習と基礎講習の同一年度受講は、認められない。)

②運行管理者選任者数

事業用自動車の数(被牽引車を除く)	運行管理者数
２９両まで	１人以上
３０両～５９両まで	２人以上
６０両～８９両まで	３人以上
９０両～１１９両まで	４人以上
１２０両～１４９両まで	５人以上
１５０両～１７９両まで	６人以上
１８０両～２０９両まで	７人以上

③統括運行管理者

複数の運行管理者を選任している営業所では、その責任が分散しないように、また、運行管理業務が統一された方針で処理、遂行されるよう運行管理業務の全般を統括する運行管理者を定める旨を運行管理規程により明確にしておかなければなりません。

④運行管理者の選任(解任)の届出

運行管理者を選任又は解任したとき(当該営業所の運行管理者でなくなったとき)は、届出事由の発生後遅滞なく1週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届出書を提出しなければなりません。

○選任運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は補助者を兼務することは出来ない。

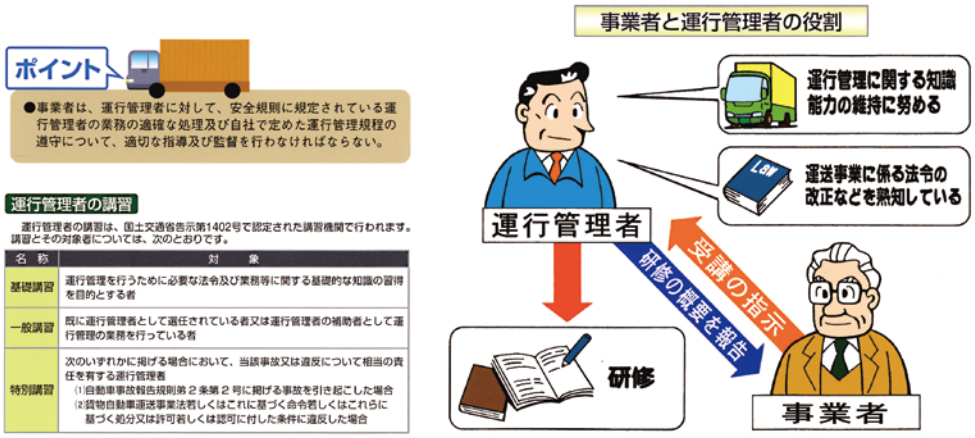
⑤基礎講習の受講義務(平成２４年４月通達改正)

平成２４年４月以降、新たに選任した運行管理者であって基礎講習の受講履歴がない者に対し、基礎講習を受講させて下さい。また他事業者から転職された運行管理者を選任した場合、基礎講習の受講履歴がなければ、受講させて下さい。

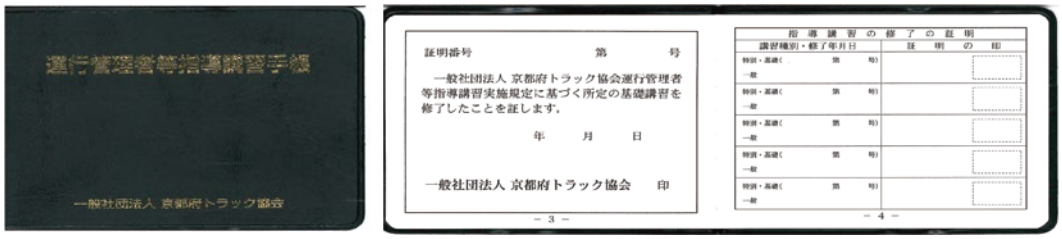
⑥運行管理者の研修：　２年に1回受講義務

運行管理者に選任された方は、運行管理者やその補助者を対象とした一般講習を漏れることなく2年に1回受講させること。

運行管理者への指導・監督及び研修



○運行管理者講習　修了証明：この証明は、写しを事業所で保存して下さい。



⑦運行管理者補助者制度

１人の運行管理者が毎日営業所に２４時間勤務していることが現実的に不可能であるため、営業所内で一定の能力を有するものを補助者としてあらかじめ選任し、運行管理者の指揮監督の下、営業所における運行管理が完全に実施される必要があります。

補助者が運行管理を行うに当たっては、運行管理者が実施すべき運行管理業務のうち補助的な行為については運行管理者の指示の下、補助者に実施させることができる一方、輸送の安全の確保のために重要な行為については運行管理者自らが実施しなければなりません。

○補助者の選任

１．運行管理者の業務を補助させるための者（「補助者」という。）を選任することができる。
【要件】①運行管理者資格者証を取得している者
②自動車事故対策機構等国交省認定機関が実施する基礎講習を修了した者

２．補助者を選任する必要がある場合には、補助者の選任方法、補助者の職務等について事業者が定める運行管理規程に明記すること。

３．補助者の選任数は運行管理の業務量を十分考慮した数であること。

○運行管理者、補助者の業務範囲

１．当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。但し補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において補助者の範囲は限定される。

２．補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。ただし、点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができる。

３．補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導・監督のもと実施。但し酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足で運行不可や無免許・大型車無資格運転など確認された場合、運行管理者に報告、指示を仰ぎ、その結果を運転者に対し指示を行わなければならない。

貨物自動車運送事業運行管理者　選任（解任）届出書

年　　月　　日

近畿運輸局　　京都運輸支局長殿

届出者の氏名
又は名称

届出者の住所

営業所の名称
及び所在地

事業者の種類	1．一般（ア．特別積合　　イ．その他）　　2．特定
事業用自動車の台数	

運行管理者選任必要数	人	統括者運行管理社氏名		選任年月日	年　月　日

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年　月　日	有（　　）・無
解任年月日	
年月日	理由
年　月　日	
運行管理者氏名	
氏名（ふりがな）	生年月日
（　　）	年　月　日
資格者証番号	
番号	交付年月日
	年　月　日

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年　月　日	有（　　）・無
解任年月日	
年月日	理由
年　月　日	
運行管理者氏名	
氏名（ふりがな）	生年月日
（　　）	年　月　日
資格者証番号	
番号	交付年月日
	年　月　日

選任年月日等	
年月日	兼職の有無
年　月　日	有（　　）・無
解任年月日	
年月日	理由
年　月　日	
運行管理者氏名	
氏名（ふりがな）	生年月日
（　　）	年　月　日
資格者証番号	
番号	交付年月日
	年　月　日

※複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、別途欄に統括運行管理者氏名、選任年月日を記載すること。

4 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。

運送事業は、顧客の利益の保護を目的とした許可事業であり、常に安定した輸送業務を提供できなければなりません。そのためには、許可された事業計画が円滑に遂行できるよう、また許可された車両数がいつでも稼動できるよう、常時選任された運転者との雇用関係が安定的に確立していなければなりません。

以下、運転者の選任についての要件をご紹介します。

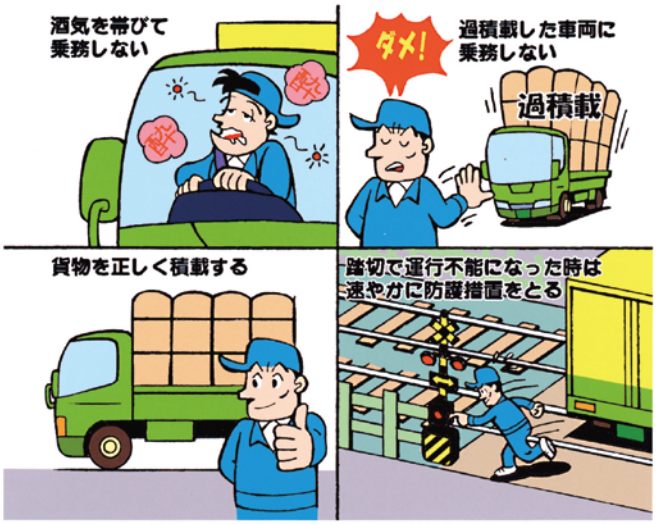
輸送安全規則第３条より

①事業者は、業務に必要な運転者を常時選任しておかなければなりません。
(選任された者以外に、事業用自動車を運転させてはなりません。)

②以下の方は、運転者として選任してはなりません。
（１）日々雇い入れられる者
（２）２か月以内の期間を定めて使用される者
（３）試用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

乗務員及び運転者が遵守すべき事項

乗務員が遵守すべき事項



運転者が遵守すべき事項



5 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。

《重点指導項目》

トラック運転者の労働時間その他の労働条件は、それらが交通事故の要因となる場合が多いため、事故防止対策の一環として労働省告示『自動車運転者の労働時間の改善のための基準』が定められています。

また、過労運転による過重労働を防止し、労働時間等の労働条件を改善するためには、トラック事業者のみならず、荷主の皆様のご理解、ご協力が不可欠となりますので以下について周知方お願い致します。　以下その概要です。

改善基準の概要（平成9年4月1日施行　平成27年8月12日一部改正）

拘束時間		1カ月293時間 (労使協定があるときは、1年のうち6カ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可) 1日原則13時間　　最大16時間(15時間超えは1週2回以内)
休息期間		継続8時間以上　　運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息時間の特例	休息期間の特例	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分のあいだ1回4時間以上の分割休息で合計10時間以上でも可。(一定期間における全勤務回数の1/2が限度)
	2人乗務の特例	1日　20時間　　2人乗務(ベッド付)の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる。
	隔日勤務の特例	2暦日　21時間 2週間で3回までは24時間が可能。(夜間4時間以上の仮眠が必要)ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで。勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要。
	フェリーに乗船する場合の特例	勤務の途中においてフェリーに乗船した場合については、乗船時間は原則として休息期間
運転時間		2日平均で1日当たり9時間 2週平均で1週間当たり44時間
連続運転時間		4時間以内(運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)
休日労働		2週間に1回以内、かつ、1カ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。
労働時間の取り扱い		労働時間は拘束時間から休憩時間(仮眠時間を含む)を差し引いたもの。事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内。
休日の取り扱い		休日は休息期間に24時間を加算した時間。いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
適用除外		緊急輸送・危険物輸送等の業務については労働省労働基準局長の定めにより適用除外。
最大連続運行		「一の運行」における最初の勤務から最後の勤務までの時間は144時間以内

勤務時間と乗務時間の設定

ポイント

●事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息の時間が十分に確保できるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。

●運行管理者は、事業者が定めた勤務時間・乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従って、運転者を事業用自動車に乗務させなければならない。

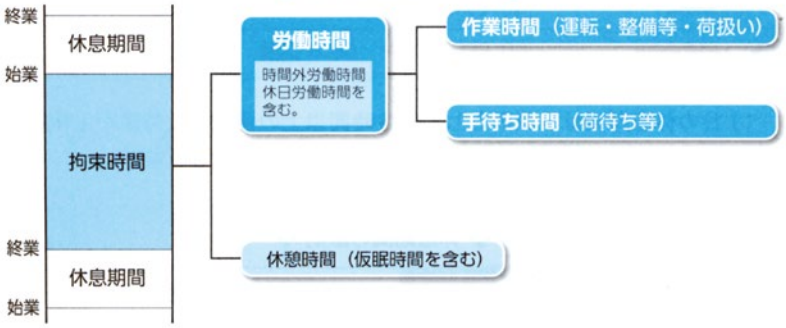


改善基準告示

拘束時間	基　本		1ヶ月について293時間以内
			1日については13時間
	最大拘束時間		1日　最大16時間
	特例	2人乗務の場合	1日　最大20時間
		隔日勤務の場合	2暦日　最大21時間
休息期間	基　本		勤務終了後、継続8時間以上
	分割する場合		1日において、1回4時間以上で合計が10時間以上
	特例	2人乗務の場合 隔日勤務の場合	4時間まで短縮できる。 勤務終了後、継続20時間以上
運転時間	最大運転時間		2日平均で1日9時間を超えないこと。 2週間で1週につき44時間を超えないこと。
	連続運転時間		4時間を超えないこと。

1 労働時間・拘束時間・休息期間の意義

❖ 労働時間等の意義 ❖

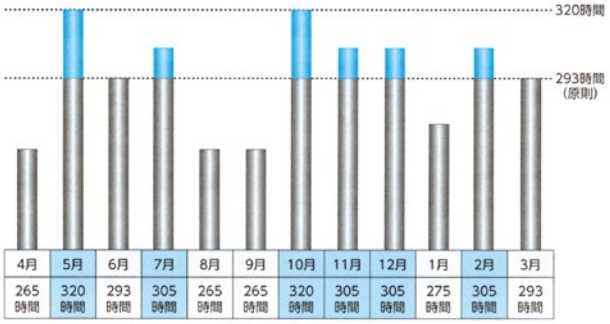


拘束時間…始業時刻から終業時刻までの時間。労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間。

労働時間…作業時間、手待ち時間（荷物の積込みのために待機している時間等）も含まれる。また、時間外労働時間（残業）や休日労働時間（休日出勤）も含まれる。

休息期間…勤務と次の勤務との間の時間。睡眠時間を含め、全く自由な時間。

具体例❶▶1か月の拘束時間（拘束時間を延長する労使協定がある場合）



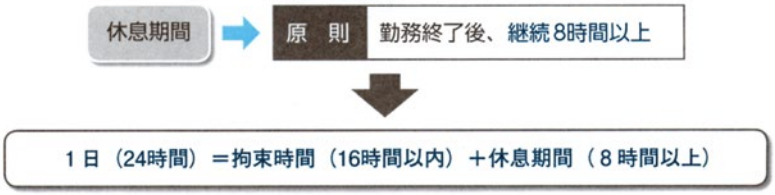
※ は293時間を超える月（1年間3,516時間以内）

② 休息期間

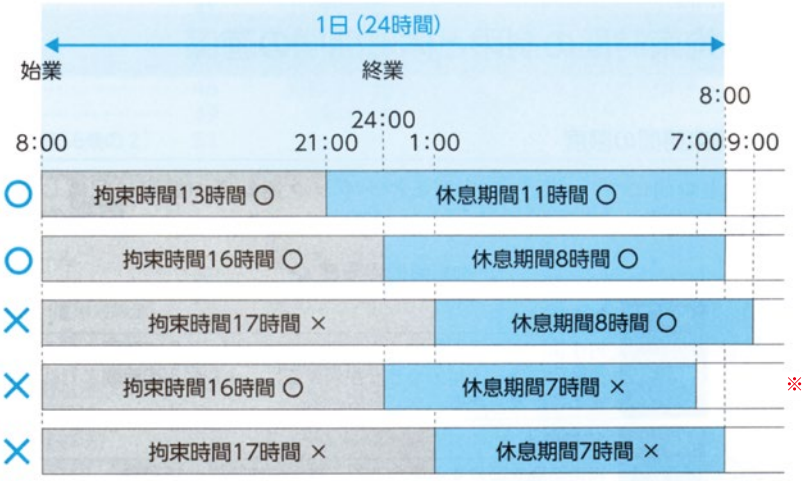
1日の休息期間は、原則として、8時間以上の連続した時間が1休息とされています（休息期間の例外的な取扱いについては6頁参照）。

【注】自宅での休息期間を長く
運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるよう努めてください。

❖ 休息期間の原則 ❖



具体例❷▶1日の拘束時間と休息期間



※この場合、翌日の始業時間が7:00とすると拘束時間が16時間＋1時間＝17時間となり、改善基準告示違反となりますので注意してください。

(1)1か月の拘束時間

1か月の拘束時間のチェック方法 → 1か月間の各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）をそのまま合計する

具体例❸

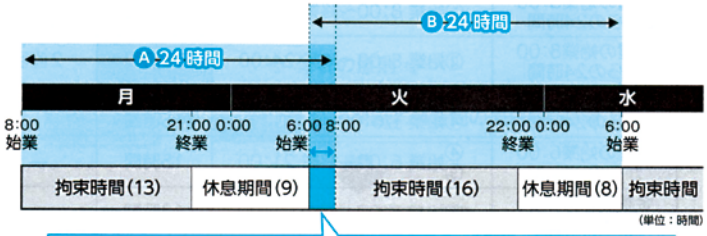
日	曜日	始業・終業時刻	拘束時間
8/1	月	始業 8:00 ～ 終業 21:00	13時間
2	火	始業 6:00 ～ 終業 22:00	16時間
⋮	⋮	⋮	⋮
31	水	⋮	⋮
1か月の拘束時間の合計			N時間

1か月間の各勤務の拘束時間の合計N時間が、改善基準による拘束時間の限度（原則293時間）を超えないようにする。

(2)1日の拘束時間

1日の拘束時間のチェック方法 → 始業時刻から起算した24時間の中に、拘束時間が何時間あるかをチェックする

具体例❹



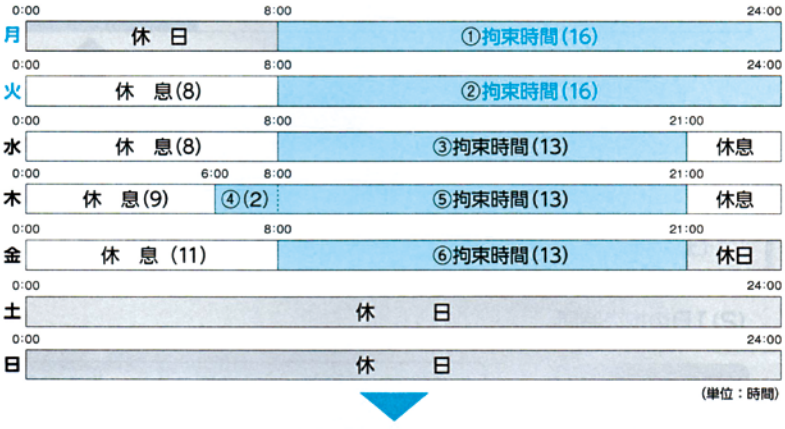
この2時間が、前日（月曜日）の13時間の拘束時間の続きとしてカウントされると同時に、火曜日の6時から始まる拘束時間にもカウントされる（ダブルカウント）。

【注】1日の拘束時間のカウントに注意
1日の拘束時間の計算は、24時間の中に拘束時間が何時間あるかをカウントします。
始業時から24時間以内に次の始業がくる場合には、その次の始業からの拘束時間は、前の拘束時間にもカウントされます。(ダブルカウント)

④ 1週間における1日の拘束時間の延長回数の限度

1日の拘束時間の原則13時間をさらに延長する場合であっても、15時間を超える回数は、1週間につき2回と限度が定められています。裏返して言えば、休息期間が9時間未満となる回数も、1週間につき2回が限度ということになります。

具体例❺-1 改善基準を満たしている例



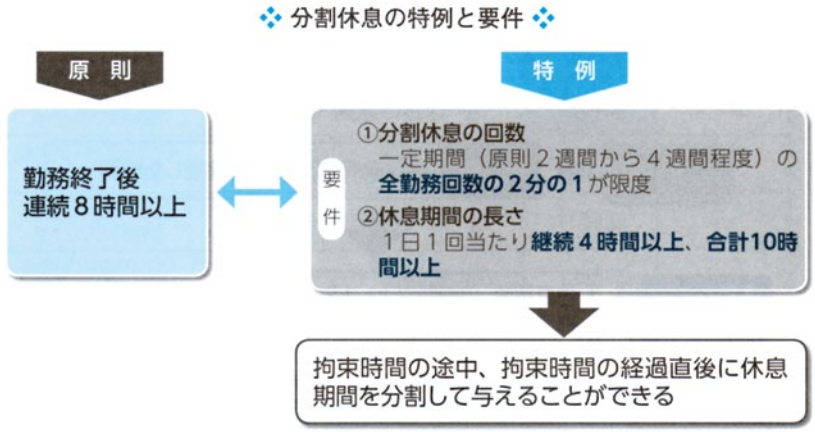
1日（始業から24時間）	時間帯	1日の拘束時間	15時間超の回数
月曜の始業8:00からの24時間	①始業 8:00～終業 24:00	16時間	1回目
火曜の始業8:00からの24時間	②始業 8:00～終業 24:00	16時間	2回目
水曜の始業8:00からの24時間	③始業 8:00～終業 21:00 ④始業 翌6:00～8:00	③+④ 15時間	—
木曜の始業6:00からの24時間	④⑤始業 6:00～終業 21:00	15時間	—
金曜の始業8:00からの24時間	⑥始業 8:00～終業 21:00	13時間	—

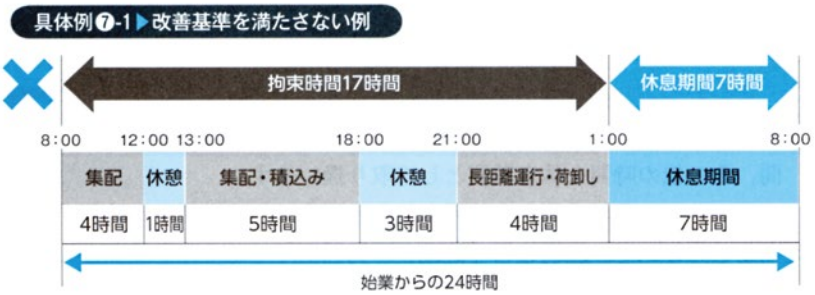
○ 1週間で、1日の拘束時間が15時間を超えている回数は2回なので、改善基準を満たす。

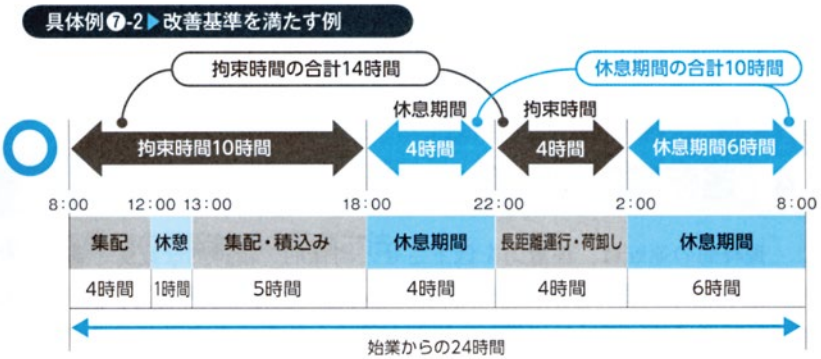
3 拘束時間・休息期間の特例

① 休息期間の分割

交通渋滞や荷主の都合など業務の必要上、連続８時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、一定の要件の下で休息期間を分割して与えることが認められています。







【具体例⑦－１、⑦－２】
継続４時間に満たないときは「休憩」になる

１回の休息期間の長さが継続して4時間に満たない場合は、休息期間として扱われず、「休憩」にすぎません。休憩時間は拘束時間に含まれます。
具体例⑦－１は、始業8時から午前１時までの間、継続して休める時間が3時間しかないため、休憩時間と取り扱われ、この17時間全体が拘束時間となり、最大拘束時間16時間を超えてしまいます。
また、休息期間の合計が10時間に満たないので、このような分割休息は認められません。

4 運転時間の限度

長時間の運転は、注意力を低下させ、肉体的・精神的な疲労を蓄積させますので、最悪の場合、交通事故を起こすおそれがあります。このため、運転時間については特に厳しい規制が設けられています。

❖ 運転時間の限度 ❖

1 日	2日（始業から48時間）平均で9時間まで
1 週	2週間ごとの平均で44時間まで
連続運転時間	4時間まで 運転時間4時間以内に1回が10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転しない時間をおく。

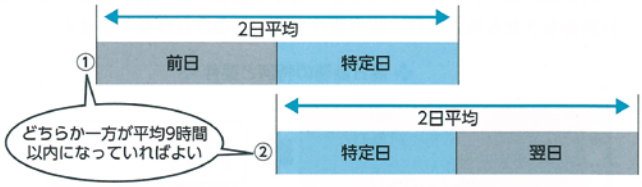
① 1日当たりの運転時間の計算方法

1日の運転時間は、**2日（始業時刻から48時間）平均で9時間**が限度です。

1日当たりの運転時間を計算するときは、特定の日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいとされています。

ただし、ここで「2日平均で9時間」というのは、どの2日をみても平均9時間ということではなく、①特定日とその前日との平均か、②特定日とその翌日との平均のどちらか一方が平均9時間以内となっていれば、改善基準の違反にはなりません。

❖ 2日平均9時間の考え方 ❖



具体例❽



1日の運転時間の限度と拘束時間との関係

運転時間の限度は、2日平均で9時間です。しかし、だからといって、1日目に18時間運転して2日目に運転をしない、という運行勤務は認められません。

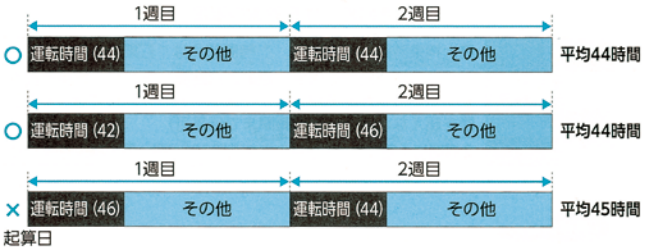
なぜなら、1日の拘束時間は最大でも16時間であって、また、4時間の連続運転につき30分以上運転しない時間を設けなければならないからです。

最大拘束時間16時間の中で、4時間運転後に30分休憩等を入れるパターンは3回（13時間30分）で、残りの時間（2時間30分）を運転時間に充てても、1日の運転時間は、14時間30分が限度となります。

② 1週間の運転時間の計算方法

1週間の運転時間は**2週間ごとの平均で44時間**が限度です。1週間の運転時間を計算するときは、特定の日を起算日として2週間ごとに区切り、その2週間ごとに計算します。

具体例❾



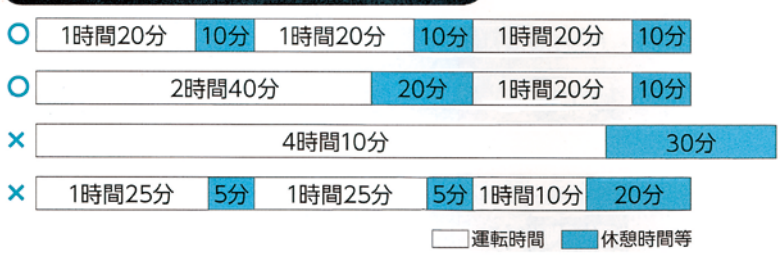
③ 連続運転時間と休憩等の確保

連続して運転するのは、**4時間**が限度です。4時間経過したら運転を中断して**30分以上の休憩等（非運転時間）**を確保しなければなりません。また、運転の途中に非運転時間を分けてとることもできます。ただし、非運転時間を分けてとる場合には、**1回が10分以上**でなければなりません。

非運転時間

運転を中断して運転しない時間を「非運転時間」といいます。非運転時間は、必ずしも休憩のための時間でなくてもかまいません。荷の積卸しの時間なども含まれます。

具体例⑩-2 ▶非運転時間を何回かに分けてとる例



出典：全日本トラック協会
「トラック事業者のための労働法のポイント」

6 過積載による運送を行っていないか。

過積載の状態で運転する行為は、制動距離が長くなるほか、ハンドル操作にも影響を与え、交通事故の可能性が高く、また、事故の被害を拡大させる悪質・危険な行為です。

重大事故を誘発する飲酒運転、過労運転や過積載運行等を防止するため、平成25年9月25日より、トラック運送事業者の法令違反に対する行政処分等の基準がこれまで以上に厳しく強化されました。とくに今回の改正では事業者が飲酒運転、過労運転、過積載運行等悪質な違反行為を命じ、又は容認していた場合、車両停止処分の強化に加えて即時事業停止期間が延長されることになりました。

以下、過積載における危険性などについてご紹介致します。

過積載自動車の運転禁止

ポイント

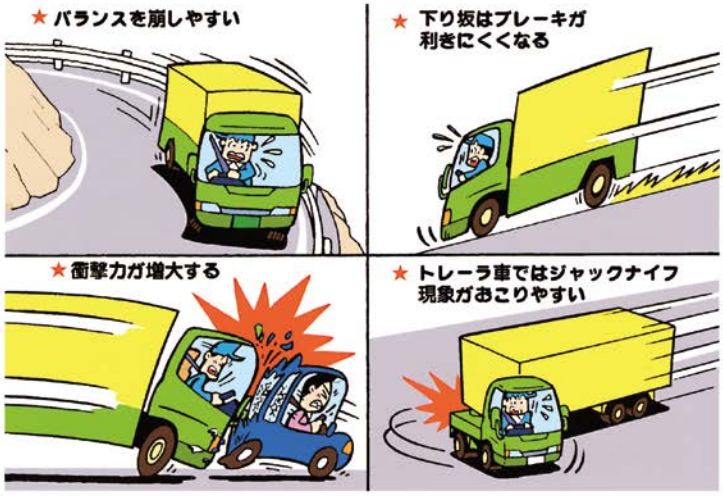
- ●事業者は、最大積載量を超えて積載するような運送（過積載による運送）の引受け、過積載による運送を前提とする運行計画の作成及び運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。
- ●事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

定量積載 10 トン車の制動距離

積載量 ＼ 速度	40km/h	80km/h
10 トン（定積）	13.3m	50.3m
14 トン（140%積）	14.6m	58.9m
18 トン（180%積）	16.1m	70.3m

（社全日本トラック協会「大型トラックの安全運行に関する調査研究報告書（平成3年3月）」より）

過積載の危険性



貨物の積載方法

ポイント

- ●事業者は、貨物を積載するときは、次のことに気を付けなければならない。
  - (1)偏荷重が生じないように積載すること。
  - (2)貨物が運搬中に荷崩れ等により落下することを防止するため、ロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。
- ●運行管理者は、貨物の積載方法について、従業員に指導及び監督を行わなければならない。
- ●大型自動車は、運転日報に積載方法の確認結果を記入しなければならない。

積付け位置が悪いとこうなる

●左右に偏った積載の場合



カーブ走行、右左折、傾斜路面走行時に横転する危険がある。

●前に偏った積載の場合



降坂時や急カーブをかけたときに、制動力不足が生じるおそれがある。

●後部に偏った積載の場合

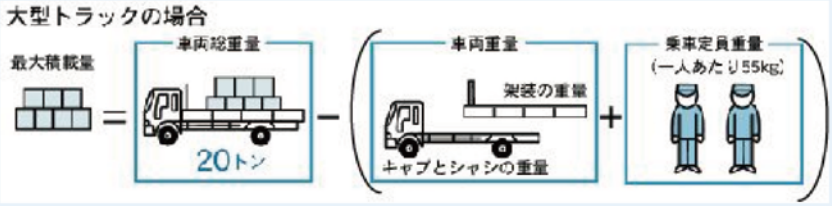


発進時や登坂走行時、踏切通過時に、ハンドルが不安定になったり、頭が持ち上がってしまうことがある。

日常チェックポイント

✓ 最大積載量は、どのように定められていますか？

→最大積載量＝車両総重量－（車両重量＋乗車定員重量（１人当たり 55kg））



✓ 過積載防止のために運転者に求められることとしては、何が挙げられますか？

→■過積載の危険性を十分に認識する
■はっきりと断る姿勢を持つ

安全教育でのチェックポイント

✓ 過積載運転をした場合、運転者にはどのような罰則が科せられますか？

→■罰則は過積載の程度で異なる
■大型車で 10 割以上の過積載をしていた場合、違反点数は６点となり、免許停止処分となるとともに、反則金という行政処分ではなく、「６か月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金」という刑事処分を受ける

✓ 過積載をすることによる社会的な影響としてはどのようなものが挙げられますか？

→■ディーゼル車では、通常走行に比べ、過積載では低速ギア、高速回転走行により、より多くの有害物質を排出し、環境への影響が大きくなる
■道路や橋梁などの路面へダメージを与えることになる
■低速ギア、高速回転走行により、エンジン音が大きくなり、沿道への騒音が問題となる

国土交通省　自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的指導及び監督の実施マニュアルより

事業者や管理者に求められること

■事業者の意識改革

運送事業者、荷主の双方の過積載に対する意識は、年々高くなっているものの、まだ十分とはいえず、「運賃収入を少しでも多くとるため過積載を行う」という考えをもっている事業者も見受けられます。過積載運転は違法行為であるとともに、輸送秩序を乱し公平な競争を阻害するものであることをしっかりと認識し、安全運行を確保することが大切です。

■過積載の引受けをしない

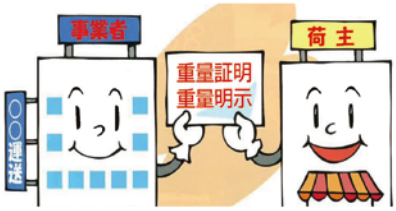
事業者はドライバーに過積載の下命・容認をしないことはもちろん、過積載となる運転の引受けや、トラックやドライバー不足だからといって、過積載運転となる運行計画の作成をしないようにしなければなりません。

■運転者や従業員に対し指導監督を行う

過積載や積み荷の落下を防止するために、ドライバーに対し積載制限の遵守、落下や荷崩れ防止の積載方法、走行上の注意点をしっかりと指導・監督する必要があります。また、重量計を設置するなどして出荷する荷物の重量チェックを行うことも必要です。

■荷主との協力体制を築き上げる

ドライバー教育を徹底しても過積載運転を防止できないことがあります。事業者が荷主に対して過積載運転をさせないように、重量証明を得る、運送契約に重量明示をするなど、協力を仰ぐことが必要です。また、行政機関と連携して過積載防止のために荷主と懇談会を開催することも良い方法です。



7 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。　(点呼は、対面が原則)

《重点指導項目》

点呼は、乗務員とのコミュニケーションの場です。乗務員と気持ちの通った対話を通じて、乗務員の特徴を把握し、適切な運行指示・伝達や安全上のアドバイスをお願いします。また、適切な運行指示等を行うために事前に道路情報や気象情報を収集しておくことが大切です。以下、点呼の実施について紹介致します。

①貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。
(一)疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯びその他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
(二)運行する前に日常点検の実施又はその確認

②貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第17条第4号の規定による通告について報告を求めなければなりません。
「やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務前または乗務後の点呼が出来ない場合のことを指します。車庫と営業所とが離れている場合や、早朝、深夜等のため点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は、該当しません。

③貨物自動車運送事業者は前2項に規定する点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第1項第1号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。

④貨物自動車運送事業者は、前3項の規定により点呼を行い、報告を求め、指示をしたときは運転者ごとに点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。

○点呼簿の記録の内容

乗務前点呼	①点呼執行者名
	②運転者名
	③乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号、番号
	④点呼日時
	⑤点呼方法　(対面でない場合は具体的方法(電話等)・アルコール検知器の使用の有無)
	⑥酒気帯びの有無(アルコール検知器の使用結果)
	⑦運転者の疾病、疲労、睡眠不足などの状況
	⑧日常点検の状況
	⑨指示事項(免許証、道路状況、服装、運行記録計等)、その他必要事項

乗務途中点呼(中間点呼)	①点呼執行者名
	②運転者名、乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号、番号
	③点呼日時
	④点呼方法　(対面でない場合は具体的方法(電話等)・アルコール検知器の使用の有無)
	⑤酒気帯びの有無(アルコール検知器の使用結果)
	⑥運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
	⑦指示事項、その他必要事項

☞中間点呼は3日以上の連続運行で、乗務前、乗務後の点呼がどちらも対面でできない場合に必ず電話等で行わなければなりません。

乗務後点呼	①点呼執行者名
	②運転者名、乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号、番号
	③点呼日時
	④点呼方法　(対面でない場合は具体的方法(電話等)・アルコール検知器の使用の有無)
	⑤酒気帯びの有無(アルコール検知器の使用結果)
	⑥自動車、道路及び運行の状況
	⑦交替運転者に対する通告
	⑧その他必要事項

○点呼執行者：　「運行管理者」若しくは「運行管理者補助者」
○選任運行管理者の点呼回数：　点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上。
○運行管理者補助者：　「運行管理者資格者証を取得している者」又は「基礎講習修了者」
○書類保存期間：　1年間
○アルコール検知器の故障の有無：　定期的に事業者が確認。（アルコール消毒剤等）

点呼の実施

ポイント

●点呼は、運行上やむを得ない場合を除き、対面で実施することが基本である。
●点呼には、乗務前点呼、乗務後点呼及び中間点呼があり、各々その実施内容が定められている。

点呼の確認と指示事項

①乗務前点呼
・運転者の健康状態、疲労の度合、酒気帯び（アルコールチェッカーによる確認）、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等についての確認
・車両の日常点検の実施の有無
　服装を端正に着用しているかの確認
・運転免許証、非常信号用具、業務上必要な帳票類等、携行品の確認
・休憩時間・場所、積載物、気象、道路状況等の注意事項の指示



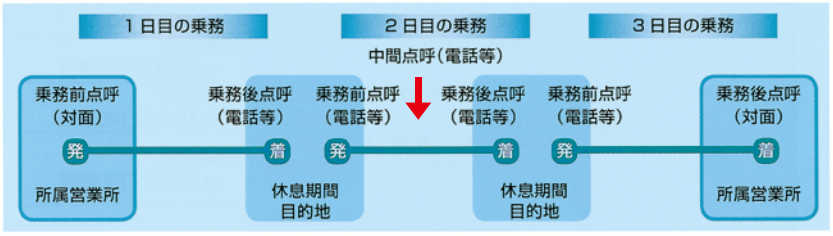
②乗務後点呼
・車両、積載物の異常の有無、乗務記録、運行記録等により運転者の運転状況等の確認
・工事箇所等道路状況に関する最新情報及びヒヤリ・ハット経験の有無等安全情報の確認
・運転者に翌日の勤務を確認させる
・アルコールチェッカーによる確認（可能な限り）

○乗務前対面点呼(例)

項　目	確認･注意事項	項　目	確認･注意事項	項　目	確認･注意事項
月日・運行計画	行先・荷主を確認	車両点検	日常点検の確認・車両異常	車検証など	車検証及び自賠責保険証
酒気帯びの有無の確認	アルコール検知器の使用	天候状況	降雨・降雪注意	携行品	運行記録計用紙、日報、地図など
疾病、疲労、睡眠不足などの状況	体調確認	道路状況	道路工事や通行止	その他	乗務員の感情
服装	制服・ヘルメットの確認	免許証	本人免許証の確認	安全唱和	指差して無事故を唱和「無事故でいこうヨシ!」

○中間点呼及び運行指示書について

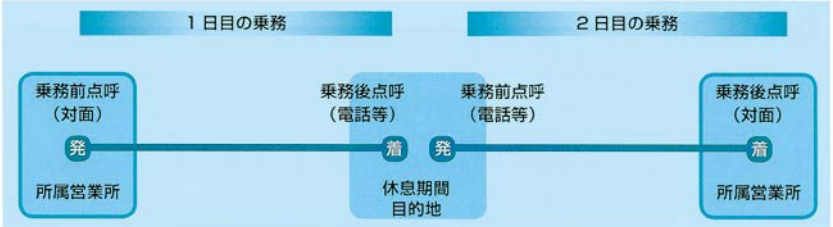
図1　中間点呼及び運行指示書の必要な運行



※ 中間点呼は、乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合のみ実施すればよい。

出発時
・運行指示書の作成　・運転者に対する指示及び携行　・運行指示書の写しを営業所に備え置く

図2　中間点呼及び運行指示書の必要のない運行



※ 乗務前または後の点呼が対面により行う乗務の場合は、中間点呼の実施義務はない。

出発時
・運行指示書に関する義務はない　・中間点呼に関する義務はない

出典：全日本トラック協会「運行管理業務と安全」マニュアル

乗　務　員　点　呼　簿

会社名（営業所）

アルコール検知器の状況	良　・　否

社長		部長		課長		運管	

乗　務　前　点　呼

確認事項）1. 酒気帯びの有無　2. 疾病,疲労、睡眠不足等の状況　3. 日常点検の状況　4. その他（免許証,運行記録計等）

点呼月日	登録番号	運転者名	点呼時分	点呼方法	アルコール検知器使用の有無 測定値(任意)	確認事項	指示伝達事項, その他必要事項	執行者名
／			：	対面 TEL （　）	有　無 （　）	1（有　無） 2　3　4		

乗　務　途　中　点　呼　【中間点呼】

（遠隔地の為、乗務前・乗務後いずれも対面で出来ない場合に実施）
確認事項）1. 酒気帯びの有無　2. 疾病、疲労、睡眠不足等の状況

点呼月日	点呼時分	点呼方法	アルコール検知器使用の有無 測定値(任意)	確認事項	指示伝達事項, その他必要事項	執行者名
／	：	TEL （　）	有　無 （　）	1（有　無） 2		

乗　務　後　点　呼

確認事項）1. 酒気帯びの有無　2. 自動車,道路及び運行の状況

点呼月日	点呼時分	点呼方法	アルコール検知器使用の有無 測定値(任意)	確認事項	交替運転者に対する通告, 注意, その他必要な事項	執行者名
／	：	対面 TEL （　）	有　無 （　）	1（有　無） 2		

※確認事項等の欄は、良好であれば○をつけること。尚、「酒気を帯びた状態」とは、検知されたすべての場合を指す。

社団法人　京都府トラック協会　（保存期間1年）

○点呼簿記入例

アルコール検知器の状況を確認したかどうかの別
（毎日確認が必要であるが、本様式では集約して確認印をお願いします。）

アルコール検知器の状況	良 ・ 否

会社名（営業所）○○○○○○○○

酒気帯びの有無について記録すること

乗 務 前 点 呼

確認事項）1. 酒気帯びの有無　2. 疾病,疲労、睡眠不足等の状況　3. 日常点検の状況　4. その他（免許証,運行記録計等）

点呼月日	登録番号	運転者名	点呼時分	⑤点呼方法	アルコール検知器使用の有無 ⑥測定値(任意)	⑦確認事項	⑩指示伝達事項,その他必要事項	執行者名
④ 4/1	③	②	④ 6:30	対面 TEL （　）	有 無 （測定値）	①(有 無) ②③④ ⑧ ⑨	具体的な指導事項	①

対面でない場合は具体的方法

使用の有無：アルコール検知器を使用したかどうかの別　測定値（任意）

①点呼執行者名 ②運転者名 ③登録番号 ④点呼日時 ⑤点呼方法（対面でない場合は具体的方法（電話等））⑥アルコール検知器の使用の有無・測定値 ⑦酒気帯びの有無 ⑧運転者の疾病、疲労、睡眠不足などの状況 ⑨日常点検の状況 ⑩指示伝達、その他必要事項

酒気帯びの有無について記録すること

乗 務 途 中 点 呼　【中間点呼】

（遠隔地の為、乗務前･乗務後いずれも対面で出来ない場合に実施）
確認事項）1. 酒気帯びの有無　2. 疾病、疲労、睡眠不足等の状況

点呼月日	点呼時分	③点呼方法	⑤アルコール検知器使用の有無 測定値(任意)	④確認事項	⑦指示伝達事項,その他必要事項	執行者名
② 4/2	② 10:30	TEL （　）	有 無 （　）	①(有 無) ② ⑥	具体的な指導事項	①

対面でない場合は具体的方法

使用の有無：アルコール検知器を使用したかどうかの別　測定値（任意）

①点呼執行者名　②点呼日時　③点呼方法（対面でない場合は、具体的方法（電話等））　④酒気帯びの有無　⑤アルコール検知器の使用の有無・測定値　⑥運転者の疾病、疲労、睡眠不足などの状況　⑦指示伝達、その他必要事項

酒気帯びの有無について記録すること

乗 務 後 点 呼

確認事項）1. 酒気帯びの有無　2. 自動車道路及び運行の状況

点呼月日	点呼時分	③点呼方法	④アルコール検知器使用の有無 測定値(任意)	⑤確認事項	⑦交替運転者に対する通告,注意,その他必要な事項	執行者名
② 4/1	② 18:50	対面 TEL （　）	有 無 （測定値）	①(有 無) ② ⑥	異常なし	①

対面でない場合は具体的方法

使用の有無：アルコール検知器を使用したかどうかの別　測定値（任意）

①点呼執行者名　②点呼日時　③点呼方法（対面でない場合は具体的方法（電話等））　④アルコール検知器の使用の有無・測定値　⑤酒気帯びの有無　⑥自動車、道路及び運行の状況　⑦交替運転者に対する通告、その他必要事項

【アルコール検知器等について】

国土交通省では、事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を達成するため、点呼時にアルコール検知器の使用を義務づける等の貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正を行われました。(検知器義務化施行：平成２３年４月１日)

「点呼時、酒気帯びの有無の確認」	点呼時に酒気帯びの有無の確認。目視等で確認するほかアルコール検知器の使用を義務付け。
「検知器の性能」「各営業所での保持」	アルコール検知器は、当面、性能上の要件を問わない。営業所ごとに検知器を備え置き、常時有効に保持しなければならない。
「電話点呼での対応(宿泊先)」	電話点呼(宿泊先)の場合には、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させる等により行うこと。
「営業所と車庫が離れている場合」	運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合、営業所の車庫に設置した検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。
「アルコール検知器の確認」	アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態で保持しておき、定期的に故障の有無を確認しなければならない。
①毎日確認すべき事項	アルコール検知器の電源が、確実に入ることや検知器に損傷がないこと。
②少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項	確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
「酒気を帯びた状態」	道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml 又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l 以上であるか否かを問わないものである。
「運転者の状態を目視等で確認」	運転者の顔色、呼気の臭い、応答する声の調子等で確認すること。なお、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。

8 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。

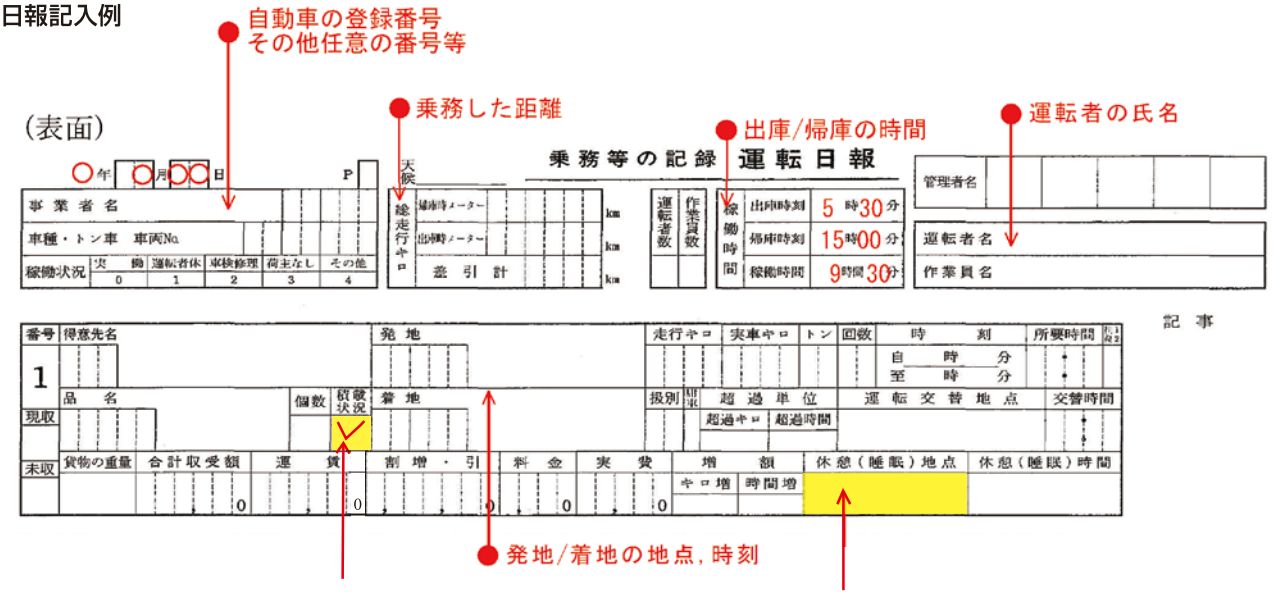
運転日報は乗務員の乗務の実態を把握し、過労の防止及び過積載による運送の防止等、業務の資料として活用するために運転手に記載させ、これを1年間保存しなければなりません。

○記載事項

① 運転者の氏名
② 自動車登録番号又は識別できる記号
③ 乗務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務した距離
④ 運転手の交代があった場合にはその地点及び日時
⑤ 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
⑥ 車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の車両
　イ. 貨物の積載状況
　ロ. 荷主の都合により集貨地点等で待機した場合にあっては、次に掲げる事項
　　（1）集貨地点等
　　（2）集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
　　（3）集貨地点等に到着した日時
　　（4）集貨地点等における「荷役作業」の開始及び終了の日時
　　（5）集貨地点等で、当該運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分、「附帯業務」を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
　　（6）集貨地点等から出発した日時
　ハ. 集貨地点等で、当該運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（ロに該当する場合にあっては、（1）及び（2）に掲げる事項を除く。）
　　（1）集貨地点等
　　（2）荷役作業等の開始及び終了の日時
　　（3）荷役作業等の内容
　　（4）（1）から（3）までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨の記録
⑦道路交通法第72条第1項の交通事故,自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態があった場合は、その概要及び原因
⑧ 運行の途中において運行指示書が必要になった場合の指示の内容

○書類保存期間：　1年間

○日報記入例



【注】
車両総重量8ﾄﾝ以上又は最大積載量5ﾄﾝ以上の車両(大型車)：
①荷主の都合により集貨地点等で待機した場合:集貨地点等の日時
②荷役作業等実施の場合:集貨地点等、荷役作業等の開始･終了の日時

荷待時間・荷役作業等記録票
荷主名：　　車両番号：京都

日付	担当ドライバー	集荷地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
○月△日	●● ●●	○○物流センター	8：45	9：00

荷待時間 開始･終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始･終了時刻	積込み･取卸しの 開始･終了時刻	出発時刻
9：00～9：20 9：40～10：00	40分	9：20～9：40 10：00～10：30	10：30～11：30	11：30

ドライバーの実施した荷役作業等の内容	(発･着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1.積込み(手荷役･機械荷役)　2.取卸し(手荷役･機械荷役) 3.荷造り　4.仕分　5.検収･検品　6.横持ち　7.縦持ち 8.棚入れ　9.ラベル貼り　10.はい作業　11.その他(　　)	△△ △△		

契約書の荷役作業等の内容の
全てが明記されていても、
合計時間が1時間以上となる場合
は乗務記録への記載が必要です

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業についての記載は不要です。
※「(発･着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当業務の、着地においては荷受けの担当者等のサイン等を記入してください。

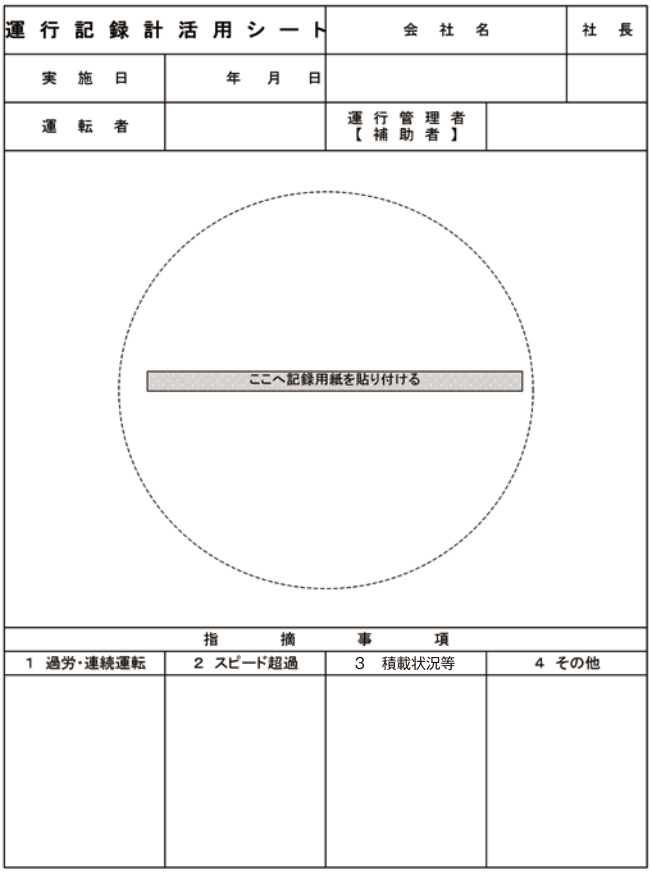
9 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。

事業用貨物自動車のうち車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上の車両、又はこれに該当するトレーラを牽引するトラクタ及び特別積合せ運送の運行車には、運行記録計の装着が義務付けられており、記録は1年間保存しなければいけません。運転手より提出されたチャート紙等の記録内容を運行管理者が確認し、労働時間管理の徹底、過労運転・過積載・スピード違反の防止等の指導に役立てて下さい。

○運行記録計　取り付け義務車両
①車両総重量7トン以上又は最大積載量が4トン以上の事業用自動車
②上記①トレーラをけん引するトラクタ

○チャート紙の保存期間：　1年間

○運行記録計による記録を乗務員の指導等に活用して下さい(以下例、チェックポイント)
①運行時間：4時間超の連続運転、2日平均で1日9時間を超える運転
②速度：法定速度超過、急加速・急減速



10 運行指示書(中間点呼)の作成、指示、携行、保存は適切か。

運行指示書は乗務前、乗務後のどちらの点呼も対面で行うことができない運行（2泊3日以上）を行う場合に作成し、乗務員に対し適切な指示を行い、運転手にも携行させなければいけません。

○運行指示書の記載事項

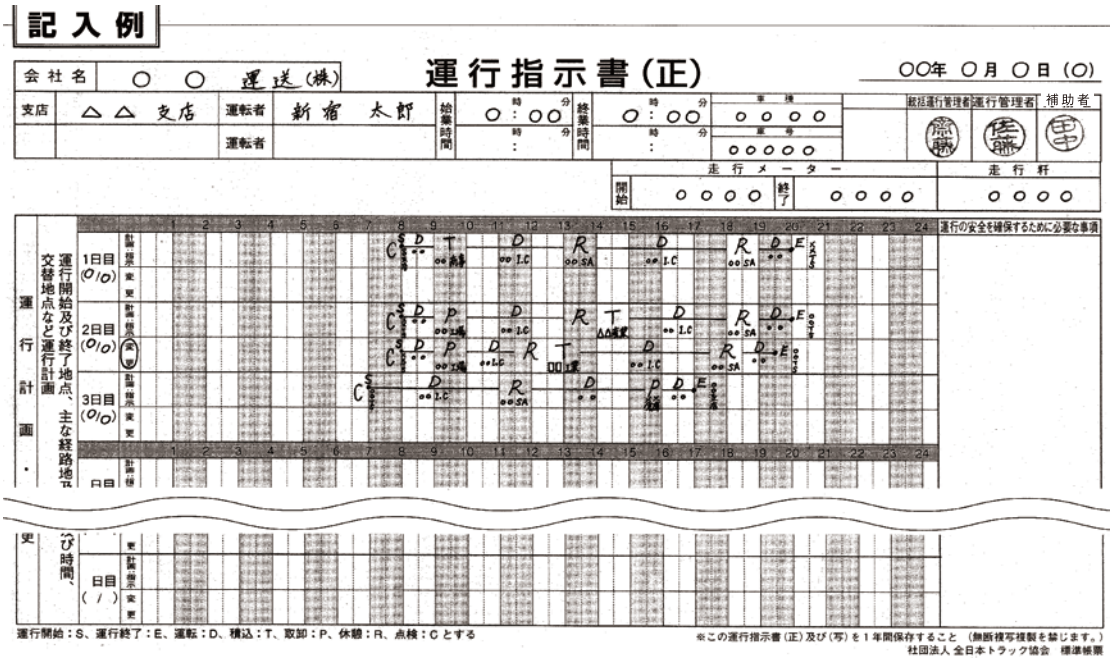
①運行の開始及び終了の地点及び日時
②乗務員の氏名
③運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
④運行に際しての注意を要する箇所の位置
⑤乗務員の休憩及び地点及び休憩時間(休憩が有る場合に限る)
⑥乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替が有る場合)
⑦その他運行の安全を確保するために必要な事項

○運行指示書の作成について（2部作成）本紙：運転者、写し：運行管理者

運行指示書はその運行の途中に、変更があった場合には、その変更を記載し、電話等で乗務員に指示を行い、併せて乗務員が携行している指示書にも変更の内容を記載させなければならない。

○書類保存期間：　　1年間

○運行指示書記入例


記 入 例

運行指示書（正）

○○年 ○月 ○日（○）

会社名 ○ ○ 運送(株)　支店 △△ 支店　運転者 新宿 太郎

始業時間 ○:○○　終業時間 ○:○○

総括運行管理者　運行管理者　補助者

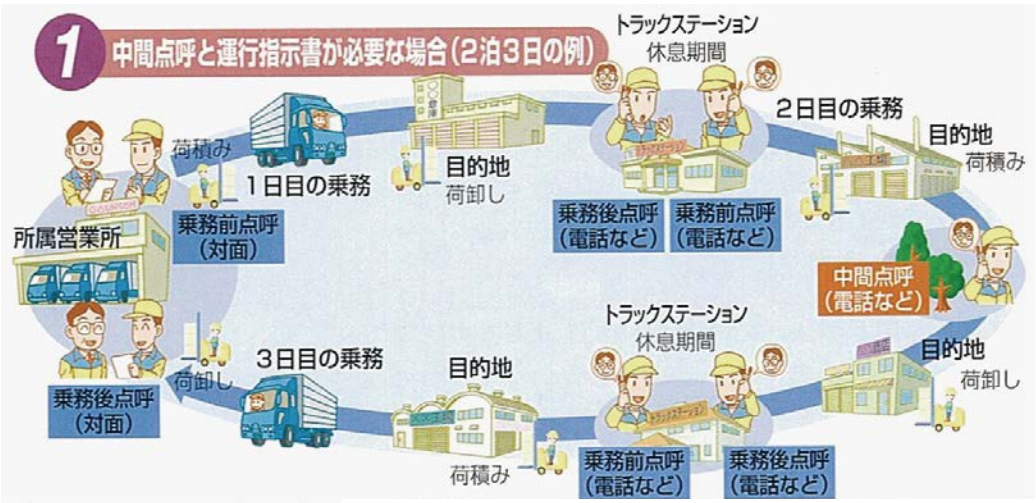
走行メーター 開始 ○○○○ 終了 ○○○○　走行粁 ○○○○

運行計画・運行開始及び終了地点、主な経路地点、交替地点など運行計画　運行の安全を確保するために必要な事項

1日目（○/○）　2日目（○/○）　3日目（○/○）

運行開始：S、運行終了：E、運転：D、積込：T、取卸：P、休憩：R、点検：Cとする

※この運行指示書（正）及び（写）を1年間保存すること　（無断複写複製を禁じます。）
社団法人 全日本トラック協会　標準帳票



（事業者用）

運行指示書（正）

年　月　日（　）

会社名													
支店		運転者		始業時間	時：分	終業時間	時：分	車種		統括運行管理者	運行管理者	補助者
		運転者			時：分		時：分	車号				

走行メーター				走行粁
開始		終了		

運行計画・指示、変更

運行開始及び終了地点、主な経路地及び発着時間、休憩地点及び時間、交替地点など運行計画

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	運行の安全を確保するために必要な事項
1日目（　/　）	計画・指示																									
	変更																									
2日目（　/　）	計画・指示																									
	変更																									
3日目（　/　）	計画・指示																									
	変更																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
日目（　/　）	計画・指示																									
	変更																									
日目（　/　）	計画・指示																									
	変更																									
日目（　/　）	計画・指示																									
	変更																									
日目（　/　）	計画・指示																									
	変更																									

運行開始：S、運行終了：E、運転：D、積込：T、取卸：P、休憩：R、点検：Cとする

※この運行指示書（正）及び（写）を1年間保存すること　（無断複写複製を禁じます。）
社団法人 全日本トラック協会　標準帳票

11 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。

①目的　　《重点指導項目》

トラックの乗務員は、大型の自動車を運転したり、多様な地理的、気象的状況の下で運転することから、道路の状況その他、運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力を要求されます。このため、貨物自動車運送事業者は、トラックの運転者に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、模範となるべき乗務員を育成する必要があります。

②指導及び監督の内容

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

平成13年8月20日国土交通省告示第1366号
平成28年4月1日一部改正・平成29年3月12日施行

項　　目	内　　容
1．トラックを運転する場合の心構え	①物流を支えライフラインを守るなど公共性が高い仕事であることを自覚させる ②交通事故による社会的損害と影響が大きいことを認識させる ③トラックの運転が他の運転者に与える影響が大きいことを認識させる ④他の運転者の安全運転の模範にならなければならないことを自覚させる ⑤交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
2．トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	①トラック運行に係る法令 ●貨物自動車運送事業に係る法令 ・酒気帯びで乗務しないこと。 ・過積載の事業用自動車には乗務しないこと。 ・積載物は偏荷重が生じないように積載し、荷崩れしないよう適正な固縛を行う。 ・踏切内で運行不能となった時は、速やかに列車に対して適切な防護措置をとること。 ・疾病、疲労により安全な運転ができない恐れがあるときは申し出る。 ・日常点検を実施し、またはその確認をする ・運行前、途中、運行終了後には点呼を受け報告する。 ・乗務終了後に他の運転者と交替するときは、自動車、道路、運行の状況について通告する ・乗務記録を行う ●自動車の運転に係る法令 ・遵守すべき交通ルール ●車両管理に係る規定（トラックの点検、車両のチェックの必要性） ②義務を果たさない場合の影響の把握
3．トラックの構造上の特性	①トラックの特性に合わせた運転 ・車高、車長、車幅に合わせた運転 ・死角 ・トラックのスピードの特性 ②トレーラの特性に合わせた運転 ・トレーラの車両特性 ・トレーラ特有の現象 ・コンテナロックの重要性 ③貨物の特性を理解した運転 ・貨物積載時と空車時の違い
4．貨物の正しい積載方法	①偏荷重の危険性 ・偏荷重の発生要因と危険性 ・偏荷重による運転への影響 ・軸重に関する規定及び軸重違反を防止するための積載方法 ②安全輸送の為の積付け・固縛の方法 ・積載のルール ・荷崩れしない積付け、固縛の方法 ③荷崩れ防止のための走行中の注意点
5．過積載の危険性	①過積載による事故要因と社会的影響 ②過積載による罰則 ・運転者に対する刑事・行政処分への理解 ・過積載に対する警察の措置 ③過積載の防止 ・積載量の制限 ・過積載防止のために運転手に求められていること
6．危険物を運搬する場合に留意すべき事項	①危険物の性状 ②危険物輸送の基本事項 ・輸送にあたっての安全確認事項 ・事故が起こった場合の対処 ③タンクローリー運行上の注意事項 ・タンクローリーの車両特性 ・タンクローリーの運行上の注意事項

項　　目	内　　容
7．適切な運行の経路とその道路交通の状況	①悪天候等による交通規制　②日頃の運行体験による道路の状況 ③事故事例やヒヤリ・ハット体験　④予め設定した運行経路の指示(基準緩和車両等)
8．危険の予測及び回避	①危険予測運転の必要性 ②危険予測のポイント ・歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮 ・悪天候・夜間の危険への配慮 ③危険予知訓練 ④指先呼称及び安全呼称 ⑤緊急時における適切な対応
9．運転者の運転適性に応じた安全運転	①適性診断の結果を活用し、適切な指導を行う ②適性診断の結果に基づく個々の運転手の運動行動の特性を自覚させる
10．交通事故の生理的・心理的要因と対処方法	①交通事故の生理的・心理的要因 ・過労、飲酒運転、かぜ薬等の服用、運転技能への過信等 ②過労運転防止のための留意点 ・労働時間についての規定 ・運転中・日常生活での留意点 ③飲酒(酒気帯び)、薬物使用運転防止のための留意点 ④ヒューマンエラーの防止対策
11．健康管理の重要性	①疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを理解させる ・健康診断の受診の必要性 ②疲労防止のために日常生活を留意させる ③ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
12. 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

○指導・監督の実施に当たって配慮すべき事項

①運転者に対する指導及び監督の意義について理解　②日常的・計画的な指導及び監督の実施
③運転者の理解を深める指導及び監督の実施　④参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用
⑤社会的情勢等に応じた自他指導及び監督内容の見直し　⑥指導者の育成及び資質の向上
⑦外部の専門的機関の活用　⑧指導・教育の計画表の作成

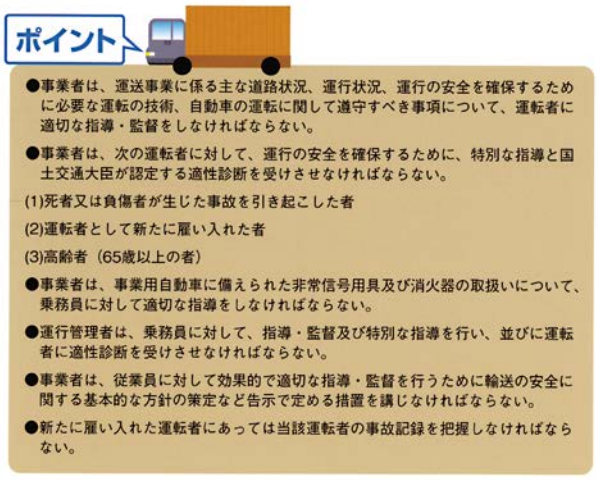
③記録する内容

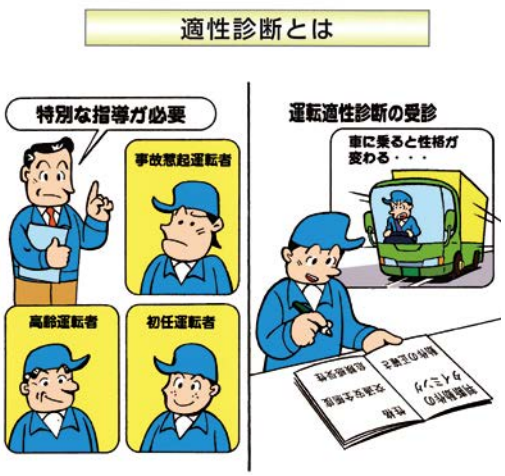
運転者に対して実施した指導及び監督について、記録して下さい。

(1)日時
(2)場所
(3)指導内容(上記全12項目を具体的に)
(4)指導者名
(5)指導を受けた乗務員名

④年間計画：基本的計画の作成
⑤書類保存期間：　3年間
⑥実施：全12項目を年1回以上実施

乗務員に対する指導及び監督





12 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。

特定の運転者に対する特別な指導 《重点指導項目》

事業者は、交通事故を引き起こしたトラックの運転者についてその再発防止を図り、また、トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能および知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者、および、加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢者である運転者について、交通事故の未然防止を図るためには、これら特定の運転者に対し、よりきめ細かな指導を実施する必要があります。そこで、特定の運転者に対して行う特別な指導の目的は、個々の運転者の状況に応じ、適切な時期に十分な時間を確保してトラックの運行の安全を確保するために下記の必要な事項のご確認お願い致します。

※新たに雇い入れた運転者については、その者の事故歴(過去３年間)を把握するするため「運転記録証明書」を入手して下さい。

①事故惹起運転者
・死者又は重傷者を生じた交通事故を起こした運転者
・軽傷者を生じた交通事故を起こし、かつ、事故前の３年間に別の交通事故を起こしたことがある運転者

①トラックの運行の安全の確保に関する法令等
②交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
④交通事故を防止するために留意すべき事項
⑤危険の予測及び回避
⑥安全運転の実技

※指導時間：①から⑤まで合計６時間以上実施。⑥については可能な限り実施。
※適性診断(特定診断Ⅰ・Ⅱ)の受診。

②初任運転者
・運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者
（ただし、自社において初めてトラックに乗務する前の３年間に他の一般貨物自動車運送事業者で運転者として常時選任されたことがある場合を除く）
◆一般的な指導及び監督内容を実施【前掲内容】
◆上記内容を座学および実車を用いることにより実施→15時間以上
※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導
◆実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導→20時間以上

※適性診断(初任診断)の受診。　(国土交通大臣が認定する機関)
○実施時期：事故惹起運転者は事故後、再度トラックに乗務する前に実施。
初任運転者は雇入れ後の乗務前に実施。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後１か月以内に実施。

◎初任運転者の事故歴の把握
新たに雇い入れた運転者については、雇い入れる前、過去３年間の事故歴を把握する。
無事故無違反証明書又は運転記録証明書(自動車安全運転センター交付)により把握。

③高齢運転者(６５歳以上)
適性診断(適齢診断)の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

○実施時期：高齢運転者は、適性診断の結果が判明した後、1か月以内に実施。適性診断の受診時期は６５歳に達した日以降１年以内に受診。その後３年以内ごとに受診。

乗務員教育記録

検印	指導主任者	運行管理者

実施年月日　　年　　月　　日
時　　間　自　　時　　分～至　　時　　分
場　　所
指 導 者
営業所名

指導教育及び監督の内容

●書類保存期間：3年間（平成13年8月20日国土交通省告示1366号指導及び監督の指針）

□一般の乗務員に対する指導
□初任運転者に対する特別な指導

□1. トラックを運転する場合の心構え
□2. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
□3. トラックの構造上の特性
□4. 貨物の正しい積載方法
□5. 過積載の危険性
□6. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
□7. 適切な運行の経路とその道路交通の状況
□8. 危険の予測及び回避
□9. 運転者の運転適性に応じた安全運転
□10. 交通事故の生理的・心理的要因と対処方法"
□11. 健康管理の重要性
□12. 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

□事故惹起者に対する特別な指導

□1. トラックの運行の安全の確保に関する法令等
□2. 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
□3. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
□4. 交通事故を防止するために留意すべき事項
□5. 危険の予測及び回避
□6. 安全運転の実技

【指導時間】 1～5を合計6時間以上実施。6については可能な限り実施。

□高齢運転者に対する特別な指導

□適齢診断(65歳以上)の結果を踏まえ、加齢に伴う身体機能の変化に応じたトラックの安全な運転方法について乗務員自ら考えるような指導

【初任運転者の指導時間（国交省告示）】
□一般的な指導及び監督内容12項目全て実施
□上記内容を座学および実車を用いることにより実施：**15時間以上**
□実際に事業用トラックを運転させ、安全な運転方法を指導：**20時間以上**

■教育内容・資料等【下記欄記載】

●教育について
基本的には、平成13年8月20日国土交通省告示1366号の指導監督指針に基づき、指導監督指針全12項目を充たす教育を1年に1回以上行うこととする。

受講者

氏　名	台帳転記/フォローアップ	氏　名	台帳転記/フォローアップ

「指導・教育」年間計画・実施表

		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1．トラックを運転する場合の心構え プロドライバーとしての心構え、マナーなど	予定	○											
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
2．トラックの運行の安全を確保するために 遵守すべき基本的事項 遵守事項(酒気、点検)、交通ルール	予定		○										
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
3．トラックの構造上の特性 視野、死角、内輪差、制動距離	予定			○									
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
4．貨物の正しい積載方法 偏荷重、貨物の固縛	予定				○								
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
5．過積載の危険性 制動距離及び安定性等への影響	予定					○							
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
6．危険物を運搬する場合に留意すべき事項 法規、積荷・車両点検、備品・携帯品の確認	予定						○						
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
7．適切な運行の経路とその道路交通の状況 道路状況、事故事例、ヒヤリ・ハット体験	予定							○					
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
8．危険の予測及び回避	予定								○				
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
9．運転者の運転適性に応じた安全運転 適性診断結果により適切な指導	予定									○			
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
10．交通事故の生理的・心理的要因と対処方法 過労運転(疲労、眠気)、休憩・睡眠の取得	予定										○		
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
11．健康管理の重要性 疲労防止のため日常生活を留意	予定											○	
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
12．安全性の向上を図るための装置を備える 事業 用自動車の適切な運転方法	予定											○	
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
13．運輸安全マネジメント 方針、目標、計画、監査、改善	予定												○
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
14．環境問題 エコドライブ指導、急発進･急加速の禁止	予定												○
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

13 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。

受診が義務付けられている適性診断は以下の３種類です。 《重点指導項目》

		対　象　者	受　診　時　期
初任診断		運転者として常時選任するために新たに雇い入れた方(当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に初任運転者のための適性診断を受診したことがある方を除く)	貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前に国土交通大臣が認定した適性診断を受診。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診
適齢診断		６５才以上の運転者の方	６５才に達した日以降1年以内に1回国土交通大臣が認定した適性診断を受診。その後3年以内ごとに1回受診
特定診断	特定診断Ⅰ	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない方及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の３年間に交通事故を引き起こしたことがある方	交通事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前に国土交通大臣が認定した適性診断を受診。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診
	特定診断Ⅱ	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある方	交通事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前に国土交通大臣が認定した適性診断を受診。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診

詳細は右記へ お問合せ下さい	・最新の認定機関　(検索)→　【国土交通省　　適性診断　　認定機関】 http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html ・自動車事故対策機構京都支所　京都市伏見区竹田向代町51-5京都自動車会館４階 電話075-694-5878　Fax075-694-5875 ・山城自動車教習所　京都府綴喜郡井手町多賀西北河原49 電話0774-82-5268　Fax0774-82-5268 ・ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社　関西研修センター 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 5F 電話06-6613-1800　Fax06-6613-1810 ・網野自動車教習所　京都府京丹後市網野町下岡522 電話0772-72-2633　Fax0772-72-5009

○特定・適齢診断受診者のみなし特例

①新規採用運転者が事故惹起運転者に該当した場合及び事故惹起運転者に該当し、かつ６５歳以上である場合には、上記表の適性診断(特定診断Ⅰ又はⅡ)を受診によって、それぞれ初任・適齢診断を受診したものとみなすことができる。

②運転者として新たに雇い入れた者が６５歳以上である場合には、適齢診断を受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなすことができる。

Ⅳ 車両管理等

1 整備管理規程が定められており、これに基づき、適正に整備管理業務がなされているか。

運送事業者等は、整備管理者の業務内容、地位等を明示し、自主的な車両管理体制を確立するため、整備管理者の義務として掲げる事項の執行係わる基準に関する規程を策定しなければなりません。

整備管理規程
（表紙）

年　月　日　制定

整 備 管 理 規 程

事業者名

営業所名

2 整備管理者が選任され、届出されているか。《重点指導項目》

3 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。

整備管理者の資格要件

①整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して２年以上の実務の経験を有し、整備管理者選任前研修を修了した者
②自動車整備士技能試験に合格した者(1級、2級、又は3級)

整備管理者には以下の権限を与えなければなりません。

①日常点検の実施方法を定めること
②日常点検の結果に基づき運行の可否を決定する
③定期点検を実施すること
④日常点検、定期点検のほか、随時必要な点検を実施する
⑤点検の結果必要な整備を実施する
⑥定期点検等の実施計画を定める
⑦車両の点検整備記録簿等整備に関する記録を管理する
⑧自動車車庫を管理する
⑨整備管理業務を処理するため運転者、整備員等を指導し、監督する

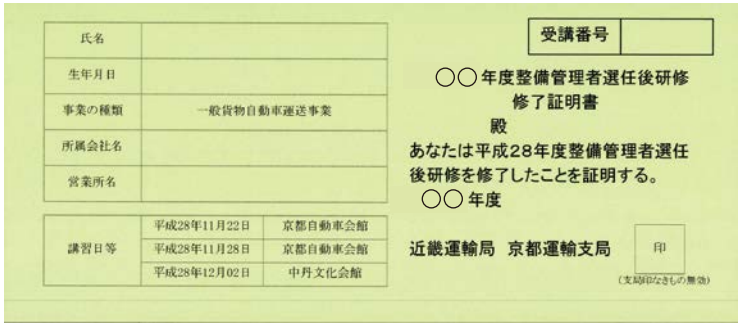
整備管理者は、整備管理規程を定め、業務を執行しなければなりません。
整備管理規程には以下の内容が必要で

◇上記①～⑨の権限が付与されていること
◇整備管理者が与えられた権限に基づき、適切に業務を行うこと
◇その他、適切な車両管理を行う体制であること

◎選任後研修：　２年に1回受講義務

選任後研修は、選任後、自動車技術の進歩、環境変化や保安基準、法定点検項目の改正等の法令改正を周知することにより、整備管理者の能力を維持・向上させるために行われます。選任者は２年に1回当該研修の受講義務があります。

選任後研修修了証明書



氏名	
生年月日	
事業の種類	一般貨物自動車運送事業
所属会社名	
営業所名	

講習日等	平成28年11月22日	京都自動車会館
	平成28年11月28日	京都自動車会館
	平成28年12月02日	中丹文化会館

受講番号

○○年度整備管理者選任後研修
修了証明書
殿
あなたは平成28年度整備管理者選任後研修を修了したことを証明する。
○○年度

近畿運輸局　京都運輸支局　印

（支局印なきもの無効）

（記入例）

出典：近畿運輸局ホームページ
※選任・解任年月日は15日以内の届出
※提出部数：2部（本通／事業者控）・研修修了証のコピー添付必要

第1号様式

整理番号	

整備管理者選任前研修の修了証もしくは整備士の合格証書のコピーを忘れずに添付してください

整備管理者（選任・変更・廃止）届出

日付の記入は不要です

年　月　日

該当するものに○をつけます

近畿運輸局長　殿

☆届出者の氏名又は名称
ふりがな

きんきうんゆきょくかぶしきがいしゃ
近畿運輸局　株式会社

事業者の名称（ふりがなを忘れずに！）
事業者の住所、電話番号を記入してくださ

☆届出者の住所及び電話番号

大阪市中央区大手前4丁目1番
TEL　○○（○○○○）○○○○

自動車の使用の本拠の位置を記載してください（会社の住所ではありません）

営業所の自動車数を記入します（会社全体の車両数ではありません）

実務経験と選任前研修で選任要件を満たす方は経験の時期と場所等を時系列で記入してください

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます

選任年月日		平成　29　年　5　月　1　日
☆整備管理者氏名	（ふりがな）	きんき　たろう 近　畿　太　郎　　明・大・昭・平　48　年　2　月　14　日生　満　40　才
使用の本拠の位置	☆名称	近畿運輸局　株式会社　谷町　営業所 TEL　○○（　○○○○　）○○○○
	☆住所	大阪市中央区大手前4丁目1番76号
☆事業の種類		1. バス　2. ハイ・タク 3. トラック（4.以外）　4. 貨物軽 5. レンタカー　6. その他の自家
整備責任者		職名
委託 所属事業主同意書		当事業場の上記 ＿＿＿＿＿＿ が ＿＿＿＿＿＿ の整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 ＿＿＿＿＿＿ m です。 事業者住所 氏名（名称、代表者名） （署名又は記名押印）
☆兼職の有・無		職名　職務内容
既に整備管理者に選任されている本拠	名称	今回選任される整備管理者が、別の会社で整備管理者をされている場合は、その会社の名称と住所を記入してください
	位置	

外部委託をする場合は、自社の整備責任者名と職名を記入し、委託先との距離及び事業主の署名又は押印をもらってください

自動車数	業態	車種		台数
	事業用	バス		
		ハイ・タク		
		トラック	8トン以上	
			8トン未満	10
		貨物軽		
		事業用計		
	自家用	レンタカー	11人以上	
			11人未満	
		バス（レンタカー以外）	30人以上	
			30人未満	
		その他		
		自家用計		
	合　計			10

車両法第53条の規定による解任の有無	有（　年　月　日）				
	無				
変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他（　）				
	前管理者名				

整備管理者の変更・廃止となった場合は、その理由と前の整備管理者の氏名を記入してください

整備管理者の資格要件	1. 点検又は整備の経験　2. 整備管理者の経験　3. 整備士資格 4. 整備管理の経験　5. その他（　）				
点検整備、整備管理者又は整備管理の経験	年月から	年月まで	事業場名	位　置	業務の大要
	平成26年4月	平成29年4月	近畿運輸整備株式会社	寝屋川市高宮栄町12-3	点検整備
	２年以上				

整備の経験を行った事業場の住所と名称・代表者名を記入してください

事業主の確認書	上記　近　畿　　太　郎　が確かに上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。 事業者住所 氏名（名称、代表者名） （署名又は記名押印） 寝屋川市高宮栄町12-3 近畿運輸整備株式会社 代表取締役　近畿　次郎　貴社代表印

整備士	種　類	級
	合格年月日	年　月　日
	合格証書番号	第　号

整備士の資格で選任要件を満たす方は、こちらに証書番号等を記入してください

被選任者の同意書	私　近　畿　　太　郎　は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年（道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年）を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。 （整備管理者の署名又は記名押印）　近　畿　　太　郎　個人印

※備考	整備管理者選任前研修 大阪第12345号　平成29年4月1日

研修を受けた日と研修修了番号を記入してください

選任される整備管理者の署名または記名押印をしてください

注意事項

1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
2. 整備管理者1名ごとに提出すること。
3. 整備士試験に多種目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。
4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。
5. ☆印の届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること
6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。（届出者の使用する全車両数ではない。）
7. 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること
8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること
9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること

4 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。

事業用自動車は、1日1回、運行前に目視等により自動車を点検するように定められています。点検の結果不良箇所があった場合には、必要な整備をしてから運行を開始しなければなりません。運行前の日常点検は、貨物自動車運送事業にとっては欠くことのできない重要な業務です。

このため整備管理者は、法の定めにより、その業務として運転者又は整備担当者が点検した結果により、自動車の運行の可否を決定する義務があります。

また運行管理者は乗務前の点呼において、点検の実施又はその確認を行うことが義務付けられています。

○点検要領

①点検は、1日1回その運行前に行う。
②点検の前に、前日の運行中に異常があったか又は修理があったかを確認する。
③点検には下図の点検順序に従い日常点検表を用いて行うこと。
④点検の結果、良は✓印 否は×印を確実に記入すること。
⑤点検終了後は、整備管理者（又は補助者）に点検結果を報告し運行の可否決定を受けその結果を運行管理者に報告すること。

日　常　点　検

ポイント

●事業者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

●事業者は、１日１回、その運行の開始において、日常点検すべき事項について点検をしなければならない。

●事業者は、点検の結果、自動車が保安基準に適合しないおそれがある状態又は適合しない状態の場合には、保安基準に適合させるために必要な整備をしなければならない。



自動車点検項目

点検箇所	点検内容
①ブレーキ	1．ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキの効き 2．ブレーキの液量 3．空気圧力の上がり具合 4．ブレーキ・バルブからの排気音 5．駐車ブレーキ・レバーの引きしろ
②タイヤ	1．タイヤの空気圧 2．亀裂及び損傷 3．異状な摩耗 （※1）4．溝の深さ （※2）5．ディスク・ホイールの取付状態
③バッテリ	（※1）液量
④原動機	（※1）1．冷却水の量 （※1）2．ファン・ベルトの張り具合、ファンベルトの損傷 （※1）3．エンジン・オイルの量 （※1）4．原動機のかかり具合、異音 （※1）5．低速及び加速の状態
⑤灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ及び損傷
⑥ウインド・ウォッシャ及びワイパー	（※1）1．ウインド・ウォッシャの液量・噴射状態 （※1）2．ワイパーの払拭状態
⑦エア・タンク	エア・タンクの凝水
⑧運行において異状が認められた箇所	当該箇所の異状

（注）①（※1）走行距離、運行時の状態等から判断
②（※2）車両総重量８トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る

○日常点検の順序

①点検前(前日迄の異常箇所)
②車のまわりを一周ながら



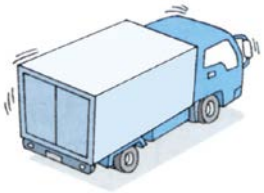
③キャブをティルト



④キャブをおろし
運転席に座り



⑤エンジンを始動して



○異常時の処置と記録

①点検時あるいは運行中において異常箇所を発見した場合は直ちに整備管理者（又は補助者）に報告し、修理を必ず受けること。
②前日の運行においての異常箇所の処理については点検時に必ず確認し、異常箇所のなかった場合もその旨をチェックすること。
③運行中に異常が発生した場合は直ちに運行を中止し、整備管理者等に連絡するとともにその指示に従うこと。

○乗務の引継ぎ

乗務を引継ぐときは、車両の状態について交替する運転手に通告するとともに、乗務するときには当該車両のかじ取り、制動装置その他重要な部分の機能について点検すること。

○点検の結果の報告

点検終了後は、整備管理者又は補助者に点検結果を報告し確認を受けなければなりません。なお、補助者が結果を確認した場合は後で管理者が確認しなければなりません。

日常点検表

		会社名										登録番号								年月		年 月					✓点検良 ・ ×要整備					
	点検内容 ＼ 日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
※準備	運行において異常箇所及びその処置																															
※①運転者席	ブレーキペダルの踏みしろ、きき具合																															
	駐車ブレーキレバーの引きしろ																															
	エアーブレーキの空気圧力計の上がり具合、排気音の正常																															
	エンジンの掛かり具合、異音																															
	低速及び加速の状態																															
	ワイパーの払拭状態																															
	ウインドウォッシャー液の量、噴射状態																															
※②エンジンルーム	ブレーキオイル(リザーバータンク)の量																															
	冷却水の量																															
	エンジンオイルの量																															
	ファンベルトの張り具合・損傷																															
	バッテリー液の量																															
※③車の周り	灯火装置及び方向指示器の点滅具合・汚れ・損傷																															
	タイヤの空気圧																															
	タイヤの亀裂・損傷・異常な摩耗																															
	タイヤの溝の深さ																															
	☆ホイールナット・ボルト（脱落・折損・緩み・付近の錆汁・不揃い等）																															
	ブレーキチャンバのロッドのストロークとブレーキ・ドラムとライニングとのすき間																															
	エアタンク内の凝水																															
④その他	**エアブレーキペダルの踏みしろ・きき具合**																															
	検査証・保険証・定期点検整備記録簿の備付																															
	非常用信号具・工具類停止表示板備付																															
	その他																															
実施確認印	点検者（運転者）																															
	整備管理者（又は補助者）																															
	運行管理者（又は補助者）																															

1. 太字は走行距離、運行時の状況から判断した適切な時期に行うこと。　2. ※印は国土交通省令で定められた技術上の基準による点検項目です。☆印は大型車が対象。

5 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。

《重点指導項目》

事業用自動車については、自動車点検基準に定められた技術基準の点検項目及び走行距離や使用の条件を考慮した点検を実施しなければならないことが義務付けられています。

自動車点検基準には、『3か月点検』、『12か月点検』の各点検時に実施すべき点検項目が定められており、実施した点検整備の結果は、点検整備記録簿に所要事項をもれなく記載しそれを保存しなければなりません。

なお、あらかじめ年間を通じての点検整備計画を立て、予定実施表を社内に掲示して周知徹底を図るようにします。

○定期点検について

自動車運送事業用自動車の使用者は、定期点検基準別表に定める内容の点検を3ヶ月ごとに実施しなければいけません。

○点検整備記録簿

自動車の使用者は、点検整備の記録を車両に備え置き、3ヶ月点検を実施した際は下記の事項を記載しなければなりません。

①点検の年月日
②点検の結果
③整備の概要
④整備を完了した年月日
⑤その他国土交通省令で定める事項（自動車点検基準第4条）
（自動車登録番号、点検時の総走行距離、点検整備の実施者氏名及び住所）

○書類保存期間：　1年間

○点検整備計画

点検整備計画年間予定実施表

車　番		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	予定	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	実施	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

事業用等	点検	✓	交換	×	締付	T
	分解	○	修理	△	清掃	C
			調整	A	給油	L

定期点検整備記録簿

3ヵ月定期点検整備

事業者名	自動車登録番号又は車両番号
	車台番号

本様式は感圧紙(カーボン紙不要)です。二枚一組として下敷を用いて複写して下さい。
☆点検方法によっては分解整備となりますのでご注意下さい。

会社保存用

点検・整備の概要

◆かじ取り装置

- ロッド及びアーム類の緩み、がた及び損傷
- ナックルの連結部のがた
- パワー・ステアリング装置のベルトの緩み及び損傷
- パワー・ステアリング装置の油漏れ及び油量

◆制動装置

- ブレーキ・ペダルの遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間
- ブレーキのきき具合
- 駐車ブレーキ・レバーの引きしろ
- 駐車ブレーキのきき具合
- ホース及びパイプの漏れ、損傷及び取付状態
- リザーバ・タンクの液量
- ブレーキ・チャンバのロッドのストローク
- ブレーキドラムとランニングとのすき間
- ☆ブレーキシューの摺動部分及びライニングの摩耗
- ブレーキディスクとパッドとのすき間
- パッドの摩耗
- ドラムの取付けの緩み

◆走行装置

- タイヤの状態
- ホイール・ナット及びホイール・ボルト等の緩み、損傷等
- フロント・ホイール・ベアリングのがた

◆緩衝装置

- リーフ・サスペンションのスプリングの損傷
- エア・サスペンションのエア漏れ
- エア・サスペンションのベローズの損傷
- エア・サスペンションの取付部及び連結部の緩み及び損傷
- ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷

◆動力伝達装置

- クラッチペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間
- クラッチの作用
- クラッチの液量
- トランスミッション及びトランスファの油漏れ及び油量
- プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフトの連結部の緩み
- デファレンシャルの油漏れ及び油量

◆電気装置

- 点火プラグの状態
- 点火時期
- バッテリーのターミナル部の接続状態
- 電気配線の接続部の緩み及び損傷

◆原 動 機

- エア・クリーナー・エレメントの状態
- 低速及び加速の状態
- 排気の状態
- エンジン・オイルの油漏れ
- 燃料装置の燃料漏れ
- ファンベルトの緩み及び損傷

◆その他

- エグゾースト・パイプ及びマフラの取付けの緩み及び損傷
- エア・タンクの凝水
- 非常口の扉の機能
- 車枠及び車体の緩み及び損傷
- ※スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ※スペアタイヤの取付状態
- ※ツールボックスの取付部の緩み及び損傷
- 高圧ガスを燃料とする燃料装置等導管及び継手部のガス漏れ及び損傷
- シャシ各部の給油脂状態

◆その他メーカーの推奨する点検整備項目

◆その他自社で定めた点検項目

記事(主な交換部品、測定結果等)	点検又は整備を実施した者の名称又は氏名	点検の年月日	年 月 日
	住所	整備を完了した年月日	年 月 日
	名称 ㊞	点検時の総走行距離	km

別表　事業用自動車等の定期点検基準

点検項目＼点検時期		３ヶ月ごと	12ヶ月ごと （3ヶ月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギア･ボックス		1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	(*2) 緩み、がた及び損傷	ボール･ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル	(*2) 連結部のがた	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	パワー･ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 (*2) 2 油漏れ及び油量	取付けの緩み
制御装置	ブレーキ･ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク	液量	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ･チャンバ	ロッドのストローク	機能
	ブレーキ・バルブ、クイックレリーズ・バルブ及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ･ドラム及びブレーキ･シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 (*2) 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	バック･プレート		バック･プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	(*2) 1 ディスクとパッドとのすき間 (*2) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
	センタ･ブレーキ･ドラム及びライニング	1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間	1 ライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構		機能
走行装置	ホイール	(*2) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (*2) 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	(*3) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リア・ホイール・ベアリングのがた

別表　事業用自動車等の定期点検基準

点検項目＼点検時期		3ヶ月ごと	12ヶ月ごと (3ヶ月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
緩衝装置	リーフ･サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル･サスペンション		1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ (*2) 2 ベローズの損傷 (*2) 3 取付部及び連結部の緩み及び損傷	レベリング･バルブの機能
	ショック･アブソーバ	油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用 3 液量	
	トランスミッション及びトランスファ	(*2) 油漏れ及び油量	
	プロペラ･シャフト及びドライブ･シャフト		1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル	(*2) 油漏れ及び油量	
電気装置	点火装置	(*2) (*4) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	ディストリビュータのキャップの状態
	バッテリ	ターミナル部の接続状態	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体	(*2) 1 エア･クリーナ･エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	シリンダ･ヘッド及びマニホールド各部の締付状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃焼装置	燃料漏れ	
	冷却装置	ファン･ベルトの緩み及び損傷	水漏れ

別表　事業用自動車等の定期点検基準

点検項目＼点検時期		３ヶ月ごと	12ヶ月ごと (3ヶ月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング･バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック･バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置			作用
エグゾースト･パイプ及びマフラ		(*2) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
エア･コンプレッサ		エア･タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ･レギュレータ及びアンローダ･バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体		1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 4 スペアタイヤの取付状態 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
連結装置			1 カプラの機能及び損傷 2 ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷
座席			(*1) 座席ベルトの状態
明扉発車防止装置			機能
その他		シャシ各部の給油脂状態	

(注) ① (*1)印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。
② (*2)印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり 2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わな かった場合を除き、行わないことができる。
③ (*3)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
④ (*4)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

被牽引自動車の定期点検基準

点検項目＼点検時期		3ヶ月ごと	12ヶ月ごと (3ヶ月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能
	リレー・エマージェンシ・バルブ		機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 (*1) 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	(*1) 1 ディスクとパッドのすき間 (*1) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	(*1) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	(*2) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ (*1) 2 ベローズの損傷 (*1) 3 取付部及び連結部の緩み並びに損傷	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
電気装置	電気装置	接続部の緩み及び損傷	
エア･コンプレッサ		エア･タンクの凝水	
車枠及び車体		1 緩み及び損傷 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 3 スペアタイヤの取付状態 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
連結装置			1 カプラの機能及び損傷 2 キング・ピン及びルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷
その他		シャシ各部の給油脂状態	

(注) ① (*1)印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

② (*2)印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

V 労基法等

1 就業規則が制定され、届出されているか。

《重点指導項目》

労働者が事業場で働く上で守らなければならない規則や始業･終業の時刻や賃金といった労働条件について定めた規則のことです。常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成して所轄の労働基準監督署へ届け出なければなりません。また、届出内容に変更があったときは、変更届を提出するよう義務付けられています。

なお、届け出にあたっては、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、または労働者の過半数を代表する者の意見書が添付されていることが必要です。

「モデル　就業規則」は、全日本トラック協会より紹介されています。
全日本トラック協会ホームページよりご利用下さい。(下記URL)

http://www.jta.or.jp/member/rodo/office_regulation/office_regulation2020.php

○必ず記載しなければならない事項

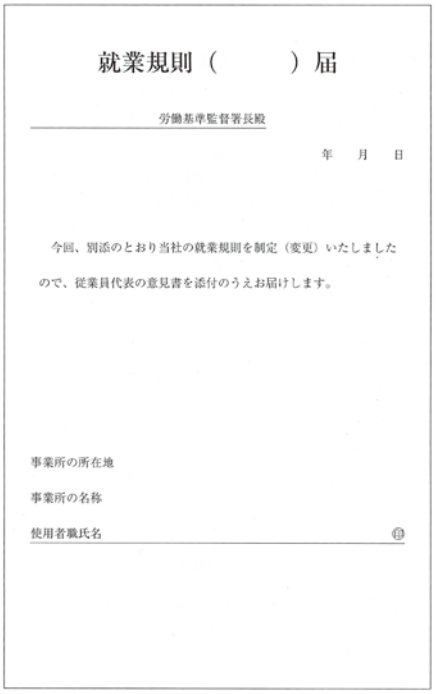
①労働時間に関する事項(始業・終業時刻､休憩､休日､休暇等)
②賃金の決定・計算・支払の方法､賃金の締切・支払の時期､昇給に関する事項
③退職に関する事項(解雇の事由を含む)

○定めをする場合は、記載しなければならない事項

①退職手当に関する事項
②臨時の賃金(賞与)・最低賃金額に関する事項
③食費・作業用品などの負担に関する事項
④安全衛生に関する事項
⑤職業訓練に関する事項
⑥災害補償､業務外の傷病扶助に関する事項
⑦表彰､制裁に関する事項
⑧その他全労働者に適用される事項

○労働基準監督署への届出書(届出書、意見書、変更部分書類)

(1)



就業規則（　　）届

労働基準監督署長殿

年　月　日

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定（変更）いたしましたので、従業員代表の意見書を添付のうえお届けします。

事業所の所在地

事業所の名称

使用者職氏名　　㊞

(2)



意　見　書

年　月　日

殿

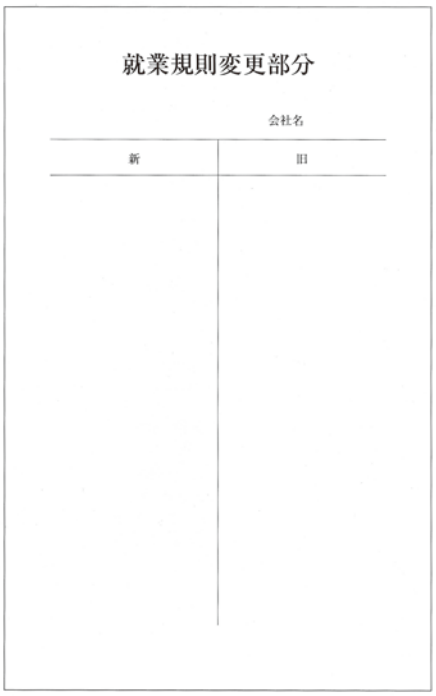
平成　年　月　日付けをもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

従業員代表　　印

（選出の方法　　）

(3)



就業規則変更部分

会社名

新	旧

2 36協定が締結され、届出されているか。

労働基準法第３６条の規定により、時間外または休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合か労働者の過半数を代表する者と労使協定を締結し、事前に所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

いわゆる「３６協定」において労働時間の延長の限度等について、労働者の福祉、時間外労働の動向などを考慮して基準(告示)が定められています。

「３６協定」の内容は、労働基準法の規定のほかこの基準に適合したものとなるようにしなければなりません。

○協定する項目

①時間外または休日の労働をさせる必要のある具体的な事由
②対象労働者の業務、人数(業務の区分を細分化することにより、時間外労働の必要のある業務の範囲を明確にすること)
④休日労働を行う日とその始業・終業時間
⑤有効期間

○更新：　1年ごと　毎年更新届出が必要。

○36協定届様式

時間外労働 休日労働 に関する協定届

様式第９号（第 16 条第１項関係）

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□
法人番号	□□□□□□□□□□□□□

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		（〒　　－　　） （電話番号：　　－　　－　　）	

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（１日）（任意）	延長することができる時間数					
						１日		１箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		１年（①については360時間まで、②については320時間まで） 起算日（年月日）	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者										
	② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者										

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。□
（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　　年　　月　　日
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　氏名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　）
年　　月　　日
使用者　職名　氏名　　㊞
労働基準監督署長殿

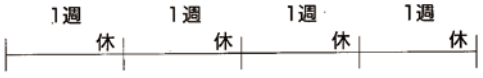
3 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く。）

トラック輸送の果たす社会的役割は大きなものがありますが、その一方で、いったん事故を起こせばその人的・物的損害は多大なものとなります。過労運転を防止し、労働時間等の労働条件を改善するためには、トラック運送事業者のみならず、荷主の皆様のご理解、ご協力が不可欠となりますので周知方お願い致します。

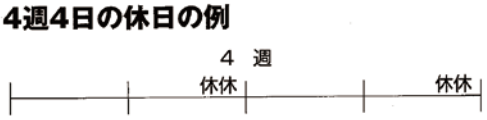
労働基準法第３５条「休日」

①毎週少なくとも1日の休日か、４週間を通じて４日以上の休日を与えなければなりません。
②休日とは、労働契約において労働義務がないとされている日をいいます。
③休日は、原則として暦日、すなわち、午前０時から午後１２時までの２４時間をいいます。

毎週１日の休日の例



4週4日の休日の例



４週４休を採用する場合は、就業規則などにより４週の起算日を明らかにし、また、できる限り休日は特定してください。

4 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正になされているか。

《重点指導項目》

①雇入れ時の健康診断

事業者は、常時使用する労働者を雇入れるときは、労働者に対して下記の項目について医師に健康診断を行わなければなりません。また雇入れる人が3ヶ月以内に健康診断を受診しておりその人が健康診断の証明書を提出した場合は、その項目は実施しなくても結構です。

②定期健康診断

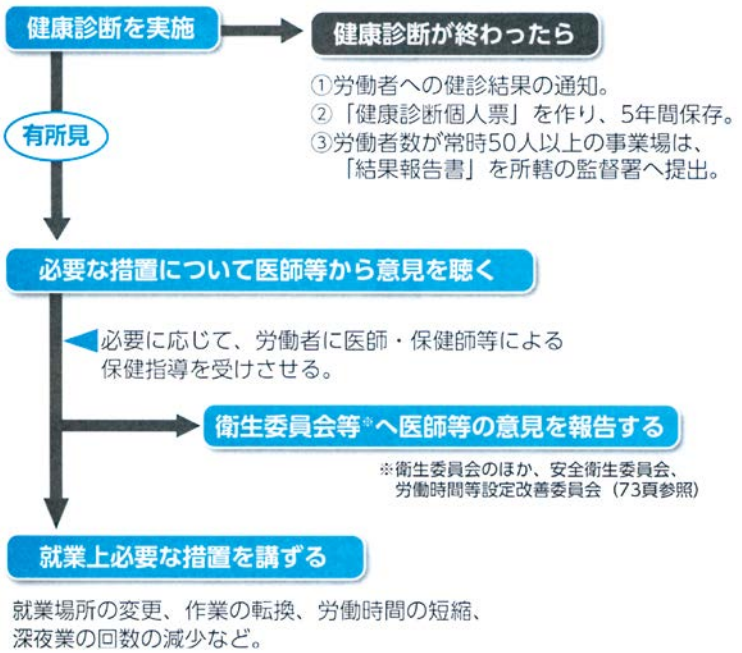
事業者は常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期的に下記の項目について医師による健康診断を実施しなければなりません。また、深夜業等の特定業務に従事する労働者に対してはその業務への配置換えの際、および6ヶ月以内に健康診断を実施しなければなりません。以下、健診項目です。　※5年間保存

○健康診断実施時期：1年以内に1回　※深夜業従事者（1か月当たり4回以上、22時～5時に従事する者）：半年に1回受診
○記録保存期間：5年

❖ 定期健康診断の検査項目 ❖

	検査項目	省略基準
①	既往歴・業務歴	必ず実施
②	自覚症状・他覚症状	
③	身長・体重・腹囲・視力・聴力	身長：20歳以上は省略可 腹囲：次の場合は省略可 ・40歳未満の者（35歳の者は必ず実施） ・妊娠中の女性などその腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ・BMIが20未満の者　※BMI＝体重(kg)／(身長(m))^2 ・BMIが22未満で、自分で腹囲を測定して申告した者
④	胸部エックス線・かくたん	・結核・じん肺に関する一定の健康診断の対象者に該当しない40歳未満の者（20歳、25歳、30歳、35歳の者は必ず実施）は、胸部エックス線検査は省略可 ・胸部エックス線検査で所見がない者、上記により、胸部エックス線検査を省略した者は、かくたん検査は省略可
⑤	血　圧	必ず実施
⑥	貧　血	40歳未満は省略可（35歳の者は必ず実施）
⑦	肝機能	
⑧	血中脂質	
⑨	血　糖	
⑩	心電図	
⑪	尿	必ず実施

❖ 健康診断と事後措置の流れ ❖



Ⅵ 法定福利費

1 労災保険・雇用保険に加入しているか。
2 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。

労働保険(労災保険及び雇用保険)は、労働者が災害を負った場合の保険給付及び労働者の雇用の安定のために、また、社会保険(健康保険及び厚生年金保険)は、労働者の医療保障及び生活の安定と老後の保障のために極めて重要な役割を担うものです。以下､それぞれの保険についてご紹介致します。

①労災保険(労働者災害補償保険)
労働者が業務上の事由や通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、死亡した場合に本人や遺族の保護のため、または社会復帰の促進に必要な保険料を支払うために設けられた制度です。労災保険の加入は、会社が所轄の労働基準監督署に申請手続きを行います。

②雇用保険
失業保険ともいわれ、失業した場合に支払われる保険です。保険料は、会社と折半で国に収められ、失業保険料は公共職業安定所(ハローワーク)から支払われます。雇用保険適用事業所(1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ1年以上引き続き雇用する労働者を1人以上雇用する事業所)に勤めている人は、一般的に被保険者となります。雇用保険の加入は、会社が所轄の労働基準監督署に申請手続きを行います。

③健康保険
相互扶助の精神のもとに、病気やケガに備えて、収入に応じた保険料を出し合い、医療を受けたときに保険料から医者に医療費を支払う仕組みです。国民皆保険制度により、誰もが医療費の一部(現在は3割)を負担することで、どこでも医療を受けることができます。

④厚生年金保険
厚生年金保険制度に加入している会社、工場、事業所などに勤務する70歳未満の会社員は全員、自動的に厚生年金保険に加入することになります。保険料は会社と従業員の折半で負担し、従業員の保険料は給料から天引きされます。会社が天引きした保険料を、所轄の日本年金機構に納入します。

○各保険の適用事業所

		健康保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
法人事業所		加入義務			
個人事業所	5人以上	加入義務			
	5人未満	任意	任意	加入義務	加入義務

○各保険の被保険者適用範囲

被保険者		健康保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
正社員		適用	適用	適用	適用
準社員、契約社員、嘱託社員（パート･アルバイトを除く）					
季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者		適用除外	適用除外		適用除外
パート・アルバイト	正社員と比べて①1週間の所定労働時間が4分の3以上でかつ②1ヶ月の所定労働日数が4分の3以上	適用	適用	適用	適用
	1週間の所定労働時間が20時間以上（1年以上の雇用見込みがあること）	適用除外(※1適用)			

※1: 従業員501人以上の会社（月賃金88,000円以上）又は労使合意に基づき、全従業員の1/2以上の同意を得た会社は適用となります。

【確認書類】　○健康保険・厚生年金保険決定通知書

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号　　事業所番号

被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額 (健保)	決定後の標準報酬月額 (厚年)
101	京都　太郎	S50.8.23	第二種	H29.02	千円	千円
102	京都　花子	S48.1.5	第一種	H29.02	千円	千円

事業所住所
事業所名称
事業主氏名

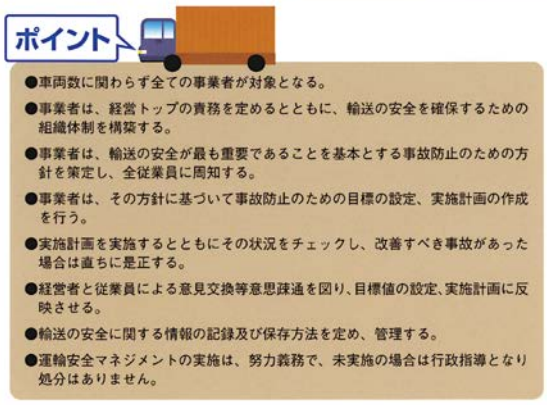
平成29年1月31日
上記のとおり標準報酬額が決定されたので通知します。
日本年金機構理事長(京都府)

Ⅶ 運輸安全マネジメント　その他業務内容一覧

運輸安全マネジメントの取り組みについて

平成18年10月1日より、全ての自動車運送事業者の皆さんは運輸安全マネジメントを実施し、輸送の安全性の向上に努めなければなりません。法律で安全管理規程等の作成義務がない事業者の皆さんにおいても同様です。こうした事業者の皆さんにおかれましては、以下の事例を参考に、運輸安全マネジメントに積極的に取り組んで頂き、安全性の更なる確保を図るようお願いします。以下、概要についてご紹介します。

運輸安全マネジメントの実施





安全マネジメント実施項目　(安全管理規程等義務付け事業者用)

1．経営トップの責務等
2．輸送の安全に関する基本的な方針等
3．輸送の安全に関する費用支出及び投資
4．輸送の安全に関する情報伝達・共有
5．事故情報等の収集及び活用
6．事故、災害等発生時の対応
7．関係法令等の遵守の確保
8．輸送の安全に関する教育・訓練
9．安全管理体制に係る内部監査
10．マネジメントレビューと継続的改善
11．輸送の安全に関する書類の管理等

中小規模事業者用　「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例
経営トップ・安全統括責任者が確認して下さい。

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者(経営者)は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか。		
2	代表者(経営者)は、安全方針を社内周知しているか。		
3	代表者(経営者)又は安全統括責任者は、安全方針を実現するため、１年ごとに安全目標を作っているか。		
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか。		
5	代表者(経営者)は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか。		
6	代表者(経営者)は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っているか。		
7	安全統括責任者は、安全方針を社内周知しているか。		
8	安全統括責任者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組みを積極的に行っているか。		
9	安全統括責任者は、代表者(経営者)との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者(経営者)に報告しているか。		
10	安全統括責任者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか。		
11	安全統括責任者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか。		

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか。		
13	代表者(経営者)は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしているか。		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか。		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行しているか。		
16	安全管理・運行管理に関する社内規程が適切に管理されているか（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。		
17	(トラックの場合)下請事業者の輸送の安全を阻害することをしないようにしているか。		
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施しているか。		
19	代表者(経営者)や安全統括責任者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか(社内教育の受講も含む)。		
20	１７及び１８の教育・訓練等の実施状況を記録しているか。		
21	事故が発生した場合、代表者(経営者)まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか。		
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか。		
23	ヒヤリ・ハット情報を集め、・事故防止に活用しているか。		
24	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか。		
25	緊急通報・連絡先を少なくとも１年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか。		
26	２１から２５の実施状況を記録しているか。		
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしているか。		
28	代表者(経営者)は、少なくとも年に１回は安全の確保に向けた取組状況(安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善しているか。		
29	２８の実施状況を記録しているか。		

※『特記事項』欄には、自社で行っている取組みの概要や取組みが困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況

判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年　　月　　日

署名（代表者又は安全統括責任者）：

運輸マネジメントに積極的

Plan（計画）

❶ 輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる全体的な意図及び方向性を明確に示した『安全方針』を作成し、社内に周知徹底しましょう。



（安全方針の例）

具体的に!

・「輸送の安全はわが社の根幹」
・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」
・「輸送の安全が第一」等

※安全方針には、「法令や社内規則を守ること」、「輸送の安全が第一であること」、「安全管理体制を継続的に改善すること」等を明記しましょう。

（社内周知の例）

・安全方針の各営業所等への掲示
・安全方針等を記載した社員手帳・携帯カードの社員配布
・社内報や社内イントラ等への掲載
・社内教育での安全方針に関する周知・指導　等

❷ 安全方針に沿い、かつ、自社の安全に関する課題に基づき、年に1回輸送の安全の確保に関する『目標』を設定し、目標を達成するため必要な『計画』を作りましょう。



（目標の例）

・「人身事故ゼロ」
・「物損事故 対前年度比○%減」
・「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」 等

※目標は、その達成状況を把握することができるよう、目標年次を定め、可能な限り数値的な目標とし、外部の者も分かりやすいものにしましょう。

（計画の例）

・ヒヤリハット報告会の実施計画
・▲▲研修の受講計画
・安全装置の導入計画　等

※目標の達成のため、ドライバーの安全教育など計画的に取り組むとよいでしょう。



に取り組んでいきましょう

Do（実行）

3 目標の達成に向け、計画を着実に実施しましょう。
また、輸送の安全を確保するために必要な情報の共有や伝達が確実に行われるようにしましょう。



（情報伝達及びコミュニケーション確保の例）

- 情報の各営業所への掲示を行う。
- 安全に関する各種会議・社内教育で周知する。
- 定期的に営業所において、現場の管理者や運転者等との輸送の安全に関する意見交換会を行う。
- 小集団活動によりコミュニケーションの活性化を図る。

※運転者等から安全に関する意見等を聞くことによって、安全上の問題点や反省すべき事項がないかを考えることが必要です。

計画的に!

Check（チェック）

4 安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を少なくとも年1回チェックしましょう。



（社内チェックの例）

- 「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を用いて点検する。
- 必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用する。

※重大な事故等が発生した場合には、緊急に社内チェックを行うことが必要です。

定期的に!

Act（改善）

5 社内チェック等の結果、安全管理体制に問題があれば、必要な見直し・改善を行いましょう。また、日常業務で明らかになった課題等について、継続的に見直し・改善を図っていきましょう。



（課題等を改善する方法の例）

- ドライバーの安全運行への意識や法令知識が低い場合の改善方法
  →関係団体や研修施設が実施する講習会への参加。 等
- ヒヤリ・ハット情報が共有されていない場合の改善方法
  →ヒヤリ・ハット報告様式の改訂。ヒヤリ・ハット情報の報告会等の開催。等

※改善を図るにあたっては、次期における事故防止のための目標や計画に反映させていくことが必要です。

継続的に!

ポイント

これまで示した取り組みはあくまで参考事例です。
大事なことは、まずやってみることです。
各社の実状を踏まえ「チェック（Check）」、「改善（Act）」の結果を次の「計画（Plan）」に活かし、繰り返し改善することが重要です。

様式の記載要領・記載例

下記の内容を念頭におき、貴社ならではの「運輸安全マネジメント」を実施しましょう。

下記の取り組みは参考事例です。貴社にふさわしい「運輸安全マネジメント」を、社長が中心となり全社一丸となって実施してください。

Ⓐ 毎年度等、下記の具体的な取組方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

● 輸送の安全に関する基本的な方針
・社長は輸送の安全に関する基本的な考え方を記載した、自社独自の「安全方針」を定めます。

● 社内への周知方法
・「安全方針」が決まったら、運転者等に周知徹底し安全意識の高揚に努めます。

● 安全方針に基づく目標（○○年度もしくは○○期等の時期を定めて設定）
・「安全方針」の周知後、運転者等の意見も取り入れた「取組目標」を定めます。
・「安全目標」は、その達成状況がわかるよう可能な限り数値的なものとし、その安全目標を運転者等にも認識させます。
・前年度の「安全目標」の達成状況を分析して、次年度の「安全目標・取組計画」へ活かします。

● 目標達成のための計画（○○年度もしくは○○期等の時期を定めて設定）
・「安全目標」を達成するため、安全教育や車両の安全対策などの「安全計画」を立てます。

● わが社における安全に関する情報交換方法等
・社長は運転者等と安全に関する意見交換を定期的に行い、安全意識の向上に努めます。
・現場からのヒヤリ・ハット情報を収集し、事故防止に活かします。
・全ての運転者に対し、必要な能力の習得および技能の維持のための教育・訓練を計画的に実施します。

● わが社の安全に関する反省事項（○○年度もしくは○○期等の時期を定めて設定）
・社長は「安全方針・目標・計画」の取組状況を定期的にチェックし、安全対策上の問題点を把握します。

● 反省事項に対する改善方法（○○年度もしくは○○期等の時期を定めて設定）
・チェックした結果、安全上の問題点があれば、積極的に改善に取り組みます。

Ⓑ 毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● わが社の安全に関する目標達成状況
（○○年度もしくは○○期等の達成状況を記載）
・社長は従業員とともに前年度の「安全目標」の達成状況を把握して掲示等により公表します。

● わが社の事故に関する情報
（○○年度もしくは○○期等の自動車事故報告規則第2条に規定する事故を記載）
・社長は前年度の自動車事故報告規則で定める事故の総件数および事故類型別の件数を掲示等により公表します。

（注）輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく当該処分の内容および講じた措置等を本社および当該営業所に　掲示等により公表すること。

① 参照

● 輸送の安全に関する基本的な方針
・「輸送の安全はわが社の根幹」
・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」

● 社内への周知方法
・「安全方針」を運転者等に配布するとともに本社および営業所に掲示する。
・社内報や社内イントラ等への掲載。

② 参照

● 安全方針に基づく目標
今年度の安全目標
・「人身事故ゼロを貫徹しよう!」
・「物損事故を対前年度比10%削減」
・「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」

● 目標達成のための計画
今年度の安全計画
・安全教育計画：ヒヤリハット情報の報告会を2ヶ月に1回行う。毎月安全運転講習を受講させる。
・安全車両投資計画：デジタルタコグラフを全車両の30%導入する。

③ 参照

● わが社における安全に関する情報交換方法等
・3ヶ月に1回、輸送の安全に関する意見交換会を運転者等と開催する。
・ヒヤリ・ハット報告様式の簡略化およびドライブレコーダーを活用して情報の収集・分析を行う。
・ドライブレコーダーを活用して、管理者による安全指導を実施する。

④ 参照

● わが社の安全に関する反省事項
・取組状況のチェックを10月に実施する。問題点等の結果は後日、本社および営業所に掲示する。

⑤ 参照

● 反省事項に対する改善方法
・社内チェックにより把握した問題点について必要な見直し・改善を行う。

● わが社の安全に関する目標達成状況
（例）○○年度

目　標	結　果	目標達成状況
人身事故0件	人身事故0件	目標達成
物損事故 対前年度10%減	物損事故 対前年度8%減	目標達成できず
酒気帯び運転 速度超過撲滅	速度超過違反2件	目標達成できず

● わが社の事故に関する情報
（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）
（例）○○年度

重大事故発生件数	2件
事故の種類	衝突2件
衝突の状態	側面衝突1件（重傷者1名） 追突1件（重傷者1名）

出典：全日本トラック協会

年度 運輸安全マネジメントの取組み （　　年　　月～　　年　　月）

会社名：　　営業所

わが社の事故防止のための安全方針（輸送安全に関する基本的方針）

社内への周知方法

安全方針に基づく目標　（○○年度等の時期を定める数値目標）

目標達成のための計画　（○○年度等の時期を定める数値計画）

わが社における安全に関する情報交換方法

わが社の安全に関する反省事項　（○○年度等の時期を定めて設定）

反省事項に対する改善方法　（○○年度等の時期を定めて設定）

前年度　わが社の輸送安全に関する目標及び当該目標の達成状況

目　　標	結　　果	目標達成状況

前年度　わが社の自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

件　　数	件

前年度　わが社の事故に関する統計（総件数及び事故の種類）

事故発生件数	件
事故の種類	
衝突の状態	

【3年間保存】

（公社）全日本トラック協会 参考様式

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1366号）」（平成29年3月改正）に対応

指導修了確認欄　　年　月　日

初任運転者教育指導記録簿

1. 運転者氏名		
2. 所属営業所		
3. 採用年月日	年　月　日	
4. 雇入時健康診断受診年月日	年　月　日	
5. 適性診断（初任）受診年月日	年　月　日	
6. 運転者選任年月日	年　月　日	
7. 生年月日（選任時年齢）	年　月　日　（　歳）	
8. 運転免許の種類	普通（現行）・5トン限定準中型・準中型・8トン限定中型・中型・大型・けん引・（　）	
9. 運転免許の取得年月日	基礎的免許：　普通　・　準中型　：　年　月　日 最上位免許：（　）：　年　月　日	
10. その他の資格	フォークリフト技能講習修了・玉掛け・はい作業・小型移動式クレーン・（　）	
11. 指導時間の内訳 ※外部研修施設実施分については、カリキュラム及び修了証等を添付	座学・実車	（1）座学指導・実車指導　時間　分 ← 様式1の合計
		（2）外部研修施設で受講した座学講習　時間　分
		合　計　時間　分（15時間以上）
	安全運転	（1）安全運転の実技の添乗指導　時間　分 ← 様式2の累計
		（2）外部研修施設（自動車教習所等）での実習　時間　分
		合　計　時間　分（20時間以上）
12. 運転者の署名（指導終了後に記入）	上記の通り指導を受けました。 年　月　日 氏名　印　（自署・捺印）	

＜安全運転の実技の添乗指導に際しての注意事項＞

（1）高速道路、坂道、隘路、及び市街地等実際に運行する可能性のある経路において、道路、交通、時間帯及び天候を踏まえて指導すること。

（2）指導を20時間以上実施しても、安全な運転を行えると判断できない場合は、安全を確認できるまで継続して指導を行うこと。

（12031701）

（様式１）

１．一般的な指導項目（社内指導）

運転者氏名	

※項目番号に○印

	指導実施日・時間	正味指導時間	指導項目	指導用資料※1	実施場所※2	指導実施者印	運行管理者確認印
1	年　月　日 （　：　～　：　）	時間　分	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 A B C 個－			印	印
2	年　月　日 （　：　～　：　）	時間　分	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 A B C 個－			印	印
3	年　月　日 （　：　～　：　）	時間　分	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 A B C 個－			印	印
4	年　月　日 （　：　～　：　）	時間　分	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 A B C 個－			印	印
5	年　月　日 （　：　～　：　）	時間　分	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 A B C 個－			印	印
6	年　月　日 （　：　～　：　）	時間　分	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 A B C 個－			印	印
7	年　月　日 （　：　～　：　）	時間　分	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 A B C 個－			印	印
8	年　月　日 （　：　～　：　）	時間　分	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 A B C 個－			印	印
9	年　月　日 （　：　～　：　）	時間　分	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 A B C 個－			印	印
10	年　月　日 （　：　～　：　）	時間　分	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 A B C 個－			印	印
	合計	時間　分					

指導項目			
座学指導	1	トラックを運転する場合の心構え	
	2	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	
	3	トラックの構造上の特性	
	4	貨物の正しい積載方法	
	5	過積載の危険性	
	6	危険物を運搬する場合に留意すべき事項	
	7	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	
	8	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	
	9	運転者の運転適性に応じた安全運転	
	10	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	
	11	健康管理の重要性	
	12	安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法	
実車を用いた指導	A	積載方法	積付け、固縛、偏荷重・荷崩れ防止、資材・機材
	B	日常点検	運転席での点検、エンジンルームの点検、車周りからの点検
	C	トラックの構造上の特性	車高、車長、車幅、死角、オーバーハング
個別指導	個	① 実車に同乗（助手席）させての指導（内容：　）	
		②	
		③	
		④	
		⑤	

※1 指導用資料：全ト協「事業用トラックドライバー研修テキスト」使用の場合は、分冊番号を記載。左記以外については、写し等を添付すること。
※2 ○○営業所、会議室、研修室などを記載。

（12031701）

（様式２）

２．安全運転の実技の添乗指導項目（社内指導）

運行管理者確認印

第　　日目

運転者氏名		使用車種		添乗指導者	印

添乗指導日	年　月　日　：　～　：	正味指導時間	時間　分	累計	時間　分

	指導項目	評価点					コメント
服装等	制服を正しく着用しているか	①	②	③	④	⑤	
	ヘルメット・安全靴等の保護具は着用しているか	①	②	③	④	⑤	
乗務前	運行前点検は適切か	①	②	③	④	⑤	
	点呼での申告は適切か	①	②	③	④	⑤	
	乗車前、トラックの周囲を確認しているか	①	②	③	④	⑤	
	積荷はしっかりと固縛されているのを確認したか	①	②	③	④	⑤	
	積載重量を確認したか（過積載になっていないか）	①	②	③	④	⑤	
	偏荷重になっていないことを確認したか	①	②	③	④	⑤	
	乗車方法は適切か	①	②	③	④	⑤	
運転姿勢	正しくハンドルを持っているか	①	②	③	④	⑤	
	座面に深く腰掛け、体が前後に傾斜していないか	①	②	③	④	⑤	
	ブレーキペダルが目一杯踏み込める姿勢になっているか	①	②	③	④	⑤	
	シートベルトは正しく着用しているか	①	②	③	④	⑤	
	車内の４Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔）はできているか	①	②	③	④	⑤	
発　進	ハンドルを握ってエンジンをかけているか	①	②	③	④	⑤	
	急発進はしていないか	①	②	③	④	⑤	
	左右、前後を確認しているか	①	②	③	④	⑤	
	空ぶかしはしていないか	①	②	③	④	⑤	
走　行	車間距離を十分にとっているか	①	②	③	④	⑤	
	適切なシフトギアを選んでいるか	①	②	③	④	⑤	
	急ハンドルはしていないか	①	②	③	④	⑤	
	横断歩道の手前で歩行者に注意をはらっているか	①	②	③	④	⑤	
	自転車・バイクの追い越し方は適切か	①	②	③	④	⑤	
	駐車中車両の追い越し方は適切か	①	②	③	④	⑤	
	歩行者の側方の通過は適切か	①	②	③	④	⑤	
	ふらつきはないか	①	②	③	④	⑤	
	カーブ走行時のハンドル操作は適切か	①	②	③	④	⑤	
	カーブ走行時の減速は適切か	①	②	③	④	⑤	
	進路変更時の合図の時期は適切か	①	②	③	④	⑤	
	呼称運転をしているか	①	②	③	④	⑤	
交差点	黄色信号では原則として停止しているか	①	②	③	④	⑤	
	交差点の手前で減速しているか	①	②	③	④	⑤	
	右折時、直進車や横断歩道の確認をしているか	①	②	③	④	⑤	
	左折時、後方・側方の確認をしているか	①	②	③	④	⑤	
	右左折時の軌道は適切か	①	②	③	④	⑤	
	リア・オーバーハングに注意しているか	①	②	③	④	⑤	
	十分に徐行しているか	①	②	③	④	⑤	
	右左折時の合図の時期は適切か	①	②	③	④	⑤	
	赤信号での見込み発進はしていないか	①	②	③	④	⑤	
停　車	急停車はしていないか	①	②	③	④	⑤	
	早めのブレーキ操作をしているか	①	②	③	④	⑤	
	エンジンブレーキを適切に使用しているか	①	②	③	④	⑤	
	一時停止場所では、確実に停止しているか	①	②	③	④	⑤	
	停車時の車間距離は適切か	①	②	③	④	⑤	
	降車方法は適切か	①	②	③	④	⑤	
後　退	後退する前に安全確認をしているか	①	②	③	④	⑤	
	サイドミラーでの確認は適切か	①	②	③	④	⑤	
	窓をあけて目視で確認しているか	①	②	③	④	⑤	
	最徐行で後退しているか	①	②	③	④	⑤	
乗務終了	運行状況の報告は適切か	①	②	③	④	⑤	
	小計						→ 合計　　点（250点満点）

※①：不適切　②：やや不適切　③：おおむね適切　④：適切　⑤：きわめて適切
※「安全な運転を行えるとの判断の目安」：平均点が４点以上で、かつ全てが３点以上であること。

（12031701）

（様式３）

３．特別添乗指導項目

運行管理者確認印

運転者氏名		使用車種		添乗指導者	印

添乗指導日	年　月　日

	指　導　項　目	評　価	コメント
踏切	手前で一旦停止をしているか	① ② ③ ④ ⑤	
	信号機の確認、左右の確認は適切か	① ② ③ ④ ⑤	
	窓を開けて音を聞いているか	① ② ③ ④ ⑤	
	踏切の前方の余地を確認して進入しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	変速せずに通過しているか	① ② ③ ④ ⑤	
夜間	早めの点灯を行ったか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトは上向きを基本としているか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトの下向きへの切り替えは適切か	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも速度を落として走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも車間距離を多くとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトが照らさない死角部分をしっかりと確認できているか	① ② ③ ④ ⑤	
	ヘッドライトの照射範囲に応じた速度で走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
雨天	通常よりも速度を落として走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも車間距離を多くとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	歩行者や自転車に配慮した運転をしているか	① ② ③ ④ ⑤	
	水たまり等の通過時、減速しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	スリップの原因となる急ハンドルや急ブレーキをしていないか	① ② ③ ④ ⑤	
降雪・積雪	通常よりも速度を落として走行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	通常よりも車間距離を多くとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	タイヤチェーンは適切に装着しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	降雪地域走行時の必需品は携行しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	早めのブレーキ操作をしているか	① ② ③ ④ ⑤	
	スリップの原因となる急ハンドルや急ブレーキをしていないか	① ② ③ ④ ⑤	
	歩行者や自転車の側方通過時に、速度を落とし、間隔を十分にとっているか	① ② ③ ④ ⑤	
	交差点や信号手前で早めに減速しているか	① ② ③ ④ ⑤	
	路面凍結の恐れのある場所では、より減速しているか	① ② ③ ④ ⑤	

※①：不適切　②：やや不適切　③：おおむね適切　④：適切　⑤：きわめて適切
※特別な条件での走行時に指導する。安全運転の実技の添乗指導の際に、併用して指導するため、本票は指導時間の累計には含めない。

（12031701）

（様式４）

4.エコドライブ添乗指導項目

運行管理者確認印

運転者氏名		使用車種		添乗指導者	印

添乗指導日	年　月　日

	指導項目	評価	コメント
発進	エンジン始動時にアクセルを踏み込まないようにしている	①②③④⑤	
	発進時のアクセルは、やさしく踏み増すようにしている	①②③④⑤	
	前方の交通状況を把握して、加速しすぎないようにしている	①②③④⑤	
走行	加速と減速を繰り返す「波状運転」はせず、一定の速度で走るようにしている	①②③④⑤	
	先の交通状況や道路状況を把握して、早めに対処する「予知運転」を行っている	①②③④⑤	
	エンジンの回転数が上がりすぎないように注意している	①②③④⑤	
	車間距離に余裕を持って走行している	①②③④⑤	
	同じ速度であれば、高めのギアで走行するなど、早めにシフトアップを行っている	①②③④⑤	
	シフトアップは、グリーンゾーン回転の範囲内で行っている	①②③④⑤	
	加速が必要な時も、アクセルはやさしく踏み増すようにしている	①②③④⑤	
減速	赤信号や停車位置が分かったら、早めにアクセルを離し、エンジンブレーキを使って惰力走行を行っている	①②③④⑤	
	減速や坂道を下る時は、エンジンブレーキを使って惰力走行を行っている	①②③④⑤	
	排気ブレーキを常に使用していると波状運転になりやすいので、道路状況に応じて使用している	①②③④⑤	
停止	待ち合わせや荷物の積み下ろしのために駐停車する際は、アイドリングストップを行っている	①②③④⑤	
その他	エンジンをかけたら、すぐに出発するようにしている	①②③④⑤	
	エアコンは、気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調節を行っている	①②③④⑤	
	不要な荷物は積まないようにしている	①②③④⑤	
	タイヤの空気圧を適正に保つため、確実な点検・整備を行っている	①②③④⑤	
	エアフィルターが目詰まりしていないか、定期的に点検を行っている	①②③④⑤	
	エンジンオイルの量が、オイルレベル・ゲージの範囲内にあるか点検するとともに、定期的に交換している	①②③④⑤	
	出発する前に、行き先までの走行ルートを地図などを利用して計画・準備している	①②③④⑤	
	道路交通情報をチェックして、渋滞や道路障害等のチェックを行っている	①②③④⑤	
	路上駐車など、交通渋滞を招くおそれのある違法駐車はしないようにしている	①②③④⑤	

※①：不適切　②：やや不適切　③：おおむね適切　④：適切　⑤：きわめて適切
※エコドライブの取組を理解させる。安全運転の実技の添乗指導の際に、併用して指導するため、本票は指導時間の累計には含めない。

（12031701）
出典：全日本トラック協会

教 育 訓 練 評 価 表

項目内容	評価日	評価（理解度）内容
Ⅰ、礼儀・作法・生活指導		同乗者・指導者意見
①挨拶・終業点呼		
②服装（制服・名札・安全帽・靴）		
③健康管理（早寝・早起・睡眠時間、自己管理）		
④社員としての心得・車両の5S		
⑤運輸安全マネジメントの理解度		
Ⅱ、安全教育	評価日	同乗者・指導者意見
①作業の基本（構内規則）・備品管理		
②社内規定速度（賞罰規定参照）		
③連続運転の禁止		
④走行中の注意点		
⑤緊急連絡網（故障・事故時の処理、連絡先の理解）		
Ⅲ、運行・事務処理	評価日	同乗者・指導者意見
①運行日報の処理（表・裏）		
②送り状・受領書の取り扱い		
③ETCプレート管理（注意事項・使用範囲）		
④チャート紙（脱着法・日報への転記入）		
⑤時間指定品の取り扱い		
Ⅳ、実技指導	評価日	同乗者・指導者意見
①取り扱い荷物		
②積荷方法（積み順序・荷台バランス）		
③荷締メ手段（積荷にあった使用工具）		
④道具の使用方法（ロープのナンキン締メ）		
⑤シート掛け方法		
Ⅴ、車両保安・点検・管理	評価日	同乗者・指導者意見
①タイヤ（空気圧・ナットの緩み・傷）・バッテリー（液量）		
②装置（作動具合）・オイル（補充・交換方法）		
③備品管理（荷台整理・収納方法）		
④運行前点検記録表		
⑤1ケ月点検方法		
⑥タイヤチェーン（装脱着・収納、保管）		
⑦弊社、構内での駐車注意点（輪止メ）		

項目内容	同乗者	班長	整備管	係長	配車係	課長
※上記、5項目について質疑応答及び実技チェックを実施して1人乗務が可能か否かを評価。	印	印	印	印	印	印
○基本行動「動作（挨拶）・作業（手順）」						
○運転時の安全確認・客先での対応						
○運転技術や運行計画の熟知度						
	1人乗務の許可（教育終了）確認印					

評価　：　◎良く理解　○普通　×再教育

出典：国土交通省国土交通政策研究所ホームページ

事故防止対策マニュアル（例）









安全対策会議記録

(添付資料) 会議資料

月　　日	年　　月　　日				
時　　間	:　　～　　:				
場　　所					
出席者氏名					
（他社）					
項　　目	1. 2. 3. 4. 5.				
内　　容					

ヒヤリ・ハット対策会議

該当の□欄にチェック（レ）してください。

発生年月日	年　月　日　時　分	
発生場所		
相手方	車両	
	人	
	構造物	
道路形状	□十字路（交差点内）　□T字路（交差点内）　□交差点付近 □直線　□右カーブ　□左カーブ　□その他	
信号	□ あり　□なし	
路面状況	□乾燥　□濡れた　□凍結　□積雪	
走行状態	□走行時　□発進時　□右折時　□左折時　□追越し時　□追越され時 □すれ違い時　□荷扱い時　□その他（　　）	
原因	□とび出し　□信号無視　□一旦停止せず　□確認不足　□急発進　□急停車 □急ハンドル　□むりな追越し　□割込み　□スピードの出し過ぎ □その他（　　）	
	原因はどちら側にあったか？ □当方　□相手　□双方　□その他（　　）	
どんな事故が起きる可能性があったか	□正面衝突　□追突　□接触　□人の死傷 □その他（　　）	
結果の重大性　※	□大　□中　□小	
自由記入欄	(現場見取り図等)	
会議日・開催場所	年　月　日	
対策会議出席者		

※印は、ヒヤリ・ハット報告の内容を見て、運行管理者が評価をしてもよいでしょう。

運 転 記 録 証 明 書

○活用効果

安全運転の励行と管理（事故・違反の防止）、優良運転者の表彰、SDカードの取得
証明書から分析資料の提供：事故・違反履歴から統計的に診断。

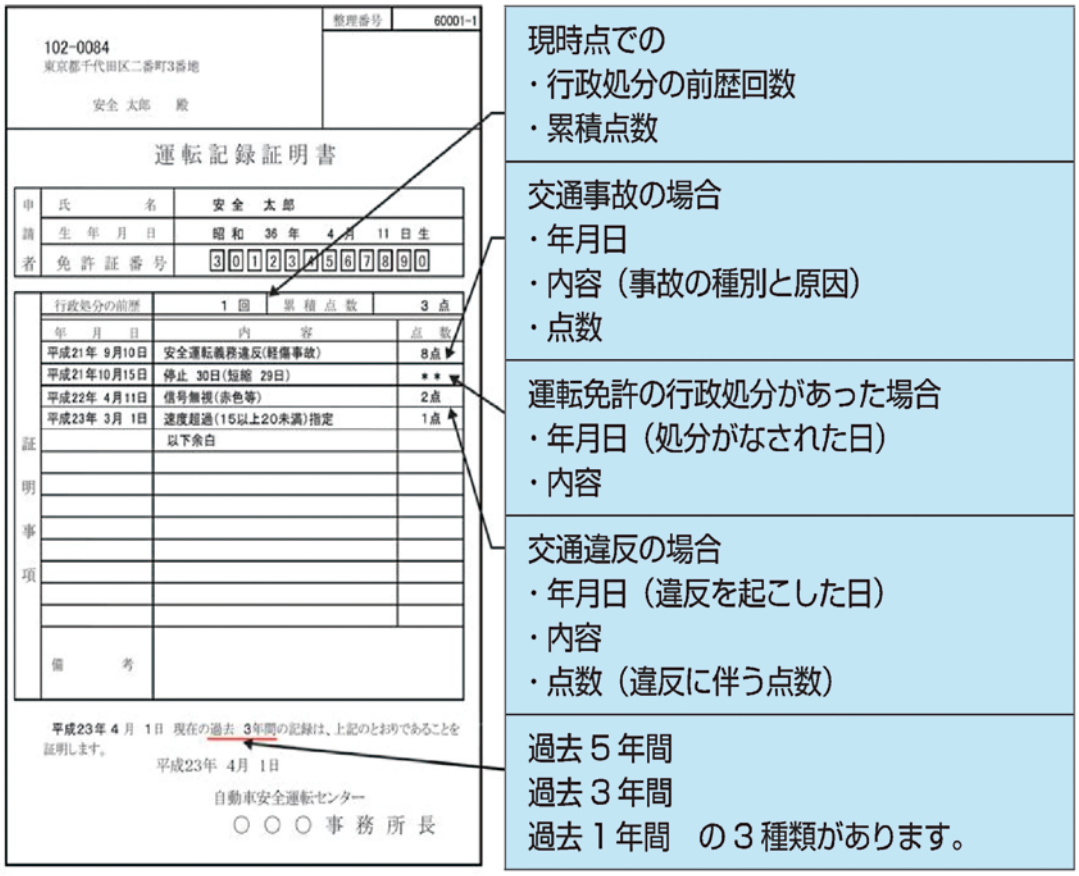
お問合せ先：自動車安全運転センター 京都府事務所
〒612-8486京都市伏見区羽束師古川町６４７−1(京都府警察本部自動車運転免許試験場内)
電話075−631−7600

1 申請の方法

●本人が申請する場合は、警察署又は交番に備え付けてある申込用紙に必要事項を記入の上、最寄りの郵便局等にあるゆうちょ銀行の窓口で払込みの方法により申し込むか、各地のセンター事務所に直接申し込んでください。

●事業所等が一括して証明書を申請する場合は、申請書のほかに、申請者本人（従業員）が代理人に申請、受領等を委任することを記載し、押印した書面が必要となります。（申請書及び委任状の用紙は、各センター事務所に用意してあります。）

2 証明書の内容



事故・違反を繰り返す者への指導の強化が可能になります。
（大事故に至る前に効果的な指導をすることが肝要です）

乗務員無事故表彰取扱規定

会社

(目的)
第１条　この規定は乗務員の無事故表彰 (以下表彰という) について定める。

(表彰の目的)
第２条　この規定は年間を通じ社内外において無事故無違反であり、かつ精勤した乗務員に対し無事故の誇りを持たせ、他の模範とするとともに人命の尊重・安全意識の向上・交通道徳の高揚を図ることを目的とする。

(無事故)
第３条　この規定において無事故とは無事故及び被害事故 (第二当事者事故) の場合とする。ただし、社内事故において譴責処分を受けた場合で譴責処分の日から３年間に事故が皆無である者については、無事故扱いとする。

(無違反)
第４条　この規定において無違反とは道路交通法違反が皆無であり、自動車安全運転センターが交付する「運転記録証明書」等により無違反が確認された場合とする。

(表彰対象期間)
第５条　１月１日～１２月３１日を１年として区切り無事故無違反年数として通算する。

(表彰)
第６条　表彰は、３年間無事故無違反者に対し、表彰式において表彰状を授与し、記念品を贈呈して行う。

２. 上記以外の年間無事故無違反者については、記念品を贈呈して行う。

(被表彰対象者)
第７条　被表彰対象者は、運転者及び積載乗務作業を主たる業務とする者 (以下「一般乗務員」という。) とする。
ただし、次の各号の一に該当する者は除く。
（１）　業務上の傷病及び疾病等により対象期間１年の内、全労働日の２/３以上の勤務がない者

（２）　対象期間中の欠勤日数が２０日を超える者
（３）　表彰式挙行日現在、勤続１年未満の者

２. 一般乗務員以外で自動車の運転を業務とする者については、別に定める。

付則
１. この規定は、　　年　　月　　日から実施する。

労働時間管理表

乗務員氏名

月日	時間 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	拘束	休息
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

採用時手続きなど必要書類

★社員の手続き

○労働条件通知書【表紙(例)】
（雇入通知書）

【例】
労働条件通知書（雇入通知書）

年　月　日

（　　）　殿

事業場名称・所在地
使用者職氏名

○就業規則【表紙(例)】
事務所内掲示･備付け又は書面の交付

【例】
就業規則

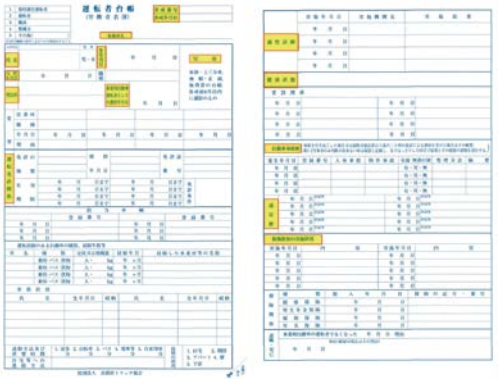
年　月　日

事業者名

○出勤簿・賃金台帳



○運転者台帳(労働者名簿)



○労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続き
(問合せ先)所轄の労働基準監督署、ハローワーク

○社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入手続き
(問合せ先)最寄りの年金事務所

○雇入れ時健康診断の受診

★選任運転者の手続き

○運転記録証明書の入手　(自動車安全運転センター)
※過去３年間をさかのぼる運転記録証明書



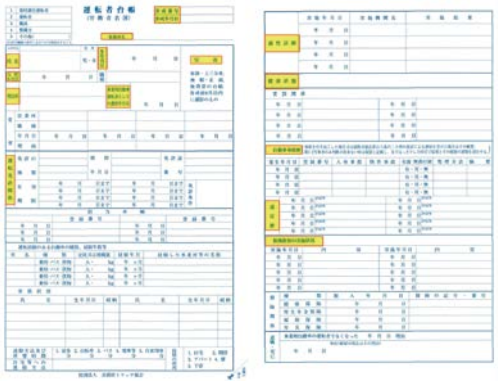
○適性診断　初任診断の受診(国土交通大臣認定機関での受診)
(検索)→　【国土交通省　適性診断　認定機関】
http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html
※当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に初任診断を受診したことがない者が受診。
但し、当時の診断票記録が必要。

○初任運転者教育の実施(国土交通省告示１３６６号の指導項目により実施)
□一般的な指導及び監督内容１２項目内容を座学および実車を用いることにより実施：１５時間以上
□実際に事業用トラックを運転させ、安全な運転方法を指導：２０時間以上
『初任運転者』当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に他の一般貨物運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く

運行管理帳票　【人（乗務員）・車（営業ナンバー車両）の帳票管理】

★乗務員管理

○運転者台帳



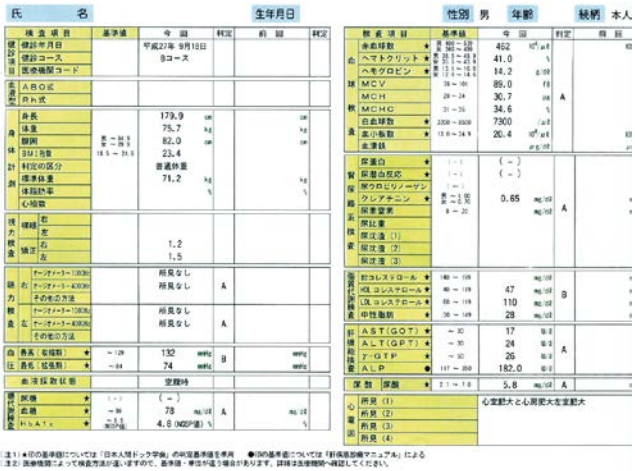
○適性診断結果票



○運転記録証明書



○健康診断結果票
（健康診断機関発行のもの）



★車両管理

○車両台帳(又は車検証の写し)



○自賠責保険・任意保険証明書(写し)



○定期点検記録簿（3か月・12か月）



特定運転者(初任･高齢者･事故惹起者)指導及び監督・適性診断実施区分表

実施項目 / 運転者区分	乗務員教育				適性診断		
	事故歴把握（運転記録証明書の取得）	初任者教育（国交省告示項目）	高齢者教育（国交省告示項目）	事故惹起者教育（国交省告示項目）	初任診断（注１）	適齢診断	特定診断
初めて事業用自動車に乗務の方	○	○			○		
６５歳以上の方			○			○	
事故惹起の方				○			○

『初任運転者』当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に他の一般貨物運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く
(注1)当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前、3年間に初任診断を受診したことがない者が受診。(但し、当時の診断票記録が必要。)

「準中型免許」の ここがポイント！

- POINT1　車両総重量3.5トン以上7.5トン未満のトラックが対象
- POINT2　基礎的免許として18歳で普通免許がなくても取得が可能
- POINT3　免許取得時の技能教習は普通免許より７時限プラス
- POINT4　現行普通免許保有者は自動的に「５トン限定準中型免許」に移行
- POINT5　「５トン限定準中型免許」の限定解除教習は４時限
- POINT6　平成29年３月12日からスタート



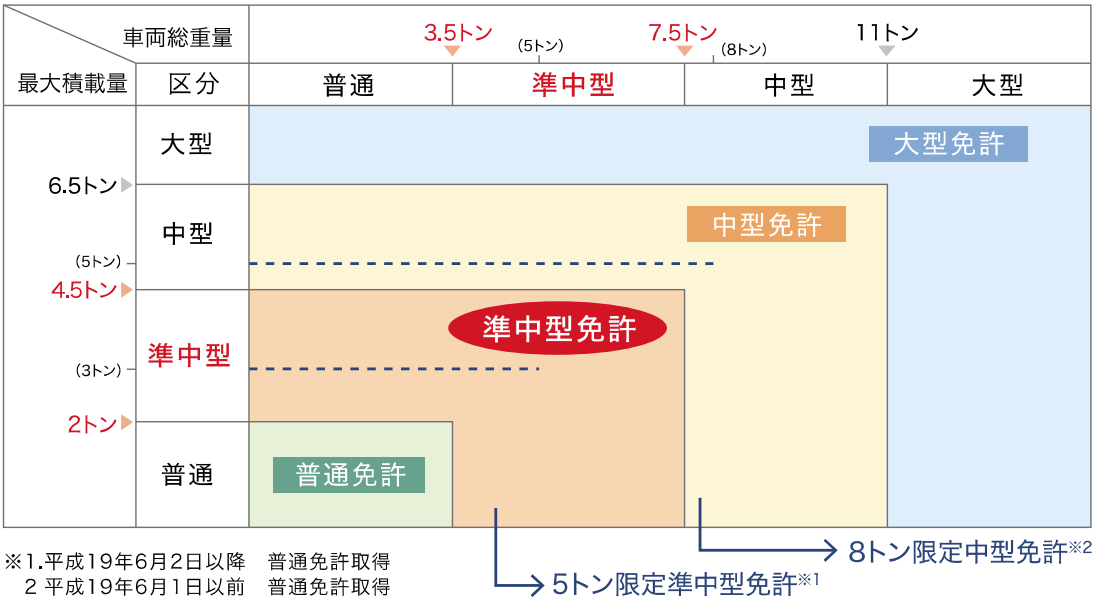
新たなトラックの免許

現行制度

最初から
準中型免許をとってもOK！

車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン
普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
18歳以上		20歳以上 普通免許等保有通算2年以上	21歳以上 普通免許等保有通算3年以上

【新たな免許区分による車両総重量と最大積載量】



※1.平成19年6月2日以降　普通免許取得
　2 平成19年6月1日以前　普通免許取得

免許種類によって乗車可能なトラックの種類

普通免許 18歳～

普通免許の対象となるのは、車両総重量が3.5トン未満の自動車です。主に小口商品の配送などで使用され、自家用のライトバンや軽トラックなどが大半を占めています。


ワゴン車


軽トラック


ライトバン

準中型免許 18歳～

準中型免許の対象となるのは、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の小型トラックです。主に近距離の配送に使用され、宅配便やコンビニ配送などのトラックとしても多く使用されています。


バン型小型トラック

いわゆる2トントラックなど


平ボディ小型トラック

中型免許 20歳～

普通免許等保有通算2年以上

中型免許の対象となるのは、車両総重量が7.5トン以上11トン未満の中型トラックです。中・近距離を中心に幅広い用途で使用されています。

いわゆる4トントラックなど


バン型中型トラック

大型免許 21歳～

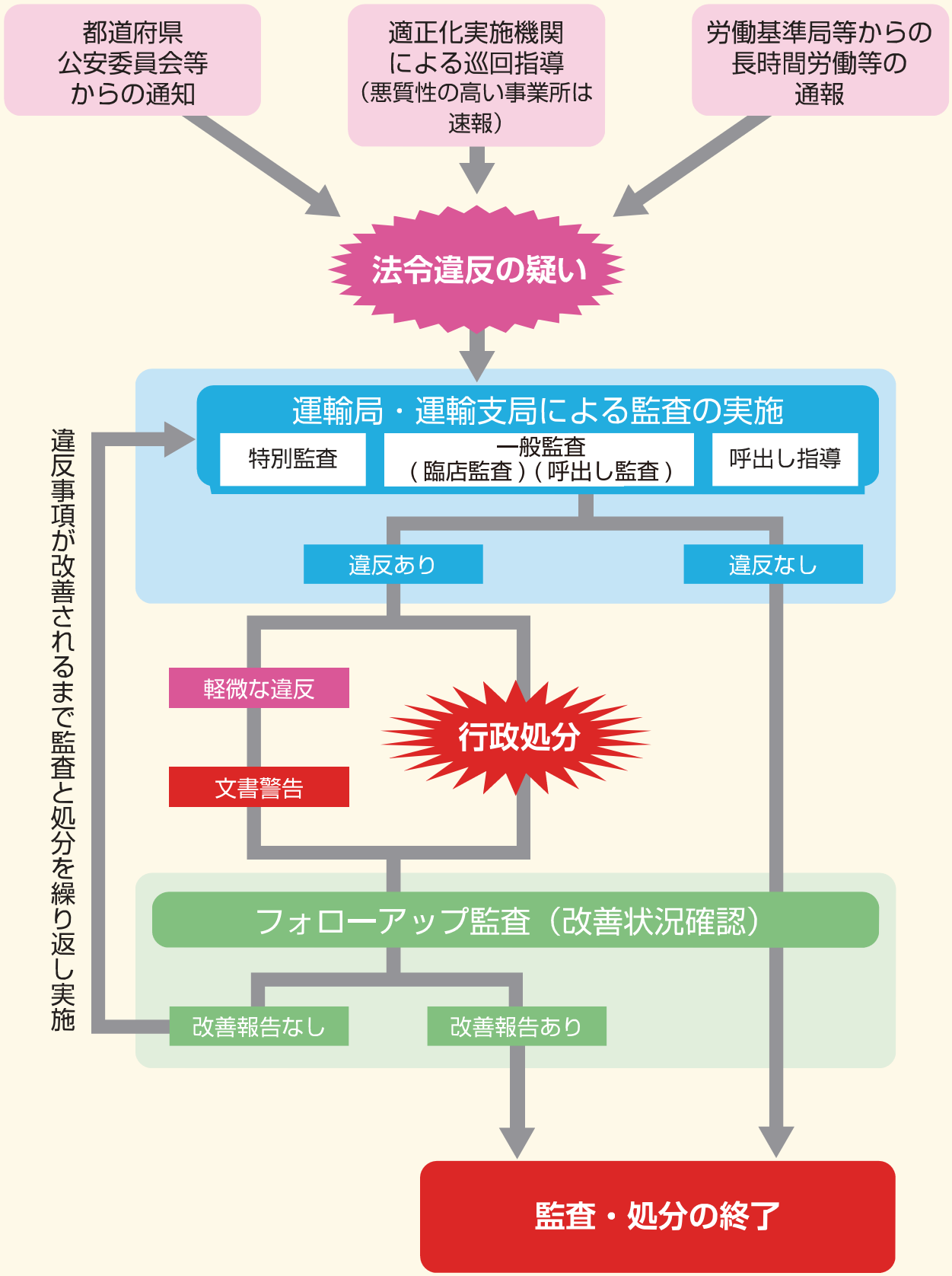
普通免許等保有通算3年以上

大型免許の対象となるのは、車両総重量11トン以上の大型トラックです。大型トラックは、主に都市と都市の間を結ぶ幹線輸送など、長距離で大量に荷物を運ぶ用途に使用されるほか、大きな建設資材や重量物なども輸送します。

いわゆる10トントラックなど


バン型大型トラック

トラック運送事業者に対する監査及び行政処分の流れ



適正化事業実施機関の巡回指導で悪質な違反は運輸支局へ速報

速報事案

1. 点呼を全く行っていない営業所
2. 運行管理者・整備管理者が全くいない営業所
3. 定期点検を全く行っていない営業所
4. 巡回指導総合評価がE※で、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれも未改善事項がある、またはいずれも改善報告がない営業所

※E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%未満の判定のことをいう。

定期報告事案

1. 巡回指導総合評価がEで、3ヶ月以内に改善報告が行われない、または一部に未改善事項がある営業所
2. 巡回指導を拒否した営業所
3. 新規巡回指導で、悪質な事業計画違反が疑われる営業所
4. 社会保険等未加入、または保険料未納※がある営業所

※令和元年11月1日より施行

相談事案

1. 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所
2. 記録の改ざんが疑われる営業所
3. 巡回指導総合評価がD※で、3ヶ月以内に改善報告が行われない営業所
4. その他相談が必要とする事案が認められる営業所

※D評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%以上70%未満の判定のことをいう。

速報事案に係る行政処分基準

事業停止処分

「点呼を全く行っていない」、「定期点検を全く行っていない」、「運行管理者が全くいない」または「整備管理者が全くいない」場合は、それぞれ30日間（運行管理者が全くいないことにより点呼を全く行っていない場合は、合わせて30日間）の事業停止処分

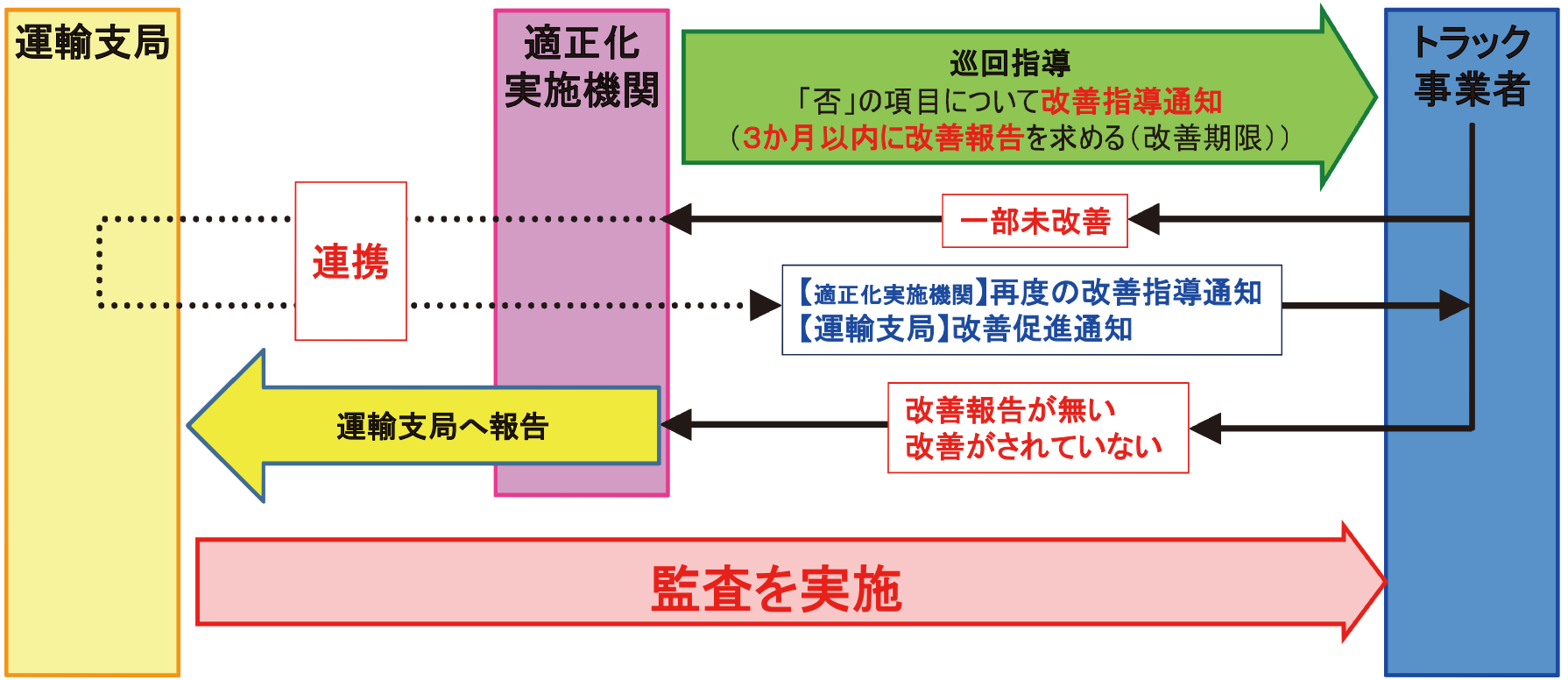
許可取消処分

巡回指導総合評価がEで、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれも未改善事項があり、またはいずれも改善報告がなく、その後の監査で当該項目のいずれも違反行為が確認されたことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合は、再度の安全確保命令を発出することなく許可取消処分

トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

国土交通省

【対象営業所】
① 巡回指導の総合評価が「Ｅ」である営業所。
②「Ｅ」以外で、（ア）～（エ）の項目が２回連続すべて不適切（「否」）である営業所。
（ア）適正な定期点検・整備の実施、記録の保存　（イ）健康診断の実施、適正な記録・保存
（ウ）労災保険・雇用保険への加入　（エ）健康保険・厚生年金保険への加入
③ 新規巡回指導の総合評価が「Ｄ」であり、次回の巡回指導の総合評価も「Ｄ」となった営業所。



E 巡回指導の総合評価で「E」を受けた事業所が留意すべき事業計画の変更手続き

令和元年11月1日から、地方実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けることにより、営業所に配置する車両数の変更が届出ではなく認可を受ける必要があるなど、事業計画変更の手続きが一部変更となりました。

※E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%未満の判定のことをいう。

1 営業所に配置する車両数の変更が認可申請となる場合

（1）減車または増車後の車両数が最低車両数（5両）を下回る場合（霊柩、一般廃棄物、島しょは除く）

（2）増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合

（3）以下のいずれかに該当する増車を行う場合

イ　申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が貨物運送事業の許可取消後5年を経過しない者である場合

ロ　変更に係る営業所の行政処分の累積違反点数が12点以上である場合

ハ　変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

2 E評価を受けた場合に影響を受ける事業計画の変更

事業計画の事業規模の拡大となる申請（新たに特別積合せ貨物運送または利用運送を行う場合、営業所の新設（増設に限る）、上記❶.（2）の増車、車庫の新設、収容能力の拡大を伴う車庫の位置の変更、運行系統の新設等）については、下記要件を含む一定の要件を満たす必要があり、また、**上記❶.（3）ハの増車**についても、これに準じた審査が行われる。

※これ以外にも認可基準があるのでご留意ください。

申請日前3ヶ月間または申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において**「E」の評価を受けた者でないこと**

（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。

国土交通省が推進するGマーク認定制度！

「安全性優良事業所」は全日本トラック協会が認定する安全・安心な運送事業所です

安全性優良事業所とは

公益社団法人全日本トラック協会（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）では、国土交通省の指導の下、利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、学識経験者、荷主団体、消費者団体等から構成される安全性評価委員会において、事業者の安全性を評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度を平成15年7月からスタートさせました。

令和元年12月末現在、全国で26,192事業所（全事業所の30.5％）が安全性優良事業所に認定され、全事業用トラックの50.0％のトラックがGマークを付けて走っています。

3テーマ38項目の厳しい評価項目

1.「安全性に対する法令の遵守状況」

適正化指導員による事業所の巡回指導結果、運輸安全マネジメントの取組状況を評価

2.「事故や違反の状況」

事故や行政処分の状況を評価

3.「安全性に対する取組の積極性」

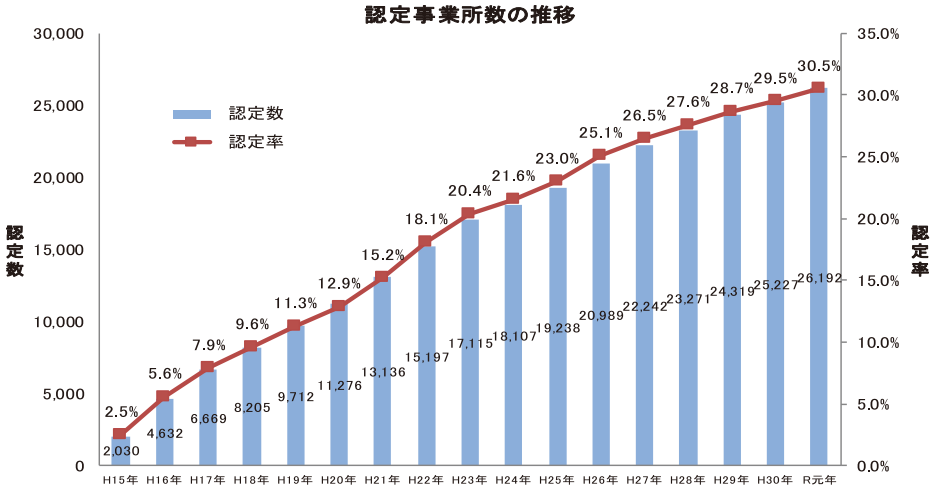
安全対策会議の実施、運転者への教育などの取組を評価

上記3つのテーマに、計38の評価項目が設けられています。

100点満点中80点以上（項目毎に基準点があります）の評価など全ての認定要件をクリアした事業所だけが「安全性優良事業所」として認定されます。また、認定された後も2～4年ごとに更新審査があるため、認定事業所は安全性を維持し続ける必要があります。

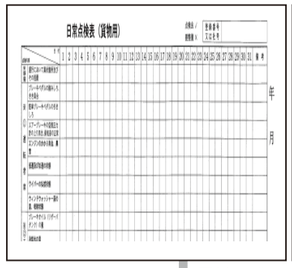
認定事業所数の推移

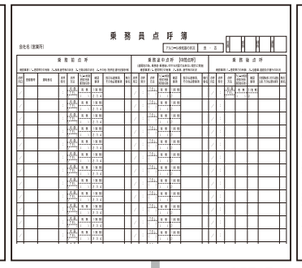
運送事業所の3割が認定されています。



貨物自動車運送事業における運行管理者等の業務内容

使　用　帳　票　類　等　の　例　示
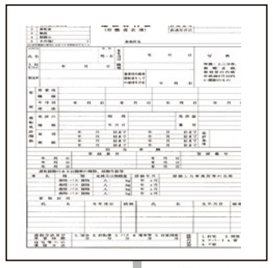

日常点検表


点呼記録簿


運転日報


事故の記録


乗務員教育記録


運転者台帳

作業手順	業務内容	担当者
		掲示板（指示事項・注意事項・運行系統等）の確認
業務開始	当日の運行業務の確認	運転者
日常点検	乗務車両の確認と日常点検の実施並びに結果記録	運転者
乗務前点呼	運転者等は、日常点検を実施した点検結果表を持参し、点呼場において、実施結果を報告するとともに点呼を受ける。	運転者 整備管理者 運行管理者
	点呼執行者は運転者等に対し、対面により点呼を行い、酒気帯びの有無等の報告を求め、及び確認を行い、並びに安全運行に関する指示等を行うとともに、実施した点呼内容を点呼記録簿に記載	
営業所出発	積載品・集配物確認業務を実施後出庫 （大型車は積載状況の確認も忘れずに）※荷主先の待ち時間	運転者
		運行系統等により、中間点呼の実施
営業所帰着	運転者は、当日の業務終了の報告と乗務等の記録（運転日報）の提出及び運行状況の報告並びにその他運行記録計のチャート紙等の提出	運転者 整備管理者 運行管理者
	点呼執行者は運転者等に対し、業務をねぎらうとともに対面により点呼を行い、乗務した自動車、道路及び運行の状況について報告（必要な場合、整備管理者に引き継ぐ）を求め、及び酒気帯びの有無等について確認を行うとともに、実施した内容を点呼記録簿に記録する。 ※運行管理者は運行記録計の管理及び記録紙の1年間保存	
翌日の業務確認	運転者・点呼執行者が相互に翌日の運行計画を確認する。	運転者 運行管理者





日常点検の実施と結果記録

【運行前点呼】
・日常点検の結果を整備管理者に報告
・運転日報等携行品の確認（運行記録計の記録紙等）
・乗務前点呼の実施状況を点呼簿に記録
　運行自動車の登録番号等
　運転者の氏名
　点呼実施　年月日・時刻
　点呼の実施方法：対面（電話：やむを得ない泊地点呼等の場合）が原則
　酒気帯び（アルコール検知器使用の有無）・健康状態・睡眠不足・運転免許・服装等点呼執行者の氏名
・掲示事項の確認
・注意伝達事項の確認
　を点呼記録簿に記載

運行中の事故（些細な事故を含む）等が発生した場合、事故状況を事故の記録用紙に記載するとともに運転者台帳に転記

【運行後点呼】
・運転日報等携行品の提出（運行記録計の記録紙等）
・乗務後点呼の実施状況を点呼簿に記録
　運行自動車の登録番号等
　運転者の氏名
　点呼実施時刻
　点呼の実施方法：対面（電話：やむを得ない泊地点呼等の場合）が原則
　酒気帯び（アルコール検知器の使用の有無）
　運行の状況
　道路の状況
　運行車両の異常の有無等（必要に応じ整備管理者に伝達）
　点呼執行者の氏名
・次（翌日）の運行系統の確認
・注意伝達・報告事項等の確認
　を点呼記録簿に記載

運転者に関する必要事項
・作成番号及び作成年月日
・運転者の住所、氏名
・生年月日
・雇用年月日
・写真
・健康状態
・適性診断の受診状況
・違反や事故歴
・運転者に選任した日等
・特別な指導教育の概要

を運転者台帳に記録及び営業所に保存（退職後も3年間保存する。）

輸送安全規則（告示を含む）に定められた指導教育項目について、
・指導教育の日時
・指導教育の場所
・指導教育を行った者の氏名
・指導教育を受けた者の氏名
・指導教育の内容

を記載し、3年間保存する。

貨物自動車運送事業における整備管理者の業務内容

職務内容	業務の概要	担当者等
日常点検における運行可否の決定	整備管理規程を策定するとともに、日常点検の実施方法を策定。 乗務員が行った日常点検の結果に基づく運行の可否を決定する。	運転者 整備管理者 運行管理者
定期点検整備計画の策定	定期点検整備の実施計画を定め、3ヶ月毎の点検実施ならびに点検の結果必要な整備の指示及び随時必要な点検の実施	整備管理者
定期点検整備記録簿等の管理・保存	定期点検整備記録簿等の保存・管理（点検実施の日から1年間）	整備管理者
車庫ならびに点検設備の保守管理	車庫及び点検設備の保守管理を行うこと。	整備管理者

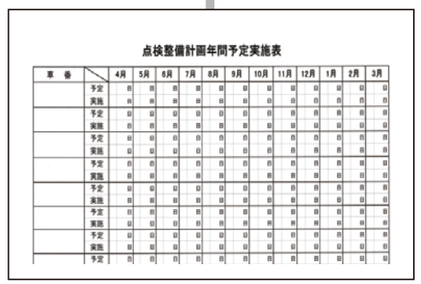
使用帳票類等の例示

日常点検表

「自動車点検基準（国土交通省令）」に基づく必要な点検項目ならびに点検結果の良否の記録

「定期点検整備計画表」及び「定期点検整備記録簿」

定期点検整備の計画表を策定し点検実施結果の把握



定期点検整備計画年間予定表

日常点検表の管理保存

事業用自動車に義務づけられている3ヶ月毎の定期点検整備の計画表を作成ならびに実施の有無を把握するとともに、「自動車点検基準（国土交通省令）」に基づき所定の定期点検整備を行いその結果を記録する。
なお、車両総重量が８トン未満の貨物自動車の初回車検が2年に延長されたことから、新車登録から１年目の点検は、12ヶ月定期点検整備となります。

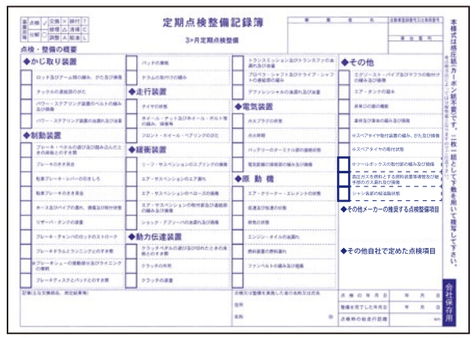
定期点検整備記録簿により、運行車両の整備履歴等の把握を行い、車両管理台帳に記載するとともに、定期点検整備記録簿を点検の日から１年間保存する。（車両に備え付ける定期点検整備記録簿の他に、管理用定期点検整備記録簿は、複数枚作成するか又はコピーを保存する。）

乗務員への指導教育

策定した日常点検の実施方法を乗務員に対し指導教育を行う。



日常点検記録表



事業用自動車3ヶ月定期点検整備記録簿

貨物自動車運送事業における運転者の業務内容

乗務員の遵守事項

乗務員等の実施事項

・酒気帯び乗務の禁止
（道交法上での酒気帯びではなく、アルコールチェックにおいて「0」表示であること。）
・過積載車両の乗務禁止
・偏荷重積載の禁止
・荷崩れ、落下の防止措置
・踏切内での運行不能時の列車防護

運転者の遵守事項

上記の乗務員の遵守事項に加え、
○疲労、疾病その他の理由により安全な運転ができない恐れがあるときの申告
○酒気帯び状態であるときの申告
○日常点検の実施、又はその確認
○点呼時にアルコールチェッカーを用いた測定記録を点呼時に提出すること。
○点呼（始業・中間・終業）を受け、酒気帯び、疲労、疾病その他の理由により安全な運転ができない恐れの有無の申告
○対面で点呼を受け、運行の状況、道路の状況等、交代運転者への通告
○対面での点呼を受けることが出来ない場合の電話等による点呼及び報告（※宿泊を伴う運行系統等の場合に限る。）


事 故 の 記 録

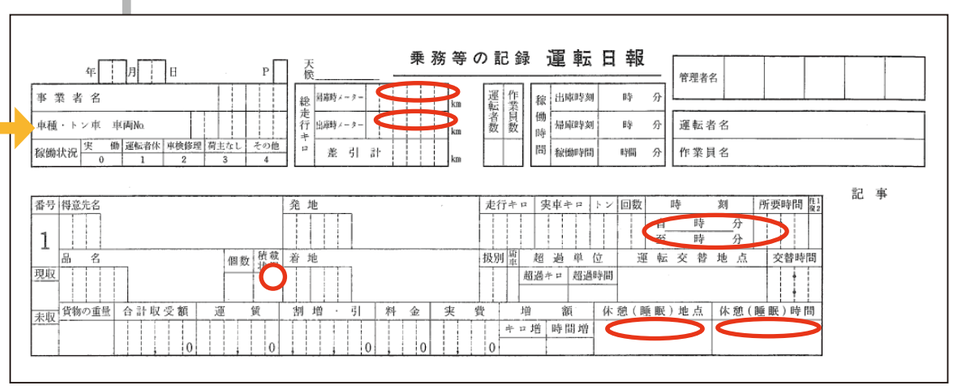
乗務員の氏名	自動車登録番号
事故発生日時　平成　年　月　日　時　分	
事故の発生場所	
事故の当事者の氏名（乗務員を除く）	
事故の概要 （損害の程度含む）	
事故原因	

○運転日報への必要事項の記録
・自動車の登録番号
・乗務開始地、乗務終了地の日時及び主な経由地の記録
・休憩、仮眠の場所、日時
・車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上の車両
貨物の積載状況、荷主の都合により待機した場合や集荷地点等で荷役作業や附帯業務を実施した場合には、集荷地点等、集荷地点等の到着日時、荷役作業等の開始・終了日時、作業等の内容
・荷主都合30分以上の荷待ち
・荷役作業、附帯業務
・事故の場合の概要及び原因の報告
・運行指示書への指示を受けた運行変更事項の記載
・総走行距離
・運行記録計による記録の場合の付記事項の記録
（乗務開始地、乗務終了地、自動車の登録番号、休憩仮眠の場所、主な経由地、積載状況等）

○踏切通行時の変速操作の禁止

関係帳票類の例示及び記載例

運転日報


乗務等の記録　運転日報

年　月　日　P　天候

事業者名						管理者名	
車種・トン車　車両No.						運転者名	
稼働状況	実働	運転者休	車検修理	荷主なし	その他	作業員名	
	0	1	2	3	4		

総走行キロ　開始時メーター　km　出庫時メーター　km　差引計　km

運転者数　作業員数

稼働時間　出庫時刻　時　分　帰庫時刻　時　分　稼働時間　時間　分

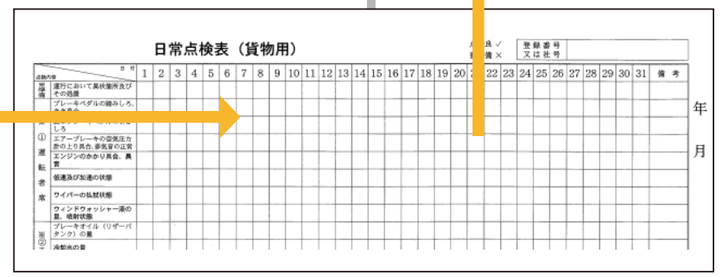
記事

番号	得意先名	発地	走行キロ	実車キロ	トン	回数	時刻	所要時間
1							自 時 分 至 時 分	

品名	個数	積載	着地	扱別	車	超過単位	運転交替地点	交替時間
現収						超過キロ　超過時間		

未収	貨物の重量	合計取受額	運賃	割増・引	料金	実費	増額	休憩（睡眠）地点	休憩（睡眠）時間
		0	0	0	0	0	キロ増　時間増		

日常点検表

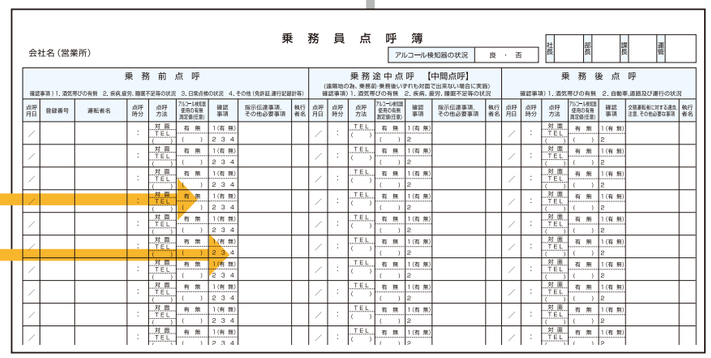

日常点検表（貨物用）

良✓　不良×　登録番号又は社号

点検内容	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考
運転室	運行において異状箇所及びその兆候																																
	ブレーキペダルの踏みしろ、遊び																																
	クラッチペダルの踏みしろ、遊び																																
①	エアーブレーキの空気圧力計の上り具合、警気室の圧力																																
運転者席	エンジンのかかり具合、異音																																
	低速及び加速の状態																																
	ワイパーの払拭状態																																
	ウィンドウォッシャー液の量、噴射状態																																
②	ブレーキオイル（リザーバタンク）の量																																
運転者席	冷却水の量																																

年　月

点呼記録簿


乗務員点呼簿

会社名（営業所）　アルコール検知器の状況　良　・　否　社長　部長　運転　運行

乗務前点呼								乗務途中点呼【中間点呼】						乗務後点呼					
点呼月日	登録番号	運転者名	点呼時分	点呼方法	ｱﾙｺｰﾙ検知器の有無 確認の有無 測定値の記録	確認事項	指示伝達事項、その他必要事項	執行者名	点呼月日	点呼時分	点呼方法	ｱﾙｺｰﾙ検知器の有無 確認の有無 測定値の記録	確認事項	指示伝達事項、その他必要事項	執行者名	点呼月日	点呼時分	点呼方法	ｱﾙｺｰﾙ検知器の有無 測定値の記録	確認事項	交替運転者に対する通告 その他必要事項	執行者名
／			：	対面 TEL（　）　－　）	有　無	1（有　無） 2 3 4			／	：	TEL（　）　－　）	有　無	1（有　無） 2			／	：	対面 TEL（　）　－　）	有　無	1（有　無） 2		

／ ： 対面 TEL（　）　－　） 有　無 1（有　無） 2 3 4 ／ ： TEL（　）　－　） 有　無 1（有　無） 2 ／ ： 対面 TEL（　）　－　） 有　無 1（有　無）

運行管理ガイドブック

令和２年６月
一般社団法人　京都府トラック協会
京都府貨物自動車運送適正化事業実施機関
京都市伏見区竹田向代町 48-3
URL　https://www.kyotruck.or.jp

